

官報

号外 平成二十一年六月二十五日

○第百七十一回 衆議院會議録 第四十二号

平成二十一年六月二十五日(木曜日)

議事日程 第二十九号

平成二十一年六月二十五日

午後一時開議

- 第一 商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律案(内閣提出)
- 第二 クラスター等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律案(内閣提出)
- 第三 経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第四 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の締結について承認を求めるの件
- 第五 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカザフスタン共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件
- 第六 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

○本日の會議に付した案件

- 日程第一 商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律案(内閣提出)
- 日程第二 クラスター等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律案(内閣提出)
- 日程第三 経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第四 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の締結について承認を求めるの件
- 日程第五 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカザフスタン共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

フスタン共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

日程第六 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

- 日程第七 平成十九年度一般会計歳入歳出決算
平成十九年度特別会計歳入歳出決算
平成十九年度国税収納金整理資金受払計算書
- 日程第八 平成十九年度政府関係機関決算書
- 日程第九 平成十九年度国有財産増減及び現在額総計算書

平成十九年度政府関係機関決算書
平成十九年度国有財産増減及び現在額総計算書

日程第九 平成十九年度国有財産無償貸付状況
国家公務員法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

日程第九 平成十九年度国有財産無償貸付状況
国家公務員法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

日程第九 平成十九年度国有財産無償貸付状況
国家公務員法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時三分開議

○議長(河野洋平君) これより會議を開きます。

日程第一 商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律案(内閣提出)

日程第二 クラスター等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律案(内閣提出)

日程第三 経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第一、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律案、日程第二、クラスター等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律案、日程第三、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。経済産業委員長東順治君。

商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律案及び同報告書

クラスター等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律案及び同報告書

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

〔東順治君登壇〕

○東順治君 たいだいま議題となりました三法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律案について申し上げます。

商店街を取り巻く環境は厳しさを増し、各地でいわゆるシャッター通りが増加している一方で、地域の柱である商店街に対しては、住民の交流の場を提供し、地域コミュニティを維持発展させる生活インフラとして、改めて期待が高まっております。

本案は、こうした状況を踏まえ、各商店街における、その持ち味を生かしたさまざまな取り組みを支援することにより、商店街の再活性化を図ろうとするものであります。

その主な内容は、商店街が行う、地域住民のニーズに応じた事業活動に対し、無利子融資の拡充など、必要な資金調達を支援する措置等を定めるものであります。

本委員会においては、六月十七日二階経済産業大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、委員各位はいずれも商店街の活性化を願いつつ、活発な議論を展開しました。大臣からも実に熱意あふれる答弁がなされるなどして、十九日質疑を終了いたしました。質疑終局後、採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

次に、クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律案について申し上げます。

我が国は、クラスター弾による一般市民の被害をなくすための国際協力を推進する見地から、昨年十二月、クラスター弾に関する条約に署名を行いました。本案は、条約の内容を的確に実施するため、条約の対象となるクラスター弾等について、製造の禁止や所持の規制などの措置を講ずるものであります。

本委員会においては、六月十九日二階大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、昨日質疑を終了いたしました。質疑終局後、採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

次に、経済連携協定に基づく特定原産地証明書が発給等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定を初めとする経済連携協定が確実に実施されるよう、経済産業大臣による認定を受けた輸出者が原産地証明書をみずから作成することができるとする制度を新たに設けるなど、締結国等に輸出される物品に係る原産地証明書の作成、発給等を我が国の輸出者にとつて利用しやすいものとするための措置を講ずるものであります。

本委員会においては、昨日二階大臣から提案理由の説明を聴取し、同日質疑を行い、質疑終局後、採決を行った結果、同じく全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（河野洋平君） 三案を一括して採決いたします。

三案の委員長の報告はいずれも可決であります。三案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長（河野洋平君） 御異議なしと認めます。

よつて、三案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第四 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第五 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカザフスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

○議長（河野洋平君） 日程第四、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の締結について承認を求めるの件、日程第五、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカザフスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件、右両件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長河野太郎君。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカザフスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔河野太郎君登壇〕

○河野太郎君 外務委員長の河野太郎でございます。たいだいま議題となりました両件につきまして、委員会の審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

日本・ブルネイ租税協定及び日本・カザフスタン租税条約は、いずれも、これまで我が国が諸外国と締結してまいりました租税条約と同じように、人的交流、経済的交流の中で発生する国際的な二重課税を回避することを目的としております。

主な内容は、まず第一に、事業所得に対する課税は、企業が相手国において支店等の恒久的施設を通じて事業を営む場合に限り、かつ当該恒久的施設に帰属する利得に對してのみ、相手国で課税すること、第二に、投資交流を促進するために、配当や利子等の投資所得に対する源泉地国課税を軽減すること等を主な目的としております。

両件は、いずれも六月十八日外務委員会に付託され、十九日中曾根外務大臣より提案理由の説明を聴取し、二十四日質疑の上、採決をいたしましたところ、いずれも賛成多数で承認すべきものと決しました。

なお、日本共産党は、我が国の多国籍企業は既に国の内外において税の優遇措置を受けており、本協定並びに条約を締結することにより、優遇措置がさらに積み上がり、税の公平負担原則の観点から容認しがたいという理由で反対をいたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 両件を一括して採決いたします。

両件を委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、両件とも委員長報告のとおり承認することに決まりました。

日程第六 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

○議長(河野洋平君) 日程第六、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件を議題といたします。

委員長報告を求めます。国土交通委員長望月義夫君。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(望月義夫君登壇)

○望月義夫君 たいいま議題となりました承認を求めるの件につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、平成十八年十月十四日より本年四月十三日まで北朝鮮船舶のすべての船舶の入港を禁止することとする閣議決定について、その後の我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、本年四月十日に入港禁止の期間を平成二十二年四月十三日まで一年延長する変更をしたため、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、国会の承認を求めるものであります。

本件は、六月十七日日本委員会に付託され、同日金子国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、昨二十四日質疑を行い、採決いたしました結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり承認することになりました。

日程第七 平成十九年度一般会計歳入歳出決算

算
平成十九年度特別会計歳入歳出決算

算
平成十九年度国税収納金整理資金受払計算書

日程第八 平成十九年度政府関係機関決算書

在額総計算書

日程第九 平成十九年度国有財産無償貸付状況総計算書

況総計算書

○議長(河野洋平君) 日程第七、平成十九年度一般会計歳入歳出決算、平成十九年度特別会計歳入歳出決算、平成十九年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十九年度政府関係機関決算書、日程第八、平成十九年度国有財産増減及び現在額総計算書、日程第九、平成十九年度国有財産無償貸付状況総計算書、右各件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。決算行政監視委員長川端達夫君。

(報告書は本号末尾に掲載)

(川端達夫君登壇)

○川端達夫君 たいいま議題となりました平成十九年度決算外二件につきまして、決算行政監視委員会の審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、決算等の概要について申し上げます。
一般会計決算額は、歳入八十四兆五千億円余、歳出八十一兆八千億円余であり、特別会計決算総額は、歳入三百九十五兆九千億円余、歳出三百五十三兆二千億円余であります。国税収納金整理資金は、

金は、収納済額六十二兆七千億円余、一般会計の歳入への組み入れ額等六十一兆九千億円余であり、政府関係機関決算総額は、収入二兆六千億円余、支出二兆円余であります。

次に、国有財産増減及び現在額総計算書の年度末現在額は、百五兆千億円余であり、国有財産無償貸付状況総計算書の年度末現在額は、一兆円余であります。

本委員会におきましては、第百七十回国会において財務大臣から概要説明を聴取し、今国会において、総括質疑、分科会審査、重点事項審査、全般的審査を行い、昨二十四日締めくくりに総括質疑を行った後、委員長から平成十九年度決算に関する議決案を提出いたしました。

以下、議決案の内容を申し上げます。

本院は、平成十九年度決算について、予算執行の実績とその効果、会計検査院の検査報告などに重点を置いて審議を行ってきたが、さらに改善を要するものが認められるのは遺憾である。

一 予算の執行状況などからみて、所期の目的が十分達成されるよう、なお一層の努力を要する事項などが見受けられる。

次の事項がその主なものであるが、政府は、これらについて特に留意して適切な措置を執り、その結果を次の常会に本院に報告すべきである。

1 世界的な金融・経済危機から脱却するために、景気回復を最優先としつつ、年金・医療・介護・子育てをはじめ、社会保障制度の抜本改革を早急に実行する一方、不急の経費の見直しや無駄の削減による歳出改革を継続し、中長期的には財政の健全化に努めるものとする。

2 地域経済を立て直すためにその実情に応じた地域の再生を推進すべきである。

また、国直轄事業の費用負担の在り方については、積算等の透明性を確保すべきであり、改善に向けた見直しを早急に行うべきである。補助金等の使用状況について、地方自治体において不適正経理が行われていた事実が多数報告されたことを踏まえ、地方自治体に改善を求めるべきである。補助金等に係る国の画一的な基準設定が地域の実情に応じた柔軟な対応を妨げている側面もあることも踏まえ、補助金等の基準の弾力化等の見直しを早急に行うべきである。同時に、直轄事業や補助事業の在り方そのものについて、国と地方の役割分担を明確化し、国から地方に事務事業、権限及び財源を移譲する等、抜本的な地方分権改革を行う中で、見直すべきである。

さらに、道路特定財源の一般財源化の趣旨を踏まえ、道路に係る歳出の改革を図り、適正に使用すべきである。

3 年金記録問題への対応に当たっては、発生原因の徹底究明と再発防止に全力で取り組むとともに、標準報酬等の遡及訂正事業への対応等を可及的速やかに進め、正しい年金記録に基づく年金の支払いに万全を期すべきである。

4 医師不足等の地域医療の課題に対応するため、医師、看護師、医療事務者等地域医療の人的基盤を構築するとともに、地域の医療体制が損なわれることのないよう公的病院等に対する手厚い支援に努めるべきである。

現在の介護現場においては労働条件の悪化により人材不足が深刻化するなど危機的な状況にある。高齢者等が安心して暮らすことのできる社会を実現するため、介護労働者の賃金向上を含めた処遇改善策を積極的に推進すること等により、介護を担う優れた人材を確保するとともに大規模な雇用創出を図るべきである。

また、保育の充実、幼児教育の推進、乳幼児医療の充実など子育て支援・少子化対策を強力に実施すべきである。

5 高齢化が進む原子爆弾被害者の早期救済を図るため、原爆症認定集団訴訟の解決に向けて適切に対応するとともに、原爆症認定を迅速化し、認定対象疾病の拡大の検討を可及的速やかに進めるべきである。

6 世界に先駆けた低炭素・循環型社会を構築するため、太陽光発電及び次世代自動車の普及を促進するとともに、マルチモーダルシフトを強力に推進し、これらの環境対策を通じた景気回復・雇用創出を積極的に後押しすべきである。

また、情報通信技術を活用したテレワークは、ワーク・ライフ・バランスの実現、人口減少・少子高齢化時代における労働力確保、低炭素社会の実現の観点から有効なものであり、より一層の推進を図るべきである。

7 宇宙政策の推進に当たっては、政治主導を貫き、政府全体が一致となって、総合的な施策を強力かつ計画的に推進できるように、予算配分及び組織・人的体制を充実させるべきである。その際、省益を排し、国

家戦略としての宇宙政策を推進するにふさわしい人材を積極的に登用すべきであり、その趣旨を体した能力・実績主義に基づく人事政策により徹底すべきである。また、科学技術の大型プロジェクトについては、経費の効率性及び成果の活用を検証し、国民に対する説明責任を果たしていくべきである。

8 在日米軍関係施設の設置・移転等に関する日米間の協議及びその実行並びに各種の経費負担関係については、米国に対して国民・地域住民の視点を踏まえた主張を行うなどとともに、国民に対する説明や情報公開を十分に行い、地域住民の理解を得られるよう努めるべきである。

9 消費者行政については、消費者被害の予防や被害の救済の観点から、関係行政機関は民間事業者に対する指導・監督を適切に行うとともに、これらの関係行政機関に対する監視が適切に行われるべきである。

二 会計検査院が検査報告で指摘した不当事項については、本院もこれを不当と認める。

政府は、これらの指摘事項について、それは正の措置を講じるとともに、綱紀を肅正して、今後再びこのような不当事項が発生することのないよう万全を期すべきである。

三 決算のうち、前記以外の事項については異議がない。

政府は、今後予算の作成及び執行に当たっては、本院の決算審議の経過と結果を十分考慮して、行財政改革を強力に推進し、財政運営の健全化、行政の活性化・効率化を図るとともに、政策評価等の実施を通じた効果的かつ効率的な

行政を推進し、もって国民の信託にこたえるべきである。

以上が、議決案の内容であります。次いで、採決を行った結果、平成十九年度決算は多数をもって議決案のとおり議決すべきものと決し、国有財産増減及び現在額総計算書並びに国有財産無償貸付状況総計算書は、いずれも多数をもって是認すべきものと議決いたしました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) これより採決に入ります。まず、日程第七の各件を一括して採決いたします。

各件を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、各件とも委員長報告のとおり議決いたしました。次に、日程第八につき採決いたします。

本件の委員長の報告は是認すべきものと決したものであります。本件を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり議決いたしました。次に、日程第九につき採決いたします。

本件の委員長の報告は是認すべきものと決したものであります。本件を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり議決いたしました。

国家公務員法等の一部を改正する法律案(内閣提出の趣旨説明)

○議長(河野洋平君) この際、内閣提出、国家公務員法等の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。国務大臣甘利明君。

〔国務大臣甘利明君登壇〕
○国務大臣甘利明君 このたび、政府から提出いたしました国家公務員法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

昨年六月十三日に公布された国家公務員制度改革基本法に基づき、国家に奉職するという高いモラル、みずからの職務への高いモチベーション、高い能力を持つ国家公務員を育成、活用し、あわせて、時代の変化、世界の変化に行政と国家公務員が機動的に対応し、その時々々の行政課題に迅速、果敢に取り組むことができるような体制を内閣のもとに構築する等のための国家公務員制度改革を早急に実施する必要があります。

このような観点から、政府は、内閣による人事管理機能の強化等を図るため、人事の一元管理に関する規定を創設し、内閣官房の所掌事務及び内閣人事局の設置に関する規定の整備を行うとともに、議院内閣制のもと、政治主導を強化するため、国家戦略スタッフ及び政務スタッフの設置に関する規定の整備等を行うこととする本法律案を提出する次第であります。

次に、本法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、内閣による人事管理機能の強化等を図るため、幹部職員等の一元管理に関する規定を創設することといたします。

具体的には、幹部職への任用は、内閣官房長官

が適格性審査を行った上で作成する幹部候補者名簿に記載されている者の中から、任命権者が、内閣総理大臣及び内閣官房長官との協議に基づいて行うものとなります。

また、管理職員の職責を担うにふさわしい能力及び経験を有する職員を政府全体として総合的に計画的に育成する仕組みとして、幹部候補育成課程を設け、各大臣等が、内閣総理大臣が定める基準に従い運用することといたします。

あわせて、幹部職員については、幹部職員の任用を適切に行うため必要がある場合には、「勤務実績がよくない場合」等に該当しない場合にあつても、一定の要件を満たす場合には、その意に反して、直近下位の職制上の段階に属する幹部職へ降任することができるとする等の措置を講ずることとしております。

これらの措置を講ずるに当たっては、会計検査院、人事院、検察庁、警察庁、実施庁の職員等について、職務の特殊性を踏まえた適用除外規定、特例規定等を整備することといたします。

第二に、時代の変化、世界の変化に行政と国家公務員が機動的に対応し、その時々々の行政課題に迅速、果敢に取り組むことができるような体制を内閣のもとに構築するため、内閣官房に内閣人事局を設置することといたします。

内閣人事局は、国家公務員制度の企画及び立案に関する事務、中央人事行政機関たる内閣総理大臣の所掌する事務に関する事務、国家公務員の総人件費の基本方針及び人件費予算の配分の方針の企画及び立案並びに調整に関する事務、行政機関の機構及び定員に関する審査に関する事務等をつかさどることといたします。

あわせて、採用試験及び研修の企画、任用、級

別定数の設定及び改定を人事院から内閣総理大臣に移管することとし、これらに関する事務を内閣人事局に担わせることといたします。中央人事行政機関たる人事院から移管する機能については、移管後は、内閣が政令を定めるに当たっては、あらかじめ人事院の意見を聞くこととするほか、人事院による報告要求や是指示等、必要な措置を講ずることといたします。また、内閣総理大臣は、人事院規則の制定改廃に関し、人事院に対し意見を申し出ることができるとします。

第三に、議院内閣制のもと、政治主導を強化するため、国家戦略スタッフ及び政務スタッフの設置に関する規定の整備等を行うことといたします。

国家戦略スタッフは内閣官房に置き、内閣総理大臣の命を受け、国家として戦略的に推進すべき基本的な施策その他の内閣の重要政策の企画及び立案について、内閣総理大臣を補佐することといたします。また、国会議員が国家戦略スタッフを兼ねることができるとし、内閣総理大臣補佐官は国家戦略スタッフに統合することといたします。

政務スタッフは各府省に置き、大臣の命を受け、特定の政策の企画及び立案並びに政務に関し、大臣を補佐することといたします。なお、国会議員は政務スタッフを兼ねることができるといたします。

以上が本法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

国家公務員法等の一部を改正する法律案(内閣提出の趣旨説明に対する質疑)

○議長(河野洋平君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。中馬弘毅君。

〔中馬弘毅君登壇〕
○中馬弘毅君 私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となりました国家公務員法等の一部を改正する法律案について質問いたします。(拍手)

明治憲法下における官僚は、天皇の官吏として、使命感に燃えて、欧米先進諸国に追いつき追い越せの国家目標に邁進し、多大な役割を果たしてきたことは御承知のとおりであります。

戦後は、国民全体の奉仕者、いわゆる公僕と位置づけられましたが、戦後の復興に戦前と同等のシステムと気概をもって当たり、中央集権、官主導で、焼け野が原のこの国を世界第二の経済大国へ押し上げたことは事実であります。

しかし、国民の所得水準が上昇し、生活レベルの向上や教育の高度歴化に伴い、従来の官主導の画一的政策では十分に対応できず、逆に不満が高まる結果となってきました。しかも、その中央集権、官主導体制では、社会の多様化、複雑化が結果的に官僚組織の自己増殖を促し、行政組織と財政を肥大化させ、今では非効率の典型となつてしまいました。

この観点からの国家公務員制度改革は長年の懸案で、平成十三年には公務員制度改革大綱が閣議決定され、その後、私が行政改革担当大臣のときに取りまとめ、閣議報告した「新たな公務員人事の方向性について」などを土台として、昨年の通常国会において、国家公務員制度改革基本法が成立いたしました。

これは、ねじれ国会と言われる中でも、与野党協議が結実した歴史に残る成果として位置づけられるものであります。私としては、政府案に盛り込まれていた国家公務員の一括採用の導入が削除されるといった残念な面もありましたが、全体としては、大きな前進として高く評価すべきものであります。

衆議院での審議開始に当たり、私は、今般の公務員制度改革の方向性、全体像を国民に正しく伝え、改革への御理解と御支援をいただけるよう、以下の点について、総理並びに甘利公務員制度改革担当大臣の御所見を賜りたいと存じます。

第一に、私は、国家公務員は国民の共有財産であり、その能力を高め、国民のために有効に使ってこそ本来の意義があると考えております。

確かに、一部の不祥事を起こす者がありますが、ほとんどの者は勤勉で、国民のため、国のために職務に励んでいます。これを、マスコミ的興味の対象や政治的意図、党利党略のため、公務員はすべて国民の敵であるかのように、たたき、批判し、愚弄することが私たち国民にとってもプラスなのかどうか、非常に疑問に思っています。

総理も、国家公務員について「国民に奉仕する政府の経営資源」と言われ、みずから官僚を使いこなしていくと言われましたが、まず、総理の、国家公務員についてのあるべき姿など基本的な御認識と、本法案の成立に向けた御決意をお聞かせ願いたいと存じます。

第二に、本法案は、府省の縦割り行政の弊害を是正するため、これまで各省ごとに行ってきた幹部職員の人事を、総理、官房長官、大臣の協議によって行うこととするなど、基本法に沿った制度

を導入しましたが、これは縦割りの費が関を改革すべしという与野党一致した認識で修正協議した結果であり、評価したいと思えます。

ただ、政権がかかるたびごとに幹部職員を全面的に入れかえるとか、行政の中に国会議員が百人規模で入り込むとかの考えもあるようですが、そこまですると、政治主導どころか、行政に対する政治の影響が強くなり過ぎて、行政の中立性が大きく損なわれると危惧いたします。

さらに、公務員は、年金記録の改ざんなどの不祥事、さらに公務員にあるまじき破廉恥な行為をしても、これまでほとんど退職させたケースはありませんでした。その上、事もあろうに、勤務時間中に、国民の税金から給料を受け取りながら、公務以外の労働組合活動を組織的に行っている、いわゆるやみ専従問題が明らかになりました。これは、職場の規律保持もさることながら、明らかに違法事案であります。所管大臣がこれをどのように処分されるか、国民も注視しています。

ともあれ、行政に対する信頼を取り戻すためには、信賞必罰を徹底し、不祥事が発生した場合は関係者の懲戒処分等を速やかに、厳正に行うとともに、不祥事の原因となった組織の体質や長年にわたる慣行を根本から変えていくべきだと考えますが、総理のお考えと御決意をお伺いいたします。

第三に、幹部職員について、適材適所の人事を徹底していくためには、抜てき昇格する一方で降格することもあるという弾力的な任用や、それに伴う給与制度が必要であります。また、能力・実績主義のもとでは、高い専門能力を持ち高度な業務に従事する者とそれ以外の者との間では、処遇

に差があつて当然でありましょう。国家の重要施策を企画立案する本省の課長、局長クラスが、大手民間企業の部長や取締役の半分以下の給与というのであれば、民間からすぐれた人材を登用するのは無理です。

今後行われる給与制度の改定において、能力、実績や担当職務に応じたためり張りのある処遇、すなわち、職務によって給与の大幅な引き上げや引き下げが必要だと考えますが、甘利大臣、今後の給与法改定のスケジュールやその方向性をお示し願います。

ところで、民主党はさきのマニフェストの中で、今後の所要の財源確保の一つとして、国家公務員総人件費の二割、一・一兆円のカットを公約していますが、給与や定員をどうするのか、具体策は示されておられません。地方分権により削減するとも説明されておられますが、それでは、国の人員や人件費が減つても、地方の人員や人件費がふえてしまいます。これに関する甘利大臣の御見解をお願いたします。

第四に、いわゆる天下り問題に対して国民の厳しい目が向けられている中、政府としてもさまざまな対応策が講じられ、さらなる施策の検討を進めているようですが、その内容が十分に国民に伝わっていません。

天下り禁止と言っても、天下りの定義を明確にしないと、すぐれた能力や役所時代の多くの経験を活かした職場で生かそうとしても、再就職がすべて禁止されることになれば、国家にとって人材資源の大きな損失となります。あしき天下りとは、予算と権限を背景にした押しつけのあつせんによる再就職という定義を再度確認した上で、天下り問

題の議論を進めるべきではないでしょうか。また、甘利大臣からも、天下り根絶に対応した人事制度の取り組みについて、工程表にも入っていると思いますので、その取り組み状況を御報告願います。

第五に、今回の法案においては、議院内閣制のもと、政治主導を強化し、所管の国家公務員だけではなく、幅広い知識人や経験者が内閣総理大臣及び各大臣を補佐する国家戦略スタッフ並びに各府省政務スタッフを設置することとしたのは画期的なことだと思います。

ところで、その人選や役割はその時々々の総理大臣にゆだねられているわけですが、私は、国際感覚を有する経済人や科学者、文化人などのいわゆる知識人や、総理経験者、地方自治体の首長経験者、外交経験豊かな人など、我が国のあるべき姿の一つの見識を有する数人の方で構成されるのがいいと考えますが、総理はどのようにイメージされているか、お示しいただけますでしょうか。

最後に、世界は大きく揺れ動いています。我が国も次の時代に向けて、国際的にも一つの国家戦略をもつて、機動的、効率的にこの国を運営していくことが必要です。その担い手は、誇りと気概と使命感を持った優秀な国家公務員でなければなりません。そのための国家公務員制度改革であることを議員諸氏も御認識いただいて、真剣かつ迅速に御審議願ひ、まずは、基本法、工程表に定めた来年四月からの内閣人事局並びに国家戦略スタッフの発足を現実のものとしていただきたいと思います。このことを心から願つて、私の質問を終わります。

ありがとうございました。(拍手)

〔内閣総理大臣麻生太郎君登壇〕

○内閣総理大臣(麻生太郎君) 中馬議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず最初に、国家公務員についての基本認識や、法案の成立に向けた決意についてのお尋ねがありました。

公務員には公務員の役割があり、政治家には政治家の役割があるのは当然であります。総理大臣や各大臣は、会社でいえば、いわば社長であります。社員たる公務員を使いこなさなければならぬと考えます。社員をただでやる気をなくさせて社長は務まらないと考えております。

他方、公務員の側は、国民に奉仕するという崇高な仕事に誇りを持ってもらいたいと思っております。そして、省益を捨て、国益に徹し、国家国民のため粉骨砕身働くことが国家公務員のあるべき姿だと考えております。

このため、国家公務員制度改革基本法に基づき、公務員一人一人が責任を自覚し、誇りを持って職務に専念できるよう、改革を推し進めているところであります。改革を後退させないためにも、今国会における本法案の成立を目指してまいりたいと考えております。

次に、行政に対する信頼の回復についてお尋ねがありました。

行政に対する信頼を取り戻すためには、公務員諸君が、その責任を自覚し、規律を持って、真摯な姿勢で国家国民のため業務を行うことが何より大切であります。

仮に不祥事が発生してしまった場合には、各省庁において、関係者に対する厳正な処分を速やか

に行うなど、信賞必罰を徹底するとともに、その原因となった内部管理体制、業務執行体制を見直し、同様の不祥事が再び生じることのないよう、必要な対応策を早急に講じていくことが重要だと考えております。

最後に、国家戦略スタッフについてお尋ねがありました。

国家戦略スタッフとは、国家として戦略的に推進をすべき基本施策、重要政策の企画立案について総理を補佐する役職であります。この制度は、時々の総理大臣の判断により適切と考える体制を組めるような柔軟な仕組みといたしております。

私としては、日本の経済と社会をめぐる困難な課題を解決し、安心と活力の日本を築くために、さまざまな分野で活躍する日本の英知を結集した体制としたいと考えております。

残余の質問については、関係大臣から答弁いたします。(拍手)

〔国務大臣甘利明君登壇〕

○国務大臣(甘利明君) 給与制度の改定につきましてお尋ねがありました。

職員が意欲と誇りを持って働くことを可能とするためには、職員の能力及び実績に応じた処遇を徹底することが重要であります。

このため、公務員制度改革に係る工程表に沿いまして、幹部職員等の任用、給与その他の処遇のあり方全般につきまして、職務の特性や能力及び実績に応じた弾力的なものとするため、平成二十二年に所要の法制上の措置を講ずることを目指します。

次に、さきの参議院選挙の民主党マニフェストにおける国家公務員の総人件費削減による財源確

保についてお尋ねがありました。

総人件費削減の方法について、民主党の御主張の詳細は明らかではありませんが、仮に、地方分権の推進により国の事務事業の多くを地方に移譲し、これに伴い国の人員も移管することを想定しているとするれば、地方における人員や人件費は増加いたします。さらに、その増加する人件費について国が財源措置をする必要が生ずることとなるために、直ちに国の財源が節約できるものではないと考えられます。

次に、天下り根絶に対応した人事制度に係る取り組み状況についてお尋ねがありました。

平成十九年の国家公務員法改正による天下りの根絶に対応し、基本法に基づいて、人事制度の面からも、定年まで勤務できる環境の整備を進めることといたしております。

定年まで勤務できる環境の整備等に際しましては、いかにして、職員の高齢化による人事の停滞を防いで、組織の活性化を図り、能力・実績主義に基づく適材適所の人事を進める仕組みをつくるかが重要な課題であります。

このため、工程表におきまして、任用、給与、勤務形態、組織のあり方などについての幅広い見直しを総人件費の抑制に留意しつつ実施することとしておりまして、平成二十二年中に必要な法案を国会に提出する準備を進めているところであります。

以上です。(拍手)

○議長(河野洋平君) 松本剛明君。

〔松本剛明君登壇〕

○松本剛明君 民主党の松本剛明です。

私は、民主党・無所属クラブを代表して、ただいま議題となりました国家公務員法等の一部を改正する法律案について、総理、官房長官並びに公務員制度改革担当大臣に質問申し上げます。(拍手)

本法案は、昨年、与野党で共同修正して成立した国家公務員制度改革基本法を受けたものと位置づけられています。私たちの理解では、基本法は、官僚主導と言われる現状の政府のガバナンスを改めるべく、必要な制度改革を断行して政と官のあり方を見直すことを目的としています。

自民党の皆さんも、私も民主党のことをおっしゃっていただく議論はもちろん受けて立ちますが、その前に、自分たちの足元のガバナンスをしっかりと見詰め直していただきたいと思えます。

総理は、かねがね、官僚は、対決するものではなく、使いこなすものだとおっしゃっておられます。しかし、総理初め自民党の皆さん、すっかり使いこなされてはいませんか。

先日、党首討論を聞いておりましたところ、総理は、国の会計二百十兆円のうち、国債費や社会保障費などの切れないものが百八十兆円あると主張しておられました。その説明は私たちも聞きまして、その上で、その中身を詰めていただければ、実は切れないものとくくっている中に切れないものを混入させていることがわかったから、切れないものは百四十兆円だと申し上げているのです。

民主党の予備的調査による天下りに関する数字、二〇〇七年度で四千五百の団体に二万五千人が天下り、国の予算が十二・一兆円流れていることに対する反論も同じです。官僚サイドの言い分

をうのみにしていると、会計検査院が指摘されたことまで含めて、丸々容認することになってしまいます。ぜひ、それぞれ御自身で確認をされた方がよろしいかと思ひます。

そもそも、総理は、政と官の関係をどうお考えなのでしょうか。

官僚出身の官房副長官が、御自身が政治任用職であることを全く理解せずに、中立という言葉を使い、他方で、自民党に捜査は及ばないと言ったりしています。

国家公務員法、人事院規則では、政治的中立を公務員に求めており、特定の政党に反対する政治的目的をもって、影響力を利用したり、公に意見を述べることは許されていません。

ある省の次官は、我が党の政策を会見で批判する一方で、大臣と一部与党の方が政策面で対立していると思われるときに、与党の議員と意見交換、意思疎通を行うと公言しています。だれに仕えている公務員なのでしょうか。

憲法に「すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない」とあることを根拠に中立を主張する向きがあります。しかし、憲法は、主権が国民に存することを宣言しており、そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権力は国民の代表者がこれを行使するとしています。すなわち、国会議員の選挙、議会で首班指名という民主的手続を経た内閣が国政を担うのであつて、国家公務員はそれに従うべきではないのでしょうか。都合のいい中立を許してはいけません。

いかがでしょうか。総理の御所見を承りたいと思います。

民主党は、昨年、霞が関改革・国家公務員制度等改革重点事項を定め、総合的な改革を準備しています。

基本法で一部が進み、さらに今国会で公文書管理法案が我が党の抜本修正案を受け入れて成立するなど、文書管理等の適正化と情報公開に関して多少の成果が上がっていますが、合意できずに残された課題は山積しています。

代表的な点が、天下りです。

総理は天下りをことしいつばいで廃止すると言われましたが、御指示でできた政令は、各府省による再就職あっせんを廃止する期間を三年以内から年内に前倒しするだけのものであります。まだ、官民人材交流センター、私たちから見れば、天下りバンクがあります。各府省あっせんを代替して、既に稼働しているものであります。これも、政府があつせんしていることに変わりはなく、やはり天下りです。

先月の衆議院予算委員会では我が党の長妻議員が取り上げたように、抜け穴を探して大口随意契約先に再就職させており、まさに官僚のやりたい放題になっていきます。さらに長妻議員が追及すると、官房長官に答弁を求めているにもかかわらず、天下り先の所管省の大臣政務官が出てきて一生懸命説明しているのを見れば、依然として各府省のたなごころの上にあることは明らかで、語るに落ちたとは、このことでもあります。

総理が各府省のあっせんをなくして天下りをなくしたと思つておられても、依然として権限や予算がついてくる官民人材交流センタールート、さらには、隠然として存在する、各府省があつせんを認めていない水面下の天下りルートがあるの

であります。

今から三十二年前の一九七七年に、当時の福田赳夫首相がわたりについて実態調査を行った上で全面禁止措置を閣議で決定する意向と報道されましたが、今でも厳然とわたりが残っていることは、御承知のとおりであります。

もはや自民党に、天下り根絶は、だれも期待していません。先ほどの信賞必罰の問題も、ぜひしっかりと政権としてやっていただきたい。マネジメントができていないのは、自民党政権ではないですか。政権交代しないことは、国民の皆様がよく理解していただいているものと思ひます。

総理から、そして官房長官から、反論があれば伺いたいと思ひます。

以下、各論について質問いたします。

第一に、幹部職制度について、基本法において、新たな制度を設けるものとしています。

任命権者の人事権が既往の制度とその運用によつて身動きできないくらいに縛られている現状を憂ひ、幹部職を政権と運命をともにするいわゆる政治任用職とまではしないものの、任命権者が政治主導で柔軟な人事が可能となる制度とすることがねらいです。

具体的には、内閣官房長官がその候補者名簿の作成を行うとともに、各大臣が人事を行うに当たつて、任免については内閣総理大臣及び内閣官房長官と協議をした上で行うものとするとし、人事の一元化を図りました。同時に、昇任、降任、昇給、降給等を適切に行うことができるようにするとし、柔軟な人事ができる制度を用意するように求めております。

公務員制度改革担当大臣も、予算委員会、名

簿登載時に客観的なスクリーニングをかけているのだから、その先はある種政治任用の感覚が入つてきていいとおっしゃつておられるように、御理解、御認識は私たちと大きく異なつておりません。

ところが、政府案には大きな問題があります。

まず、幹部候補者名簿の詳細は政令で定めるようですが、全府省共通なのか、それとも各省ごと、またはポストごとになるのでしょうか。対象と登載者が狭まると政治の選択の余地は非常に小さくなります。名簿次第で天と地ほどの開きが生じます。

私たちは、全府省横断的な大きなプールとなる幹部候補者名簿とすべきと考えますが、公務員制度改革担当大臣、どのようにお考えでしょうか。また、内閣人事局を預かる官房長官はいかがでしょうか。

さらに問題なのは、柔軟な人事ができるようにするために、いわゆるこれまでの一般職とは線を引いて新たな幹部職制度を設ける必要があると考へ修正を施したにもかかわらず、本法案は、基本法に規定する新たな幹部職制度の創設にはほど遠いことです。

幹部職に当たる次官級、局長級、審議官・部長級の三つの職制上の段階の各段階内にとどまらない降格等について、申しわけ程度に降任の特例が設けられていますが、極めて厳格な要件を付しており、事実上それを困難ならしめていると解されます。

大臣がどのような御説明を受けたかは存じませんが、事務局から、そんなに、つまり、降格はめつたに起こるものではないという説明を受けた

と公表している外部の方もおられ、私たちの見方と符合しています。

幹部職を現行の一般職の枠内に置いて、実質的に降任がほとんど不可能な、官僚に都合のよい、形ばかりの柔軟な人事管理を提示する本法案は、明らかに基本法の趣旨に反し、骨抜きにされています。

本法案のままでいいと本当に思っておられますか、総理、公務員制度改革担当大臣、官僚をコントロールすべき立場として、御所見を伺います。

第二に、内閣人事局についてです。

基本法では、与野党協議により、内閣人事庁を内閣人事局に改めました。幹部人事を担うコンパクトな組織を政権中枢の内閣官房のもとに置くのが修正の意図なのであります。

しかし、本法案においては、明らかに基本法の趣旨を超えて肥大化しています。

例えば、基本法が幹部職の定数査定を内閣官房の事務としているのに対し、本法案では、国家公務員全体の定数査定事務を内閣官房に移管しています。自律的労使関係制度を構築すれば、人事院の組織、所掌事務についても、その存廃も含めて抜本的に変えることになりましたが、労働基本権についての実質的な検討を行わないまま一般職についての定数査定権限を内閣に移行することには、重大な疑義が生じます。

内閣人事局の設計に係る議論からは、官僚が思惑でうごめき、この機会に新たなポスト獲得や組織拡大を企図している様子もかいま見えてきました。行政管理局を、機能からではなく、組織維持あるいは拡大の論理から丸ごと移そうとして、内閣人事局に独立行政法人の制度や行政情報システム

ムまで所掌することになりました。さすがに指摘を受けてそこは軌道修正されましたが、まだ基本法が求めた姿とは大きく異なります。

総務省の中で次官ポストにも恵まれない旧行政管理庁グループの独立宣言とやゆする声が霞が関から聞こえてまいります。真の意味での国益官僚の抜てきのための評価機関を相も変わらぬ霞が関の縄張り争いの対象としてしまう執念に、半ば感嘆しつつも、怒りを禁じ得ないと同時に、しっかりとコントロールしていただけない自民党政権の皆さんにも大変残念な思いがするところであります。

公務員制度改革担当大臣、本法案を見直して、本来の立法趣旨である、主に幹部職に関することを所掌する内閣人事局にするおつもりはありませんでしょうか。

第三に、労働基本権の回復です。

先月、超党派議員立法として成立した公共サービス基本法が定めるように、安全かつ良質な公共サービスが確保、効率的かつ適正に実施されることと国民の権利であるという考え方に基づいて、その従事する者の適正な労働条件の確保と労働環境の整備に関して必要な施策を講じることも基本法の目的であります。

基本法では、「政府は、協約締結権を付与する職員の範囲の拡大に伴う便益及び費用を含む全体像を国民に提示し、その理解のもとに、国民に開かれた自律的労使関係制度を措置するもの」と定め、施行後三年以内をめどとして、必要となる法制上の措置を講ずることとなっています。

これを受けて、労使関係制度検討委員会が設けられました。本年中に結論を出すこととなっています。

ますが、お聞きしている検討のスピード、内容は、基本法の趣旨や政府の公式方針に照らし、著しく不適切かつ不誠実で、本当に意義ある結論を得ることができているのか甚だ疑問です。この検討のおくれは、公務員制度改革全体のスケジュールにも大きな影響があり、重大な懈怠と言わざるを得ません。

そもそも、労働基本権を制約している現行の公務員制度は、国際労働機関、国連のILOから条約違反を指摘され、制度見直しを促す勧告を再三受けております。公務員制度改革担当大臣、条約違反の現状認識はありでしょうか。大臣から方向性を示して検討を進めておられるのでしょうか。この遅延とした検討ペースを打開する決意がおりでしょうか。お尋ねをしたいと思います。

以上、指摘してきたように、基本法に照らせば、本法案には大きな問題があります。しかし、過ちでは改むるにはばかることなれど、本法案策定に当たって、たびたび共同修正提案者の修正経緯、意思を反映させるよう、これは、私ども民主党だけではなく、自民党、公明党の方々も含めて意見表明の機会を求めてきたのですが、残念ながら、これにこたえていただけませんでした。

でも、自民党におかれては、補正予算に賛成をしてから無駄があると指摘することが許されるぐらいの文化のようではないでしょうか。今からでも、私たちの意見に耳を傾けていただいて、本法案についての過ちをぜひ正されたいかがでしょうか。

総理の御所見を承って、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣麻生太郎君登壇〕

○内閣総理大臣麻生太郎君 松本議員の質問にお答えをいたします。

まず最初に、政と官の関係についてのお尋ねがありました。

政である政治家は、国民を代表して、立法及び行政の責任を担います。一方、官である公務員は、政治家による政策決定や指揮監督のもとで、国民全体の奉仕者として、中立性、専門性を踏まえて、政策の実施、個別の行政執行に当たります。

昨年の臨時国会におけます所信表明の演説においても、先頭に立って、官僚を率い、活用すると申し上げたのも、まさにこの趣旨であります。次に、天下りの根絶についてのお尋ねがありました。

予算や権限を背景とした押しつけ的な再就職のあつせんに対する数々の御批判がありました。

政府としては、平成十九年の国家公務員法改正により、各府省による再就職あつせんを全面禁止し、今後、再就職支援は、官民人材交流センターに一元化することとしました。また、各府省による天下り及びわたりのあつせんは、法律上は今後三年間認められていたましたが、私は、ことしいっぱい禁止することを決めております。こうした天下り規制の厳正な運用により、天下りは根絶されるものと考えております。

官民人材交流センターは、各府省の予算や権限から隔絶された中立公正な機関であり、官民人材交流センターが行う再就職支援は、御指摘の天下りとは全く異なるものだと考えております。

また、水面下の天下りについて御指摘がありました。

一昨年の国家公務員法改正では、現職職員が利害関係企業に求職活動を行うことを禁止いたしております。また、再就職した元職員が、離職後二年間、もとの職場の現役職員に対して契約などに関する働きかけの行為を行うことを禁止いたしております。

政府としては、こうした規制を厳格に運用し、国家公務員の再就職について、国民からの不信任や疑いを持たれることのないよう努めてまいりたいと考えております。

幹部職員の柔軟な人事管理についてお尋ねがありました。

本法案は、国家公務員制度改革基本法及びその国会審議を踏まえ立案したものであります。幹部職員を一般職と区別することが基本法の趣旨であるといったことは、基本法の規定におきましても、また、その法案審議の過程におきましても、記述ないし言及されたことはなかったと承知いたしましたしております。

幹部職員については、あくまでも一般職の枠の中で適格性審査や降任、降格などの必要な規定をすることにより、基本法に定める趣旨が実現されていると考えております。

最後に、法案の修正についてのお尋ねがありました。

本法案は、国家公務員制度改革基本法及び同法の国会審議を踏まえて立案したものであります。政府として、現在の法案が最善のものと考えており、一刻も早い成立をお願いしたいものだと考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁いたさせます。(拍手)

(国務大臣甘利明君登壇)

○国務大臣(甘利明君) お答えをいたします。

この法案は、昨年、国会議員の九割の皆さんが賛成をいただいたて成立をした基本法が命じていることを忠実に実施するための法案でありますから、九割の方がきつと賛成いただいたものと確信をいたしております。

まず第一点、幹部候補者名簿についてのお尋ねがありました。

本法案におきましては、幹部職員の任用に当たって、能力・実績主義を徹底するとともに、内閣への応答性を確保するため、内閣官房長官が、適格性審査に合格した者について、幹部候補者名簿を作成し、任命権者に提示することとしたしております。

任命権者が各府省の幹部としてふさわしい人材を的確に把握できるよう使いやすき名簿とするためには、例えば、各府省の幹部職の役職段階ごとに二倍程度の数の候補者を記載した名簿とすることも一つ考えられますが、いずれにいたしましても、具体的な名簿の形式につきましては、時の内閣の判断によりまして政令で適切に定めることができる柔軟な枠組みとしております。

また、名簿上に適当と認める人材が記載されていない場合には、任命権者は内閣官房長官に名簿の更新を求めることが可能としております。

このような仕組みによりまして、選択の余地が非常に小さくなるという指摘は当たらないものと考えております。

次に、幹部職員の柔軟な人事管理についてのお尋ねにつきましては、先ほど総理がお答えをされたとおりでありまして、本法案は、修正者の答弁

を十分吟味いたしまして、基本法の趣旨を踏まえて立案したものでありまして、これにより、成績主義のもと、適材適所の幹部人事を柔軟に実現できるものと考えております。

次に、内閣人事局の所掌についてのお尋ねがありました。

本法案におきましては、まず、基本法では、内閣官房長官が、政府全体を通ずる国家公務員の人事管理に関する説明責任を負うとともに、幹部職員のみならず、管理職員、それから幹部候補育成課程対象者等の一元管理事務を担うこととされておりまして、その機能を実効的に発揮するため、人事院、総務省等の関係機関から内閣官房へ機能を移管することとされているところであります。

幹部職の制度のみ内閣人事局に移管する場合、制度全体を整合的に運用するためには、内閣人事局と人事院、人事・恩給局、行政管理局等の間で調整業務が新たに発生をしまして、弾力性、迅速性に欠けるばかりか、各府省にとつても負担増となりかねないことから、内閣人事局が幹部職及び幹部職以外の制度を一体的に担うこととしたしております。

なお、本法案におきましては、その検討過程において、内閣人事局の肥大化の懸念もありましたために、人事院、総務省等からの移管範囲を、基本法で求められている機能を発揮する上で必要不可欠なものに絞つたものとしたしております。

最後に、ILO条約違反の認識、労働基本権の付与の検討に向けた私の決意についてお尋ねがありました。

現行制度のもとにおきましても、人事院勧告制度を初めとする労働基本権制約の代償措置は、I

LOの原則を踏まえまして適切に機能しているものと認識をしております。

労働基本権のあり方につきましては、労使関係制度検討委員会を設置しまして、国家公務員制度改革基本法第十二条に基づく自律的労使関係制度の措置に向け、精力的に検討をいたいただいておりますのであります。

今後の検討スケジュールにつきましては、基本法が定める三年以内、基本法は三年以内と定めてありますが、私はそれを加速させました。この三年以内の法制化というスケジュールを前倒しすることとしたしております。具体的には、私が直接、検討委員会に検討の加速を要請しまして、本年中に結論を得て、来年中に所要の法律案を国会に提出することとしたしております。

以上です。(拍手)

(国務大臣河村建夫君登壇)

○国務大臣(河村建夫君) 松本議員の御質問にお答えをいたします。

まず、天下りについてでございますが、ただいま総理が御答弁申し上げたとおりでございますが、官民人材交流センターの随意契約先へのあつせんについては、センター長決定に基づき、公正、透明な手続で行われます市場化テストによつて、相手方法人が受託した業務を実施するのに必要な高度の専門的能力を持つ職員をあつせんしたものであります。

次に、幹部候補者名簿についてお尋ねございました。

幹部候補者名簿は、基本法に基づき、縦割り行政の弊害を排除するため、内閣の人事管理機能の強化の一環として導入されたものであります。

名簿の形式につきましては、時々内閣の判断によりますが、政令で定めることとしております。その制度趣旨を踏まえて、任命権者が各府省の幹部としてふさわしい人材を的確に把握し、適材適所で配置していくことに資するようなものとする必要があると考えておるところであります。(拍手)

○議長(河野洋平君) 上田勇君。

(上田勇君登壇)

○上田勇君 公明党を代表して、ただいま議題となりました国家公務員法等の一部を改正する法律案について、麻生総理並びに関係大臣に質問をさせていただきます。(拍手)

今日、戦後確立されました我が国の官僚制度、国家公務員制度は、抜本改革の必要性に迫られております。内外の経済社会情勢の大きな変化に対応できる機動的な行政システムへ改革していくためには、その担い手であります国家公務員が、国家国民のニーズに的確にこたえて、効率的に職務を遂行することができる仕組みに改めていく必要があります。

今日、残念ながら、公務員に対する国民の信頼は地に落ちております。不透明きわまりない天下りやわたりの横行に対して、国民は憤慨してまいります。また、社会保険庁で明らかになった責任感、使命感の欠如、農林水産省におけるやみ専従問題等の不適切な労使慣行、厚生労働省での障害者郵便制度に係る不正、国土交通省での官製談合事件等々、信じられないような不祥事が次々と明らかになっていきます。国民全体の奉仕者としての責任を自覚し、国民に信頼される公務員制度への改革

が急務となっております。

総理は、こうした現状をどのようにお考えか、また、信頼を回復するためにどのように取り組まれるのか、御所見をお伺いいたします。

公務員制度の改革は、現に動いている仕組みを適切に機能させながら、同時に改革を実行していかなければならず、また、現職の公務員の仕事や生活にも多大な影響が及ぶものであります。したがって、改革がすべて一朝一夕に成就するものではありません。単に改革を叫ぶだけでは前進はなく、中長期的なビジョンに基づき、計画的、継続的に改革を実行し、着実な成果を積み重ねていくことによって初めて目指すべき改革が達成できるものと考えます。

これまで、平成十九年に国家公務員法を改正し、能力・実績主義に基づく人事管理の導入、再就職あっせんの内閣官民人材交流センターでの一元管理、現職者の求職活動や退職者の働きかけに対する規制強化などの重要な改革を実行してきました。また、昨年は、今後の公務員制度改革の基

本方針を定めた国家公務員制度改革基本法が与野党合意の上で制定をされました。

このように、公務員制度改革は着実に前進をしてきているものと考えていますが、総理の御所見をお伺いいたします。

本法案は、改革基本法の内容に沿って、政治主導による政策の形成や行政の執行を目指した制度改革であり、今国会で成立させることが必要であると考えています。

平成十九年の改正だけでは必ずしも、国民が期待する問題解決、すなわち再就職あっせんが完全になくなるというわけではありませんが、大きな前進であることは間違いありません。ただ、改革された新たな再就職の仕組みについては、それが適正に機能するための監視を行う再就職等監視委員会が発足すらできず、総理がみずからその役割を担っているのが現状であります。

総理は、こうした事態をどのように受けとめられているのか、また、今後どのように対処されるのか、御所見をお伺いいたします。

天下りの根絶を効果あらしめるためには、早期勧奨退職制度を廃止して定年まで勤務できる仕組みを整備するなど、多面的な制度の改正が必要となります。

二月に国家公務員制度改革推進本部で決定した工程表には、「平成二十三年から、いわゆる『天下り』の根絶に対応した新たな人事制度を実現する。」とあり、高齢者の任用、給与制度、再任用の原則化、定年の延長などの具体的な施策について、それぞれ実施時期を示しております。これらの取り組みによって、天下り、すなわち、退職者の関係公益法人や企業等の役員への再就職は大きく減少することが期待されますが、総理の御所見をお伺いいたします。

本法案では、幹部職員等の人事の内閣一元管理を行うこととしております。

現行の官僚組織については、府省の利害を最優先する縦割り意識が余りにも強いことから、内閣が決定した政策方針が必ずしもストレートに実施されないなどの弊害が指摘されてきました。今回改正では、こうした弊害を取り除き、内閣が目

指す政策を行政府全体が一体感を持って効率的に執行できるシステムにつくり変えることを目指したものと理解をしています。

改めて、総理に、制度改革の趣旨と期待される効果について御所見をお伺いいたします。

一方、その結果、時の内閣による恣意的な人事が横行するのではないかと、内閣の覚えばかり気にして行政の中立公正性に支障が出るのではないかとといった懸念もありますが、総理の御所見をお伺いいたします。

次に、内閣人事局についてお伺いいたします。

内閣人事局のあり方については、さまざまな意見があると承知しています。

工程表においては、人事・行政管理局となっており、総務省から組織管理機能をそっくり移管する案になっていました。一方で、人事局の所掌は、幹部職員の人事管理に限定した小さな組織にするべきとの意見もあります。

こうしたさまざまな意見がある中で、最終的に所掌事務を法案にあるように決定した理由を甘利公務員制度改革担当大臣にお伺いいたします。

法案では、級別定数の決定、改定、任用、採用試験、研修に関する機能を人事院から移管することになっていますが、これによって公務員人事管理の中立公正性の確保に支障が生じるおそれがあるとの指摘もあります。また、級別定数の移管については、公務員の労働基本権制約の代償機能が働かなくなるとの意見もあります。

甘利大臣は、こうした意見についてどのようにお考えか、また、これらの事務を内閣人事局に移管することが適切と考える理由について、御説明をお願いいたします。

国家公務員は、国民全体の奉仕者であつて、中立公正でなければなりません。中立公正性を担保する上で、中央人事行政機関としての、内閣から独立性を有する人事院が重要な役割を果たしてきていると考えています。この改正に伴い、人事院の機能はどうなるのか、また、人事院の意見はどのように反映される仕組みとなっているのか、甘利大臣にお伺いをいたします。

内閣人事局は、全府省の幹部人事を一手に所掌することになり、その役割は極めて重要であり、絶大な影響力を持つこととなります。我が党内からも、人事局の組織が肥大化すること、過度に権限が集中することになることに対する懸念を示す意見もありました。人事局の組織についてはどのようにお考えなのか、甘利大臣のお考えをお伺いいたします。

本法案では、国家として戦略的に推進すべき基本的な施策等の企画立案について総理を補佐する国家戦略スタッフを内閣に置くこととしています。

官僚は、行政の継続性を重視する余り、前例主義に陥りがちであり、基本方針の転換には消極的になりがちです。官僚機構に依存せずとも、具体的な政策を企画し、実行する手段が充実されることにより、機動的な政策の実施に役立つものと考えています。

国家戦略スタッフの規模はどの程度を想定しているのか、スタッフにはどのようなプロフィールの者を登用することを想定しているのか、甘利大臣のお考えをお伺いします。

公務員制度改革の成否は、将来の我が国の命運を決する重要課題と言っても過言ではありません。

今後とも公務員制度改革は計画的、継続的に推進していく必要があるということを強調させていただき、質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣麻生太郎君登壇)

○内閣総理大臣 麻生太郎君 上田議員の質問にお答えをいたします。

まず最初に、公務員の信頼回復についてのお尋ねがあつております。

公務員の不祥事がたびたび発生していることにつきましても、甚だ遺憾に思つております。

大部分の公務員は、まじめに職務を遂行しているものと考えております。しかしながら、一部の公務員の不祥事によつて、公務員全体に対する国民の皆様の不信が高まっていることも事実だと認識をいたしております。

公務員に対する不信を払拭するには、まずもつて公務員諸君が、省益を捨て、国益に徹し、国民のために粉骨砕身働くことが何よりも大切だと考えております。このため、国家公務員制度改革基本法に基づき、信賞必罰を徹底するとともに、公務員一人一人が責任を自覚し、誇りを持つて職務に専念するよう、改革を推し進めてまいりたいと考えております。

公務員制度改革の前進についてのお尋ねがあつております。

公務員制度改革については、平成十九年の国家公務員法改正によつて、各府省の再就職あっせんを禁止いたしました。また、昨年、基本法を制定し、それに基づき国家公務員制度改革推進本部を設立するなど、改革は着実に前進してきていると考えております。

今般の国家公務員法改正案は、内閣による人事

の一元管理や内閣人事局の設置など、基本法に基づく改革を具体化するものであり、改革を後退させないためにも、今国会における本法案の成立を目指してまいります。

不透明な天下りの根絶についてのお尋ねがありました。

平成十九年の改正国家公務員法において、国民から強い批判のある、予算や権限を背景とした押しつけ的なあっせんによる天下りを根絶するため、まず、各府省による再就職のあっせんを禁止しております。各府省による天下り及びわたりのあっせんは、法律上、今後三年間認められておりましたが、私は、ことしいつばいで禁止することを決めました。今後、再就職のあっせんは、中立公正な官民人材交流センターに一元化することといたしております。

このように、天下りに対しては、私は、厳しく臨んでおると思つております。

再就職等監視委員会は、公務員の再就職に関して厳格な監視を行うなど、再就職等に関する規制の実効性を確保するためのものであります。このような機能を持つ監視委員会の委員が野党の反対によりいまだ任命できていないことは、まことに遺憾であります。再就職等規制を厳正に運用するために監視委員会が必要であることを御理解いただき、できるだけ早く委員を任命する必要があると考えております。

公務員の再就職についてのお尋ねがありました。

平成十九年の国家公務員法改正による天下りの根絶に対応し、国家公務員制度改革基本法に基づいて、人事制度の面からも、定年まで勤務できる環境の整備などを進めることといたしております。

す。このような取り組みにより、退職勧奨に伴う再就職の二一ズは減少していくものと考えております。

幹部職員等の人事の内閣一元管理についてのお尋ねがありました。

幹部職員等の内閣一元管理により、その育成及び活用を府省横断的に行うことが可能となります。これにより、国家公務員が、国民全体の奉仕者として大局的な視野から所管行政に取り組みとともに、時々の行政課題に迅速、果断に取り組むことができるようになるものと考えております。

最後に、幹部職員に関する恣意的な人事の懸念についてのお尋ねがありました。

幹部職員の内閣一元管理は、客観的基準で能力を判断する適格性審査を行った上で、候補者名簿を作成し、総理、官房長官及び大臣の協議を経て任用を行うものであります。これは、能力・実績主義を徹底した上で内閣への応答性を確保したものであり、恣意的な人事が横行するとの御懸念は当たらないものだと考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁いたさせます。(拍手)

(国務大臣甘利明君登壇)

○国務大臣(甘利明君) お答えをいたします。

まず、内閣人事局についてのお尋ねがありました。

時代の変化に行政と国家公務員が機動的に対応し、時々の行政課題に迅速、果断に取り組むことができるようにするための体制を構築するために、行程表では、総務省行政管理局の機能をすべて移管し、行政改革推進機能をも担う内閣人事・行政管理局(仮称)を新設することとしております。

その後、法案作成の過程におきまして、各方面から、行政情報化等の人事行政と直接関連しない機能まで移管することにつきましては、組織の肥大化につながるのではないかなどの懸念が寄せられました。これらの懸念を踏まえまして、最終的に、行政管理局からの移管範囲を、基本法で定められる機能を発揮する上で必要不可欠な機構・定員管理機能に絞ることとしたしまして、局の名称も、基本法のとおり、内閣人事局とすることとしたものであります。

次に、人事院の機能の移管についてのお尋ねであります。

基本法では、内閣官房長官が国家公務員の人事管理に関する説明責任や幹部職員の一元管理等の機能を実効的に発揮するため、人事院等の関係機関から内閣官房へ機能を移管することとされております。

内閣主導により、時代の変化に対応して、必要な業務に適切な人材を迅速かつ柔軟につけることを可能にするためには、内閣官房がポストとその格付を弾力的かつ府省横断的に見直すことができるようにする必要があります。このため、基本法では、級別定数機能を内閣人事局に移管することとしたしております。

その上で、級別定数には結果として勤務条件に関連する側面もありますために、移管後も、その設定等の際に事前に人事院の意見を聞くこととすることなど、労働基本権制約の代償機能の確保に十分配慮をいたしております。

また、人材の確保、育成、活用といった人事行政の中核は行政の中核に近い機関が担い、行政需要や人材ニーズ等を踏まえて、戦略的かつ弾力的に行っていく必要があります。このため、基本法

では、任用に関する機能や試験、研修の企画立案に関する機能を内閣人事局に移管することとしたしております。

その上で、これらの機能については、政令の制定に当たつて人事院の意見をあらかじめ聴取する仕組みであるとか、人事院による是正指示等の事後チェックの仕組みを法律上新設するなど、人事行政の公正が適切に確保されるよういたしております。

次に、法改正後の人事院の機能等についてのお尋ねがありました。

基本法では、基本法により求められる機能に絞つて人事院から内閣人事局へ機能を移管することとし、給与、勤務時間、分限、懲戒、公平審査、試験、研修の実施等の機能につきましては、引き続き人事院が担うこととしたしております。

また、移管する機能につきましては、移管後に政令等を定める際には、事前に人事院の意見を聴取する、人事院が是正指示等の事後チェックを行うこととしております。

このように、人事院は、今後とも、中央人事行政機関として、人事行政の公正確保機能、労働基本権制約の代償機能を担っていくこととしております。

次に、内閣人事局の組織についてのお尋ねであります。

内閣人事局の具体的な内部組織につきましては、二十二年度予算編成過程で結論を得ていくこととなりますが、改革のための組織づくりで行政の肥大化が生じるのは本末転倒でありまして、関係部門をそのまま足して合わせたような組織とならないよう、徹底した見直しとスリム化を行つてまいります。

最後に、国家戦略スタッフについてのお尋ねがありました。

国家戦略スタッフの規模につきましては、時の内閣が柔軟かつ機動的に決められるよう、政令で規定することとしたしております。発足時の規模につきましては、今後の予算編成過程を通じまして確定をさせてまいりたいと考えております。

また、国家戦略スタッフは、特別職でありまして、国会議員や官民を問わず、内閣の重要政策を担うのにふさわしい人材を広く求めることを可能としております。例えば、行政内外から専門家を登用することが想定されますが、特定の出身元の固定的ポストや各府省の出先とならないような運用が重要と考えております。

以上です。(拍手)

○議長(河野洋平君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(河野洋平君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時三十四分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣	麻生 太郎君
財務大臣	与謝野 馨君
国土交通大臣	金子 一義君
経済産業大臣	甘利 明君
時代代理大臣	
國務大臣	
外務大臣臨時代理	河村 建夫君
國務大臣	

出席内閣官房副長官及び副大臣

内閣官房副長官	松本 純君
内閣府副大臣	谷本 龍哉君

○議長の報告

(法律公布案上及び通知)

一、去る十九日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律

租税特別措置法の一部を改正する法律

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律

(通知書受領)

一、去る十九日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

株式会社企業再生支援機構法

独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法

一、昨二十四日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国とサウジアラビア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件

一、昨二十四日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律

公文書等の管理に関する法律

(報告書受領)

一、去る二十二日、内閣から次の報告書を受領した。

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づくスーダン国際平和協力業務実施計画の変更の報告

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づくスーダン国際平和協力業務の実施の状況の報告

平成二十年度第四・四半期(出納整理期間を含む)における予算使用の状況

平成二十年度第四・四半期における国庫の状況
(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

補欠

今井 宏君	大高 松男君
谷 公一君	山本ともひろ君
平口 洋君	西本 勝子君
福井 照君	徳田 毅君
小川 淳也君	松野 頼久君
森本 哲生君	川内 博史君
西本 勝子君	平口 洋君
川内 博史君	森本 哲生君
松野 頼久君	小川 淳也君

大高 松男君	今井 宏君
徳田 毅君	福井 照君
山本ともひろ君	谷 公一君

法務委員

辞任

補欠

赤池 誠章君	鈴木 馨祐君
長勢 甚遠君	伊藤 忠彦君
伊藤 忠彦君	長勢 甚遠君
鈴木 馨祐君	赤池 誠章君

外務委員

辞任

補欠

木原 稔君	安次富 修君
辻元 清美君	保坂 展人君
安次富 修君	木原 稔君
保坂 展人君	辻元 清美君

経済産業委員

辞任

補欠

小此木八郎君	山内 康一君
片山さつき君	阿部 俊子君
近藤 洋介君	柚木 道義君
田村 謙治君	鈴木 克昌君
阿部 俊子君	片山さつき君
山内 康一君	小此木八郎君
鈴木 克昌君	田村 謙治君
柚木 道義君	近藤 洋介君

議院運営委員	補欠
辞任	浮島 敏男君
あかま二郎君	矢野 隆司君
清水清一郎君	小里 泰弘君
藤井 勇治君	日森 文尋君
保坂 展人君	あかま二郎君
浮島 敏男君	

一、去る二十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

小里 泰弘君	藤井 勇治君
矢野 隆司君	清水清一郎君
日森 文尋君	保坂 展人君

法務委員

辞任

補欠

赤池 誠章君	北村 茂男君
山田 正彦君	枝野 幸男君
枝野 幸男君	山田 正彦君

経済産業委員

辞任

補欠

赤澤 亮正君	矢野 隆司君
上川 陽子君	猪口 邦子君
木原 誠二君	鈴木 馨祐君
篠田 陽介君	橋本 岳君
馬渡 龍治君	安次富 修君
市村浩一郎君	逢坂 誠二君
吉良 州司君	石川 知裕君
笠 浩史君	北神 圭朗君
鈴木 馨祐君	土井 真樹君
逢坂 誠二君	園田 康博君
北神 圭朗君	田名部匡代君
土井 真樹君	平口 洋君
安次富 修君	馬渡 龍治君
橋本 岳君	篠田 陽介君
矢野 隆司君	木原 誠二君
赤澤 亮正君	

経済産業委員	補欠
辞任	佐藤ゆかり君
新藤 義孝君	佐藤 鍊君
岡部 英明君	大高 松男君
藤井 勇治君	近江屋信広君
平口 洋君	あかま二郎君

石川 知裕君	吉良 州司君
園田 康博君	市村浩一郎君
田名部匡代君	笠 浩史君
猪口 邦子君	徳田 毅君

外務委員

辞任

補欠

小野 次郎君	安井潤一郎君
篠田 陽介君	藤田 幹雄君
中山 泰秀君	大塚 拓君
西村 康稔君	泉原 保二君
御法川信英君	近藤三津枝君
篠原 孝君	石川 知裕君
田中眞紀子君	松木 謙公君
辻元 清美君	日森 文尋君
近藤三津枝君	葉梨 康弘君
安井潤一郎君	盛山 正仁君
盛山 正仁君	田中 良生君
泉原 保二君	西村 康稔君
石川 知裕君	篠原 孝君
大塚 拓君	中山 泰秀君
葉梨 康弘君	小野 次郎君
御法川信英君	篠田 陽介君
田中眞紀子君	辻元 清美君

佐藤ゆかり君	平口 洋君
新藤 義孝君	佐藤 鍊君
岡部 英明君	大高 松男君
藤井 勇治君	近江屋信広君
平口 洋君	あかま二郎君

あかま二郎君 佐藤ゆかり君
近江屋信広君 藤井 勇治君
大高 松男君 岡部 英明君
佐藤 鍊君 新藤 義孝君
国土交通委員

補欠

遠藤 宣彦君 安次富 修君
小里 泰弘君 萩原 誠司君
小宮山泰子君 園田 康博君
亀井 静香君 糸川 正晃君
園田 康博君 小宮山泰子君
安次富 修君 遠藤 宣彦君
萩原 誠司君 小里 泰弘君
糸川 正晃君 亀井 静香君

決算行政監視委員

補欠

石原 伸晃君 安次富 修君
棚橋 泰文君 村田 吉隆君
玉沢徳一郎君 亀岡 偉民君
中川 昭一君 原田 憲治君
安井潤一郎君 近江屋信広君
渡部 篤君 西本 勝子君
笹木 竜三君 高山 智司君
津村 啓介君 小川 淳也君
松本 龍君 森本 哲生君
漆原 良夫君 遠藤 乙彦君
鈴木 宗男君 糸川 正晃君
亀岡 偉民君 渡辺 博道君
小川 淳也君 太田 和美君
渡辺 博道君 北村 茂男君
太田 和美君 長妻 昭君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十三日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

海賊行為への対処並びに国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員

辞任

補欠

(議案提出)

一、去る二十三日、議員から提出した議案は次のとおりである。

P T A・青少年教育団体共済法案(江崎洋一郎君外七名提出)

(議案受領)

一、去る二十三日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。
子どもに係る脳死及び臓器の移植に関する検討等その他適正な移植医療の確保のための検討及び検証等に関する法律案

(議案付託)

一、去る十九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五八号)

外国為替及び外国貿易法第十條第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(内閣提出、承認第三号)

以上二件 経済産業委員会 付託

一、去る二十三日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

外国為替及び外国貿易法第十條第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物につき輸出承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(内閣提出、承認第四号)

経済産業委員会 付託

一、昨二十四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案(細川律夫君外四名提出、衆法第二二二号)

法務委員会 付託

(議案送付)

一、去る十九日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

青少年総合対策推進法案

住民基本台帳法の一部を改正する法律案

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律案

一、去る二十三日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

P T A・青少年教育団体共済法案(江崎洋一郎君外七名提出)

(議案通知書受領)

一、去る十九日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

株式会社地域力再生機構法案(第百六十九回国会内閣提出、本院継続審査)

独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法案

一、去る十九日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を否決した旨の通知書を受領した。

海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案

一、昨二十四日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国とサウジアラビア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件
(第百七十回国会内閣提出、本院継続審査)

一、昨二十四日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案
公文書等の管理に関する法律案

一、昨二十四日、参議院から、本院の送付した次の件を承諾しないと議決した旨の通知書を受領した。

平成十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)(承諾を求めるの件)(第百六十九回国会内閣提出、本院継続審査)

平成十九年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)(承諾を求めるの件)(第百六十九回国会内閣提出、本院継続審査)

平成十九年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その一)(承諾を求めるの件)(第百六十九回国会内閣提出、本院継続審査)

平成十九年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その二)(承諾を求めるの件)(第百六十九回国会内閣提出、本院継続審査)

平成十九年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経

費増額調書(その二)(承諾を求めるの件)(第百六十九回国会内閣提出、本院継続審査)

(返付議案受領)

一、去る十九日、参議院から返付された次の内閣提出案を受領した。

海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案

一、昨二十四日、参議院から返付された次の内閣提出案を受領した。

平成十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)(承諾を求めるの件)(第百六十九回国会内閣提出、本院継続審査)

平成十九年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)(承諾を求めるの件)(第百六十九回国会内閣提出、本院継続審査)

平成十九年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その一)(承諾を求めるの件)(第百六十九回国会内閣提出、本院継続審査)

平成十九年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その二)(承諾を求めるの件)(第百六十九回国会内閣提出、本院継続審査)

平成十九年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その二)(承諾を求めるの件)(第百六十九回国会内閣提出、本院継続審査)

(議案通知)

一、去る十九日、次の内閣提出案(参議院否決に對して出席議員の三分の二以上の多数をもつて、さきに本院において議決したとおり、再び可決した旨参議院に通知した。

海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、去る十九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

日本政府の対ミャンマー(ビルマ)政策に関する質問主意書(小宮山泰子君提出)

農地法改正に伴う農地貸借の緩和に関する質問主意書(岩國哲人君提出)

金融取引に対する事前および事後の規制を充実させるための施策に関する質問主意書(岩國哲人君提出)

国連憲章の旧敵国条項(第五十三条、第七七条)に関する質問主意書(岩國哲人君提出)

日本国号に関する質問主意書(岩國哲人君提出)

裁判官と検察官の人事交流に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

内閣総理大臣を名指しで非難しつつ北方四島返還方針の堅持を政府に求める意見広告に対する政府の認識等に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

北方領土問題に係る我が国の対応の変遷等についての麻生太郎内閣総理大臣の認識等に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

再質問主意書(鈴木宗男君提出)

参議院予算委員会において北方四島の我が国への帰属確認を段階的に行うことはしないとした麻生太郎内閣総理大臣の発言に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

政府による補正予算を用いたいわゆる国立漫画博物館の建設の是非等に関する第三回質問主意書(鈴木宗男君提出)

一、去る二十二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

いわゆる足利事件について最高検察庁次長検事が謝罪した件に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

いわゆる飯塚事件に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

国会議員の世襲に対する麻生太郎内閣総理大臣の見解に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

北方領土問題等解決促進特別措置法の改正に対するロシア側の抗議等に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

政府による我が国の領海幅設定と一九六〇年の日米安全保障条約改定に際したいわゆる「核持ち込み密約」との関連性等に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

一、去る二十三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

空母艦載機離発着訓練施設の選定に関する質問主意書(平岡秀夫君提出)

公務員の天下り団体及びそれらの団体に対して交付されている補助金等に関する質問主意書(鈴木克昌君提出)

いわゆる足利事件についての検察庁による謝罪等に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

再質問主意書(鈴木宗男君提出)

検察庁の信頼性に係る森英介法務大臣の見解等に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

いわゆる足利事件についての警察庁による謝罪等に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

一九九九年にキルギスで発生した日本人誘拐事件の際に身代金が支払われたとの証言が同国国会でなされた件に関する第三回質問主意書(鈴木宗男君提出)

一、昨二十四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

海上自衛隊艦船等の民間港入港に関する質問主意書(照屋寛徳君提出)

外務省職員による天下りに関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

外務省在外職員に支給される子女教育手当の妥当性に関する第三回質問主意書(鈴木宗男君提出)

外務省在外職員に支給される配偶者手当の妥当性に関する第三回質問主意書(鈴木宗男君提出)

外務省における健康管理休暇制度に関する第三回質問主意書(鈴木宗男君提出)

外務省在外職員に支給される住居手当の妥当性に関する第三回質問主意書(鈴木宗男君提出)

(答弁書受領)

一、去る十九日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員石井郁子君提出芸術・文化活動への公的助成制度に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員滝実君提出補正予算に関する政府の説明責任に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省在外職員に支給される子女教育手当の妥当性に関する再質問

に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省在外職員に支給される配偶者手当の妥当性に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省における健康管理休暇制度に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省在外職員に支給される住居手当の妥当性に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出政府による補正予算を用いたいわゆる国立漫画博物館の建設の是非等に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員田島一成君提出自主共済の存続に関する質問に対する答弁書

衆議院議員近藤昭一君提出北方領土の不法占拠に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省の大使館及び総領事館における便宜供与に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員による飲酒対人交通事故に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出一九九九年にキルギスで発生した日本人誘拐事件の際に身代金が支払われたとの証言が同国国会でなされた件に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会における議論等に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員岩國哲人君提出水俣病未認定患者救済法案に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出新・要介護認定基準の検証結果に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出平成二十年度肝炎インタフエロン治療に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる足利事件について最高検察庁次長検事が謝罪した件に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる飯塚事件に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出我が国の報道機関関係者がロシア政府のビザ発給を受けて北方四島に渡航した件に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出国会議員の世襲に対する麻生太郎内閣総理大臣の見解に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出痴漢行為を行った検察官に対して下された処分の妥当性等に関する再質問に対する答弁書

平成二十一年六月九日提出
質問 第五 一 四 号

芸術・文化活動への公的助成制度に関する再質問主意書

提出者 石井 郁子

芸術・文化活動への公的助成制度に関する再質問主意書

三月三日に提出した「芸術・文化活動への公的助成制度に関する質問主意書」にたいし、三月十三日に答弁書が送付されたが、その内容は芸術団体の要望をまじめに検討したものとはいえず、事実と反するものもある。再度、質問する。

一 文化庁の重点支援事業にかかる予算の増額の

必要性を問うたのにたいし、答弁書は、「予算額が減少していることを認めながら、「芸術文化全体に係る支援については必要な予算が確保されている」とした。今年度の文化庁予算では、政府の決定で、日本芸術文化振興会の事業との「二元化」が行われたが、今年度の日本芸術文化振興会の採択事業の額は、昨年比べて二二%の大幅減額となっている。文化庁の重点支援事業も日本芸術文化振興会の事業も減額となっており、「芸術文化全体に係る支援については必要な予算が確保されている」とはおおよそ言い難い。この現状でもなお「必要な予算が確保されている」と認識しているのか。日本芸術文化振興会の採択事業額の昨年度と今年度の額を示し、減少理由を明らかにされたい。

二 重点支援事業は、芸術水準の向上を直接目的としたもので、他の事業のような条件が付されていないものとして特別の役割があり、文化庁の重点支援事業そのものを増額することが必要である。重点支援事業の「予算額が減少していること」に限って、政府としてどう認識しているのか。

三 先の質問主意書で重点支援事業の方式が変更になった理由を求めたのにたいし、答弁書は、文化審議会文化政策部会の「提言を踏まえ、支援の目的及び対象を明確化する観点」から改めたとしている。しかし、文化審議会文化政策部会の「提言」は、「支援の基本的在り方」として「中長期的な観点から創造活動が活性化すること」を求めたものであり、「団体ごと」に三年継続「から」公演「ごと」に一年単位「に変更すること」は、「提言」の趣旨から逆行するものである。

「提言」を含め、そもそも「団体ごと」に「三年継続」の方式のままでは弊害があるなど、どこで、どのように問題視されたのか。

四 答弁書は、重点支援事業の助成を「自己負担金の範囲内」とすることが「必要」としているが、その理由は不明確であり、芸術団体の要望ともかけ離れたものである。

(一) 先の質問主意書であげた日本芸術文化振興会の委託調査におけるアンケートでも「自己負担金の確保」が第一の問題点としてあげられていたが、同様に、「アートNPO活動概況調査」でも「全額助成でない(自己負担金が必要)」という設問に、「とても困っている(三四・八%)」、「やや困っている(二四・七%)」と六割が困っていると答えている。「自己負担金」は芸術団体にとって助成制度活用の障害になっている。こうした芸術団体の要望についてどう考えているのか。

(二) 先の質問主意書で示したように芸術団体は、「赤字」が生まれていることを例示しているが、答弁書は「赤字」の累積を否定している。事業助成方式に変更されて以降、採択された公演事業の総数と、そのうち「黒字」になった公演はいくつあったのか、明らかにされたい。

(三) 答弁書は、「諸外国における芸術文化に係る支援の詳細については把握していない」としている。文化芸術振興基本法にもとづく第一次基本方針では、「文化芸術に関する財政措置」として、「フランスに代表される国による支援が中心の場合と、アメ

リカ合衆国に代表される民間による支援が中心の場合がある」と記述しているが、諸外国での支援措置について調査研究をすすめることは国として当然である。「自己負担金」を条件としている例があるかどうかも含め、諸外国での支援の詳細について調査研究すべきだと考えるがどうか。

五 助成金の一部「前払い」の必要性について、答弁書は「検討すべき課題」としてあげ、文部科学省所管の補助金でも前例があるとしている。この例の内容を明らかにされたい。芸術・文化の作品創造には事前に資金が必要である。今日の経済危機のもと、芸術団体が制作資金を確保することはますます困難になっている。「前払い」は新たな予算上の措置も必要ない。ただちに行うべきであると考えるが、どうか。右質問する。

内閣衆質一七一第五一四号

平成二十一年六月十九日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員石井郁子君提出芸術・文化活動への公的助成制度に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員石井郁子君提出芸術・文化活動への公的助成制度に関する再質問に対する

答弁書

一について

独立行政法人日本芸術文化振興会の芸術文化振興基金による平成二十年度の助成金交付額は

十六億六千八百三十万円であったものが、平成二十一年度の助成金交付内定額は十二億八千九百万円と減少しているが、これは、同基金の平成二十一年度における運用益が前年度と比べ減少する見込みであるためである。

先の答弁書平成二十一年三月十三日内閣衆質一七一第一七九号一についてでお答えしたとおり、文化庁としては、現下の厳しい財政事情の下、芸術文化全体に係る支援については必要な予算が確保されているものと考えている。二について

先の答弁書一についてでお答えしたとおり、芸術団体が行う舞台芸術の公演等に対して重点的な支援を行う事業(以下「重点支援事業」という。)については、現下の厳しい財政事情の下、他の芸術文化に係る支援を拡充する中でその予算額が減少しているものと認識している。

三について

舞台芸術創造活動への支援の在り方については、平成十六年二月に文化審議会文化政策部会において取りまとめられた「今後の舞台芸術創造活動の支援方策について(提言)」において、支援の目的及び対象を明確化すべきとの指摘がなされており、文化庁としては、こうした指摘を踏まえ、平成十七年度から、団体ごとに三年間継続して支援する方法から、公演ごとに一年単位で支援する方法に改めたところである。

四の(一)について

先の答弁書四の(三)についてでお答えしたとおり、文化庁としては、重点支援事業における支援額を舞台芸術の公演等の入場料収入等では

賄いきれない経費(以下「自己負担金」という。)の範囲内とすることは、重点支援事業を公平かつ効率的に行うために必要と考えている。

四の(二)について

重点支援事業について、団体ごとに三年間継続して支援する方法から、公演ごとに一年単位で支援する方法に改めた平成十七年度以降の採択件数は、千七百八十四件であり、そのうち結果的に自己負担金が発生しなかったことにより支援を行わなかったものは八件である。

四の(三)について

重点支援事業については、引き続き現在の方法により実施することとしており、現時点で、御指摘のような調査研究を行うことは考えていない。

五について

文部科学省が所管する補助金について、補助対象とされた事業が終了する前に当該補助金を支払った例としては、独立行政法人国立美術館施設整備費補助金がある。また、先の答弁書五の(一)及び(二)についてでお答えしたとおり、文化庁としては、芸術文化に係る補助金について、補助対象とされた公演等が終了する前に当該補助金を支払うことについては、引き続き検討すべき課題であると考えている。

平成二十一年六月九日提出
質問 第五一五号

補正予算に関する政府の説明責任に関する再質問主意書

提出者 滝 実

補正予算に関する政府の説明責任に関する
再質問主意書

前回の質問主意書に対する答弁書(内閣衆質一
七一第四三七号、以下「答弁書」という)に対して
再度質問する。

一 答弁書の四について、「経済政策を行うに
当たっては、クラウドディングアウト効果につい
ても考慮する必要があると考えている。」との説
明があった。クラウドディングアウトとは、国債
を多く発行すると金利が上がるというものであ
る。図一は国債発行残高、図二は金利のグラフ
である。この二つのグラフを比べれば、日本で
はクラウドディングアウトは全く起きていないと
いうことが明らかではないのか。

二 これまで、政府はクラウドディングアウトを恐
れて大規模な財政出動を避けてきたのではない
か。しかし、これは間違いであったのではない
のか。

三 一九九七年度の名目GDPは五百十三兆円
であったが、二〇〇八年度は四百九十六兆円ま
で下がっている。このように十年以上も前のGD
Pよりも減ってしまった国は日本以外にはどこ
にもない。これは経済政策の失敗が原因なの
ではないだろうか。

政府が経済政策を間違えた理由は経済モデル
が正しくなかったことが原因ではないかと危惧
するのである。例えば、今年一月十六日に内閣
府で発表された「経済財政の中長期方針と十年
展望」では、公共投資を実質GDPの1%相当
継続的に増やすと長期金利は初年度で0・二
七%、二年目で0・四1%上昇するようになっ
ている。つまりクラウドディングアウトが起きる

ことになっているが、図一、図二で示したよう
に、これは現実とは完全に矛盾している。つま
りこのモデルで日本経済を説明することは全く
不可能ではないのか。

四 答弁書の二について、「公債等残高対GD
P比も含め、「経済危機対策」等を踏まえた中長
期の経済財政の姿の試算については、現在作業
を進めているところである。」とあった。現在作
業を進めている試算の発表は、いつどのような
形で行われ、発表される結果には、前回質問主
意書で要求した「〇九年度補正により公債等残
高GDP比が増えるのか、減るのか」という質
問に答えるものになっているのか。

五 以下は「財政赤字等のマクロ的な比較評価に
ついて六月二日の朝日新聞等に掲載された記事
の一部である。

国民が知りたい情報の一つは、各党のマニ
フェストに盛り込まれた政策を実施した結
果、財政収支がどうなるのか、税負担がどう
なるのか、経済成長率や失業率がどうなる
か、といったマクロ的な分析である。こうし
た評価を行っているのがオランダである。オ
ランダでは、政府機関として、経済政策分析
局(CPB)という機関があり、政府の経済財
政見直し等の分析を行っている。CPBは、
政府機関であるものの、政治的に強い独立性
が与えられている。CPBは選挙前に経済財
政見直しを発表するが、全ての政党は、この
見直しを政策提案の前提として使うことに
なっている。各政党は、選挙前に、CPBに
対して、彼らの政策提言を提出する。これを
受けて、CPBは、そのコストや経済に与え

るインパクトを分析するとともに、しばし
ば、政党の政策提言の矛盾点を指摘する。そ
の比較分析は、歳入・歳入・財政収支、税・
社会保険料の負担、消費者物価上昇率、失業
率、GDP成長率等、マクロ経済指標を広範
にカバーするものであり、各党の政策のイン
パクトは一目瞭然である。

これは素晴らしい制度であり、同様な制度を
日本でも導入してはどうか。特に公債等残高対
GDP比の値がどうなるのかを、各政党のマニ
フェストに基づいて計算し、どの政党が国の財
政危機に対して最も真剣に取り組んでいるかを
国民に示すべきではないか。

六 政府はこれまでクラウドディングアウトを恐
れ、大規模な財政出動を避けてきた。しかし、
本日に金利が上がりそうになれば、日銀が大量
に国債を買うことにより金利上昇を抑えること
もできたはずである。それに対して諸外国は国
債買入れ等を大規模に行ったために主要中央
銀行の資産は前年比で約一・五倍になってい
る。具体的にはFRBは二・三倍、ユーロ圏は
二十六%増、イギリス中央銀行は二・二倍、カ
ナダ中央銀行は三十二%増であるが日銀は僅か
八%増えたにすぎない。その結果、日本円は独
歩高となり、輸出が激減し、日本経済は世界で
最も悪い状態に陥っている。このように日本経
済が苦境に追い込まれたのは、日本の景気対策
が効果を上げることができなかったからではな
いのか。

七 政府はクラウドディングアウトを恐れている
が、確かにこれだけの不況で金利が上がる
と、経済は壊滅的な打撃を被る。一刻も早く効

果の上がる財政出動を行い、金利上昇にも耐え
うる経済に戻していく努力をしなければなら
ない。世界の中で日本だけが極端に低い金利(特
に長期金利)を続けているが、この結果、次の
ような害がある。

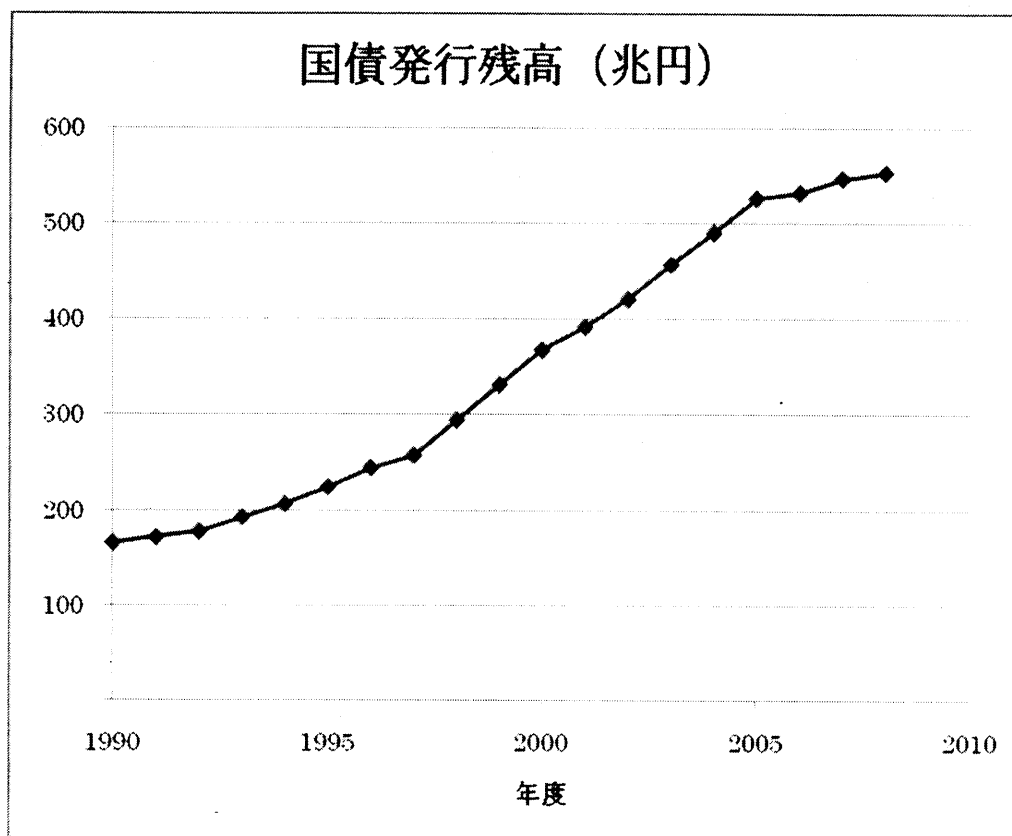
(一) 貯金に利子がほとんどつかないから、本
来得られるべき利子収入が無く、消費の増
大に繋がらないし、タンス預金も増え、お
金が流れず経済は停滞した。

(二) 危険な円キャリートレードにより巨額の
資金が流れ出て、世界経済にバブルを発生
させ、その崩壊によって世界経済に深刻な
打撃を与えた。それを証明するかのよう
に、今回の世界経済危機発生と同時に資金
が逆流し、一気に円高が進み輸出企業に深
刻な打撃を与えた。

(三) 本来景気刺激は財政出動でなく、政策金
利の引き下げによって行われるべきである
が、事実上のゼロ金利が続いているため
に、金利の上げ下げによる機能が失われて
いて、財政出動をせざるを得なくなってい
る。そのために国の借金が増える一方であ
る。

このような弊害を考えると、効果の上がる景
気対策で一気に経済を良くして、日本経済を金
利上昇でも耐えうる健全な状態に一刻も早く戻
すべきである。そうしないと、いつまで経つて
も、企業や家計といった民間部門が、財政支出
に頼らずに生産・所得・支出の好循環によって
成長する状態にはならないと思うが、どう考え
るか。
右質問する。

図一 出所 財務省



図二 出所 日本銀行



内閣衆質一七一第五一五号

平成二十一年六月十九日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員滝実君提出補正予算に関する政府の説明責任に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員滝実君提出補正予算に関する政府の説明責任に関する再質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「日本ではクラウドファンディングアウトは全く起きていないということが明らかではないのか」という点については、御指摘の国債発行残高と長期金利のグラフのみでは、一概に判断することはできないものと考えている。

二、三、六及び七について

経済政策を行うに当たっては、様々な経済指標を参考にしつつ、お尋ねのクラウドファンディングアウトの観点も含めて、その時々の経済状況等を十分に踏まえて総合的に判断することが必要であるとと考えている。

政府は、千九百九十年代の深刻な景気後退に對しては、累次の経済対策を含む大胆な政策運営を行うとともに、金融機関の不良債権処理、企業の過剰債務解消に向け、抜本的な対策を講じ、こうした政策努力の成果もあり、我が国経済は、「債務、雇用、設備の三つの過剰を克服し、その後の景気回復が実現した」と認識してい

る。

また、現下の厳しい経済金融情勢に對しては、平成二十年八月以降、三次にわたる経済対策を取りまとめ、その速やかな実施に全力を挙げてきたところであり、これらの対策は一定の景気下支え効果があつたと考えている。さらに、昨年末以降、世界金融危機と世界同時不況が深刻度を増し、景気が急速に悪化したことから、こうした状況に對して、先般、「経済危機対策」(平成二十一年四月十日「経済危機対策」)に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定を取りまとめたところであり、これにより、「景気の底割れ」を防ぎつつ、国民の安心を確保し、未来の成長力強化につなげ、民間経済の自律的回復を促すこととしている。

四について

「経済危機対策」等を踏まえた中長期の経済財政の姿の試算については、平成二十一年六月九日、経済財政諮問会議の有識者議員が同会議に参考資料として提出しており、同資料においては、公債等残高対GDP比の数値も示されているところである。

五について

政府としては、経済財政運営の方針等を踏まえた様々な前提に基づき、公債等残高対GDP比も含め、中長期の経済財政の姿の試算を行っているところであるが、御指摘の「各党のマニフェストに盛り込まれた政策」を踏まえた前提に基づく試算については、各党各会派において御議論いただくべき問題であると考えている。

平成二十一年六月九日提出
質問 第五一六号

外務省在外職員に支給される子女教育手当の
妥当性に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省在外職員に支給される子女教育手当の妥当性に関する再質問主意書

「前回答弁書」(内閣衆質一七一第四六〇号)を踏まえ、再質問する。

一 前回質問主意書で、外務省在外職員に支給される子女教育手当につき、平成十六年度から二十一年度にかけて、当該手当を受給している職員は何人いるかと問うたところ、「前回答弁書」では「お尋ねについては、詳細な調査を要するため、お答えすることは困難である。」との答弁がなされているが、右はなぜか。外務省として、同省において子女教育手当を受給している同省職員の正確な人数をそもそも把握していないということがあるか。

二 一で、把握していないのなら、外務省として子女教育手当に係る予算を要求する際、それを受給する正確な人数を示すことなく予算要求をしているということか。

三 平成十六年度から二十一年度にかけて、子女教育手当を受給している外務省在外職員の人数につき、その調査に詳細な作業を要するというのなら、答弁の延期に応じることが十分に可能であるところ、これらの年度における子女教育手当を受給している同省在外職員の人数を明らかにすることを再度求める。

四 「前回答弁書」では「外務省大臣官房において

民間企業における海外駐在員への諸手当について照会を行っている」との答弁がなされているが、子女教育手当に関して、外務省大臣官房が照会を行っている対象はどこか、具体的に明らかにされたい。

五 四の照会とは、いつ、どのような方策をもって、どの程度の頻度行われているか。

六 四の照会がなされた直近の日にちを明らかにされたい。

七 四の照会を記録した文書は作成されているか。

八 「前回答弁書」では「海外勤務に際して子女が海外で学校教育等を受けるのに必要な経費に充当するための補助が民間企業においても行われており、在外職員に対する子女教育手当は、民間との比較及び社会通念上、妥当であると認識している。」との答弁がなされているが、右答弁にある「補助」の額はどの程度のものか、外務省が把握している具体的事例と共にその金額を明らかにされたい。

九 八の金額は、外務省における子女教育手当とどの程度の差があるか。

十 九の差は、社会通念上妥当なものであるか。右質問する。

内閣衆質一七一第五一六号

平成二十一年六月十九日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省在外職員に支給される子女教育手当の妥当性に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省在外職員に支給される子女教育手当の妥当性に関する再質問に対する答弁書

一から三までについて

お尋ねの各年度において子女教育手当を受給した職員総数を積算することは、年間を通じて職員の異動があること等から、詳細な調査を要するため、現時点でお答えすることは困難である。なお、平成十六年度から平成二十年度までのそれぞれ三月時点で同手当を受給している職員の数は、平成十七年については七百七人、平成十八年については七百四十九人、平成十九年については七百六十五人、平成二十年については七百六十二人及び平成二十一年については七百三十七人である。

四から十までについて

海外駐在員を有する主要民間企業に対して、毎年十月頃に海外駐在員への諸手当について照会を行っているが、具体的な企業名及び調査結果については、当該民間企業との関係もあり、お答えすることは差し控えるが、子女の教育のための経費を全額支給する企業、支給限度額を設けていたとしても外務省の在外職員の子教育手当限度額より高く設定する企業及び大学生までを対象年齢とする企業が多く、外務省の在外職員に対する子女教育手当は、民間企業との比較においても妥当な制度となつておりと認識している。

平成二十一年六月九日提出
質問 第五一七号

外務省在外職員に支給される配偶者手当の妥当性に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省在外職員に支給される配偶者手当の妥当性に関する再質問主意書

「前回答弁書」(内閣衆質一七一第四六一号)を踏まえ、再質問する。

- 一 前回答問主意書で、平成十六年度から二十一年度にかけて、配偶者手当を受給している外務省在外職員の人数について問うたところ、「前回答弁書」では「お尋ねについては、詳細な調査を要するため、お答えすることは困難である。」との答弁がなされているが、右はなぜか。外務省として、同省において配偶者手当を受給している同省職員の正確な人数をそもそも把握していないということか。
- 二 一で、把握していないのなら、外務省として配偶者手当に係る予算を要求する際、それを受給する正確な人数を示すことなく予算要求をしているということか。
- 三 平成十六年度から二十一年度にかけて、配偶者手当を受給している外務省在外職員の数につき、その調査に詳細な作業を要するというのなら、答弁の延期に応じることは十分に可能であるところ、これらの年度における配偶者手当を受給している同省在外職員の人数を明らかにすることを再度求める。

四 「前回答弁書」では「外務省大臣官房において

民間企業における海外駐在員への諸手当について照会を行っている」との答弁がなされているが、配偶者手当に関して、外務省大臣官房が照会を行っている対象はどこか、具体的に明らかにされたい。

五 四の照会とは、いつ、どのような方策をもって、どの程度の頻度行われているか。

六 四の照会がなされた直近の日にちを明らかにされたい。

七 四の照会を記録した文書は作成されているか。

八 「前回答弁書」では「海外勤務に際して家族が同伴する場合には、追加的な手当が民間企業においても支給されており、在外職員に対する配偶者手当は、民間との比較及び社会通念上、妥当であると認識している。」との答弁がなされているが、右答弁にある「追加的な手当」の額はどの程度のものか、外務省が把握している具体的な事例と共にその金額を明らかにされたい。

九 八の金額は、外務省における配偶者手当とどの程度の差があるか。

十 九の差は、社会通念上妥当なものであるか。再質問する。

内閣衆質一七一第五一七号

平成二十一年六月十九日

内閣総理大臣 麻生 太郎
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省在外職員に支給される配偶者手当の妥当性に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省在外職員に支給される配偶者手当の妥当性に関する再質問に対する答弁書

一から三までについて

お尋ねの各年度において配偶者手当を受給した職員総数を積算することは、年間を通じて職員の異動があること等から、詳細な調査を要するため、現時点でお答えすることは困難である。なお、平成十六年度から平成二十年度までのそれぞれ三月時点で同手当を受給している職員の数は、平成十七年については千六百五人、平成十八年については千五百八十六人、平成十九年については千五百七十三人、平成二十年については千六百十二人及び平成二十一年については千六百二十七人である。

四から十までについて

海外駐在員を有する主要民間企業に対して、毎年十月頃に海外駐在員への諸手当について照会を行っているが、具体的な企業名及び調査結果については、当該民間企業との関係もあり、お答えすることは差し控えるが、家族を同伴する場合としない場合で手当の額に二割程度の差を設けている企業が多く、外務省の在外職員に対する配偶者手当は、民間企業との比較においても妥当な制度となつておりと認識している。

平成二十一年六月九日提出
質問 第五一八号

外務省における健康管理休暇制度に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省における健康管理休暇制度に関する再質問主意書

「前回答弁書」(内閣衆質一七一第四六六号)を踏まえ、再質問する。

一 前回質問主意書で、外務省における健康管理休暇制度を実際に利用した同省職員が多く訪れる国はどこか、その上位五か国を明らかにされたいと問うたところ、「前回答弁書」では「お尋ねの国については、詳細な調査を要するため、お答えすることは困難である。」との答弁がなされている。そもそも、同省職員が同制度を利用する際、具体的にどの様な手続きをとることが義務付けられているか。「前回答弁書」で言う「在外公館に勤務する外務公務員の休暇帰国に関する省令(昭和二十九年外務省令第三号)の別表に定める不健康地以外の地」のうち、どここの国に行くのかを事前、または事後に報告する義務を負うか。

二 「前回答弁書」では、平成十八年度から二十年度にかけて健康管理休暇制度を利用した外務省職員の人数が明らかにされている。また「前回答弁書」では、「健康診断の受診は職員の任意である。」と、同制度を利用して必ずしも健康診断を受けることは義務付けられていないとの答弁がなされている。右の各年度において健康管理休暇制度を利用した人数(それぞれ九百二十人、八百九十一人、九百三十人)のうち、健康診断を受けた者は何人いるか、それぞれ明らかにされたい。

三 「前回答弁書」では「勤務・生活環境の厳しい任地に駐在する職員に対しては、主要な民間企業においても同様の休暇制度が設けられてお

り、健康管理休暇制度は民間との比較及び社会通念上、妥当なものと認識している。」との答弁がなされている。過去の答弁書(内閣衆質一七一第四六〇号、四六一号、四六七号)において、外務省における子女教育手当、配偶者手当、住居手当について、同省の大臣官房において民間企業における同様の手当について照会を行っていることが明らかにされているが、健康管理休暇制度についても同様に、同省として民間企業に照会を行っているか。

四 三で、行っているのなら、外務省大臣官房が照会を行っている対象はどこか、具体的に明らかにされたい。

五 四の照会とは、いつ、どのような方策をもって、どの程度の頻度行われているか。

六 四の照会がなされた直近の日にちを明らかにされたい。

七 四の照会を記録した文書は作成されているか。

八 外務省として、三の答弁にある主要な民間企業における同様の休暇制度とは具体的にどのようなものであるか、また、それは外務省における健康管理休暇制度とどのような違いがあると把握しているのか説明されたい。

九 八の違いは、社会通念上妥当なものであるか。

右質問する。

内閣衆質一七一第五一八号
平成二十一年六月十九日

内閣総理大臣 麻生 太郎
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省における健康管理休暇制度に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省における健康管理休暇制度に関する再質問に対する答弁書

一について

健康管理休暇を取得するためには、職員が所属する在外公館の長に渡航先・日程等を明記の上、休暇取得を申請し、事前に許可を得ることが必要である。

二について

健康診断の受診は任意であり、受診した職員の人数は把握していない。

三から七までについて

平成十八年に、不健康地に所在する在外公館において、複数の駐在邦人企業の休暇制度等につき照会を行っている。照会の結果については公電により在外公館から外務本省に報告がなされているが、照会は、公表しないことを前提に行っているため、詳細についてお答えすることは差し控えたい。

八及び九について

企業ごとに休暇制度は多様であり、一概にお答えすることは困難ではあるが、多くの邦人企業において企業側の旅費支給による休暇制度を設けており、外務省の健康管理休暇制度は、社会通念上妥当なものと認識している。

平成二十一年六月九日提出
質問 第五一九号

外務省在外職員に支給される住居手当の妥当性に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省在外職員に支給される住居手当の妥当性に関する再質問主意書

「前回答弁書」(内閣衆質一七一第四六七号)を踏まえ、再質問する。

一 前回質問主意書で、外務省在外職員に対する住居手当につき、平成十六年度から二十一年度における受給者数を問うたところ、「前回答弁書」では「お尋ねについては、詳細な調査を要するため、現時点でお答えすることは困難である」とした上で、住居手当の受給者数ではなく、在外公館の定員数が明らかにされている。当方が問うているのは、右の六年度における在外公館の定員ではなく、住居手当を受給している同省職員の数であるのにもかかわらず、外務省として在外公館の定員数を明らかにしてきた真意は何か説明されたい。

二 前回質問主意書でも述べたが、人数の集計に膨大な作業を要する場合は、答弁提出の延期に応じることは十分に可能であるところ、外務省においては、「詳細な調査を要するため、お答えすることは困難である。」などとして答弁を避けることをせず、平成十六年度から二十一年度において、住居手当を受給している同省在外職員の人数を明らかにする様、再度質問する。

三 「前回答弁書」では「外務省大臣官房において民間企業における海外駐在員への諸手当について照会を行っている」との答弁がなされているが、住居手当に関して、外務省大臣官房が照会を行っている対象はどこか、具体的に明らかにされたい。

四 三の照会は、いつ、どのような方策をもって、どの程度の頻度行われているか。

五 三の照会がなされた直近の日にちを明らかにされたい。

六 三の照会を記録した文書は作成されているか。

七 「前回答弁書」では「海外で勤務するのに必要な住宅費に充当するための手当が民間企業においても支給されており、在外職員に対する住居手当は、民間との比較及び社会通念上、妥当であると認識している」との答弁がなされているが、右答弁にある「手当」の額はどの程度のものか、外務省が把握している具体的事例と共にその金額を明らかにされたい。

八 七の金額は、外務省における住居手当とどの程度の差があるか。

九 八の差は、社会通念上妥当なものであるか。右質問する。

内閣衆質一七一第五一九号

平成二十一年六月十九日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省在外職員に支給される住居手当の妥当性に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省在外職員に支給される住居手当の妥当性に関する再質問に対する答弁書

一 及び二について

住居手当の額の認定及び支給事務は在外公館で行っているため、住居手当の受給者の実数を確認するためには、在外公館において詳細な調査を要するので、参考として御指摘の定員をお答えした。なお、平成十六年度から平成二十年度までのそれぞれ五月十五日現在の在外職員の住居の賃貸借契約等の実態については在外公館の長より報告があり、その職員数は、平成十六年については二千五百七十五人、平成十七年については二千五百七十七人、平成十八年については二千五百八十四人、平成十九年については二千五百八十六人及び平成二十年については二千五百六十九人である。

三から九までについて

海外駐在員を有する主要民間企業に対して、毎年十月頃に海外駐在員への諸手当について照会を行っているが、具体的な企業名及び調査結果については、当該民間企業との関係もあり、お答えすることは差し控えるが、海外で勤務するのに必要な住宅について、社宅の借上げ、住宅費の実費支給等により社員の負担がほとんどない企業及び支給限度額を設けていたとしても外務省の在外職員の住居手当限度額より高く設定する企業が多く、外務省の在外職員に対する住居手当は、民間企業との比較においても妥当な制度となっていると認識している。

平成二十一年六月九日提出
質問 第五二〇号

政府による補正予算を用いたいわゆる国立漫画博物館の建設の是非等に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

政府による補正予算を用いたいわゆる国立漫画博物館の建設の是非等に関する再質問主意書

本年四月二十一日、政府は総額十四兆七千億円に上る平成二十一年度補正予算案（以下、「二十一年度補正予算」という。）を発表した。「二十一年度補正予算」は、五月十三日に衆議院を通過し、同月二十九日成立した。前回質問主意書で、「二十一年度補正予算」の目的、必要性等、その意義を麻生太郎内閣総理大臣に問うたところ、「前回答弁書（内閣衆質一七一第四五八号）では「政府としては、『景気の底割れ』を防ぎつつ、国民の安心を確保し、未来の成長力強化につなげる」といった目的に沿って、経済の下支えに必要な事業や将来の成長力高める事業等を厳選し、これらの事業に必要な経費を平成二十一年度第一次補正予算に計上したところである」との答弁がなされている。

右を踏まえ、再質問する。

一 「二十一年度補正予算」の中には、三兆円の施設整備費が含まれており、その一環として、総額約百十七億円を用いた国立メディア芸術総合センター（仮称。以下、「センター」という。）建設の計画が含まれている。「センター」について政府は「前回答弁書」で「メディア芸術のすべて

の分野について、作品の展示、収集及び保管、関連情報の集約及び発信、調査研究、人材育成等を総合的に行う施設として設立するものである。センターの設立は、海外において高い評価を得ている我が国のメディア芸術の振興を図るとともに、これを新規市場の創出等に活用し、我が国の中長期的な成長を図るために必要な投資である」との答弁がなされている。「センター」は、前文で触れた「二十一年度補正予算」の意義のうち、どれに該当するものであるのか、改めて説明されたい。

二 「センター」について、政府は「一の答弁でその意義を強調し、『前回答弁書』で『御指摘のように税金の無駄遣いである』とは考えていない」としているが、その一方で、「センター」の経済波及効果については「お尋ねの経済波及効果を具体的な数値でお答えすることは困難である」と、具体的な数値をもって明らかにすることは難しいとの答弁をしている。「百年に一度」の未曾有の経済不況にある今、「センター」の建設並びに活用がどの程度の経済波及効果を生み、我が国の将来的な成長力強化にどのような貢献をするか、具体的な数値をもって説明できずして、どうして「税金の無駄遣いである」とは考えていないか」と言えるのか、政府の見解を示されたい。

三 そもそも約百十七億円と言われる「センター」の建設費用は、どのような見積りの下、計算されたものであるのか、その根拠を詳細に示されたい。

四 そもそも補正予算は、本予算ではまかないき

れない、緊急の事態に対応すべく、内閣が編成するものであると承知するが、確認を求める。

五 「センター」の建設は、緊急の必要性を要するものか。

六 具体的な経済波及効果が不明である「センター」の建設は、前文で触れた二十一年度補正予算」の意義のうち、「未来の成長力強化につなげる」目的に沿うものではないと考える。また、景気の底割れを防ぐものでも、国民の安心を確保するものでも到底なく、むしろ国民は、この様な経済状況にある時に、緊急の経済危機に対応するという補正予算本来の趣旨から大きく外れた形で税金を使う政府の姿勢に、多大な不安を感じているものと思料する。政府として、その経済波及効果を具体的数値をもって国民に説明できないのなら、「センター」の建設を中止し、それに係る費用約百十七億円を、例えば救急医療体制の確立や介護福祉士の報酬引き上げ、後期高齢者医療制度や障害者自立支援法の廃止、更には本年三月末で廃止されたひとり親の生活保護世帯への母子加算の復活等、より緊急を要し、景気の底割れを防ぎ、真に国民の安心確保に資する事案に用いるべきではないのか。政府の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一七一第五二〇号
平成二十一年六月十九日
内閣総理大臣 麻生 太郎
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出政府による補正予算を用いたいわゆる国立漫画博物館の建設の是非等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出政府による補正予算を用いたいわゆる国立漫画博物館の建設の是非等に関する再質問に対する答弁書

一 について
文化庁としては、「国立メディア芸術総合センター（仮称）（以下「センター」という。）の設立は、未来の成長力強化につなげるという目的に沿った事業であると考えている。

二 及び六 について
先の答弁書（平成二十一年六月五日内閣衆質一七一第四五八号）二及び六についてで答えしたとおり、センターの設立は、海外において高い評価を得ている我が国のメディア芸術の振興を図るとともに、これを新規市場の創出等に活用し、我が国の中長期的な成長を図るために必要な投資であることから、「税金の無駄遣いである」とは考えておらず、「建設を中止」することは考えていない。

三 について

平成二十一年度第一次補正予算においては、センターの設立に必要な経費として百十六億九千万円を計上しており、その内訳は、建物建設費が七十億三千五百万円、新設設備費が十五億七千五百万円、土地購入費が三十億千八百万円、敷地調査・整備費が六千二百万円である。

四 及び五 について

財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十九条の規定により、予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となった経費の支出を行うために必要な予算の追加を行う場合には、補正予算を作成し、これを国会に提出することができるととされている。センターの設立は、我が国の中長期的な成長を図るため、特に緊急に実施すべき施策であり、このために必要な経費を平成二十一年度第一次補正予算に計上したところである。

平成二十一年六月十日提出
質問 第五二一 号

自主共済の存続に関する質問主意書

提出者 田島 一成

自主共済の存続に関する質問主意書

平成十八年四月一日に施行された改正保険業法により、各団体が構成員の助け合いを目的に自主的に運営している共済制度が存続の危機に追い込まれている。

改正保険業法の趣旨は、「共済」などの名を借りて不特定多数の消費者に保険類似商品の販売や勧誘を行って被害を与えた事案が続き、このような業者から契約者を保護するためとされていた。平成十六年十二月、金融審議会金融分科会第二部会が公表した「根拠法のない共済への対応について」（報告書）においては、根拠法のない自主共済のうち、構成員が真に限定されるものは、特定の者を相手方とする共済として、従来どおり、その運営

を専ら構成員の自治に委ねることで足り、規制の対象外とすべきと報告していた。しかしながら、その後の法改正の過程において、PTAをはじめ健全な運営を行っている大部分の自主共済が規制の対象とされることになった。

これらの団体は特定保険業者として、平成二十年三月までに保険会社又は少額短期保険会社のいずれかに移行することが義務付けられたが、実際、移行出来ず、解散せざるを得ない団体も生じている。

このような中で、PTAや子ども会等の自主共済を適切に存続させるため、国会では制度共済の創設が検討されており、その他多くの自主共済と合わせて、存続策について、早急に結論を出さなければならぬ状況となっている。そこで質問する。

1 改正保険業法施行後二年間の経過措置を経て、同法が義務付けていた保険会社や少額短期保険会社に移行した団体は平成二十一年三月末現在で、全体の約十三%であり、これ以外の団体は、組織を縮小して共済事業を継続、民間の保険業者への切り換え、廃業などの対応をしており、共済事業の継続が難しくなっていることは明らかである。政府として、このような実態をどう認識しているのか。

2 PTAや子ども会等の青少年教育団体の共済事業については、子どもの安全・安心のための環境作りとしての教育的見地からも重要と考えるが、制度共済を創設する必要性について、文部科学省の見解如何。

3 金融庁が平成十七年八月に公表した保険業法施行令・施行規則等の改正案によると、都道府県単位のPTA団体は保険業法の適用除外となっていたにもかかわらず、同年十二月に公表された政令案では適用対象となった。このように、当初、適用除外とされていた都道府県単位のPTA団体が、その後、保険業法の適用対象とされた経緯及びその理由は何か。それぞれ、具体的に明らかにされたい。	内閣衆質一七二第五二一号 平成二十一年六月十九日 内閣総理大臣 麻生 太郎 衆議院議長 河野 洋平殿 衆議院議員田島一成君提出自主共済の存続に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。 (別紙) 衆議院議員田島一成君提出自主共済の存続に関する質問に対する答弁書	いう。の共済事業は、これらの団体が安心して教育活動等を行うことができる環境づくりに資するものとして大きな役割を果たしていると考え。 また、いわゆる制度共済は、一定の制度的枠組みの中で、行政庁が監督を行いながら各団体が自主的に共済事業を行うものであることから、事業の健全性や透明性を確保しつつ、各団体の実情に即した事業の実施を可能とするものであると考える。このため、PTA等の共済事業をいわゆる制度共済として制度化することに については、子どもの健全な育成と福祉の増進の観点から意義のあるものと考え。 3 について 金融庁においては、平成十七年八月十二日に、「保険業法施行令・保険業法施行規則等の改正案の骨子(案)」を公表したが、お尋ねの「都道府県単位のPTA団体」については、「保険業法の定義から除かれるもの」に挙げていたところである。その後、金融庁において再度検討を行った結果、お尋ねの「都道府県単位のPTA団体」については、保険業法の規制の対象とせずに構成員の自治にゆだねるよりも、契約者保護の観点からは保険業法の規制の対象とするところが適当であると判断し、同年十二月二十八日から平成十八年一月二十七日まで実施したパブリックコメントを経て、同年三月十日に保険業法施行令の一部を改正する政令(平成十八年政令第三十三号)を公布し、保険業法の規制の対象としたところである。	4 について 1 及び5 について述べたとおり、保険業法等の一部を改正する法律は、契約者の保護の一層の充実を図る趣旨のものであり、保険業法の規制の対象とするか否かについては、契約者保護の観点から検討を行ったものである。 また、お尋ねの制度共済が創設された場合の対応については、各団体において、契約者保護の観点から対応策が決定されていくものと考え。 平成二十一年六月十日提出 質問 第五二二号 北方領土の不法占拠に関する質問主意書 提出者 近藤 昭一 北方領土の不法占拠に関する質問主意書 北方領土は、ソ連が一九四六年に四島を一方的に自国領として、すべての日本人を強制退去させた上で、今日に至るまでソ連、ロシアによる不法占拠が続いている。平成二十一年五月二〇日の参議院予算委員会でも麻生総理が、「北方四島は一度として外国の領土となつたことがないわが固有の領土だ。ロシアの不法占拠が続いているのは極めて遺憾だ」と述べている。同五月三十一日の読売新聞によれば、麻生総理は、北方領土問題について、「不法占拠が続いている。日本が独立した昭和二十七年から以降、ずっと同じことしか言っていない」と述べている。 また、平成一七年一〇月三十一日に鈴木宗男議員が提出した質問主意書の中の「不法占拠の定義如
4 保険業法の適用除外とされる予定の団体が、急速、適用対象とされたとすると、政府の方針転換によって当該団体が廃業を余儀なくされるなど、結果的に不利益を被つたことになるのではないか。これについての政府の責任をどのように考えているのか。また、今後、実際に制度共済が創設された場合、既に廃業した団体、民間の保険業者に切り換えた団体への対応策をどのように考えるのか。	1 及び5 について 保険業法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十八号)は、およそ保険の引受けを行う者について、その契約者を保護し、健全な運営を確保するため、必要な規制の対象とすることとしたものであり、契約者の保護の一層の充実を図る趣旨のものである。 このような同法の趣旨を踏まえ、保険業法(平成七年法律第五号)上の保険業に該当する事業を行っている各団体においては、それぞれの判断により対応策を決定しているものと認識している。なお、当該対応策の決定に当たっては、金融庁としても相談を受けてきているところである。 また、5 についてでお尋ねの「保険業法の一部を改正する法律案」については、議員立法として提案されたものであり、政府としてお答えすることは差し控えたい。	2 について 文部科学省としては、御指摘の「PTAや子ども会等の青少年教育団体」(以下「PTA等」と	5 PTA、子ども会以外にも有意義な自主共済が数多くあり、これらの団体の共済事業を健全に存続できるようにする方策をどのように考えているのか。また、これまで民主党が保険業法の一部を改正する法律案として、議員立法で提案している「金融庁に認定された保険金額一〇〇万円以内、保険期間二年以内の小規模共済」を規制の対象から除くことにより、廃業する共済を救済するという考え方についての見解如何。 右質問する。

何」という質問に対して、政府は「一般に、不法占拠とは、法的根拠なくして占拠することを意味すると承知している」と回答している。

ところが、昭和三十一年一月二十九日の参議院外務委員会における梶原茂嘉議員の質問に対して、

下田武三政府委員は「ソ連の引き続き占拠することが不法なりとは、これまた言えない。国後、択捉等につきましては、これも日本はすぐ取り返すという主張をやめまして、継続審議で解決するという建前をとっております。従いまして、これにつきましても事実上ソ連が解決がつくまで押えてあるということ、日本は不問に付するということ意味合いを持つておるのでありますから、これもあながち不法占拠だということは言えません。要するに日本はあくまでも日本の領土だという建前を堅持しておりまして、実際上しばらくソ連による占拠を黙認するというのが現在の状態かと思ひます」と答弁している。また、一九五六年の日ソ共同宣言第九項には、「ソヴィエト社会主義共和国連邦は、日本国の要望にこたえかつ日本国の利益を考慮して、歯舞群島及び色丹島を日本国に引き渡すことに同意する」とある。以上を踏まえた上で、質問する。

一 歯舞群島と色丹島に対するロシアの支配は不法占拠か。

二 国後島と択捉島に対するロシアの支配は不法占拠か。

三 ウルップ島からシムシユ島までの千島列島に対するロシアの支配は不法占拠か。

四 南樺太に対するロシアの支配は不法占拠か。

五 上記の昭和三十一年一月二十九日の参議院外務

委員会における政府答弁は現在も有効か。

六 日本政府が北方領土について不法占拠との認識を示したのはいつの時点からか。

右質問する。

内閣衆質一七二第五二三号

平成二十一年六月十九日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員近藤昭一君提出北方領土の不法占拠に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員近藤昭一君提出北方領土の不法占拠に関する質問に対する答弁書

一、二、五及び六について

北方四島がロシア連邦によって不法占拠されているというのは、従来から一貫した政府の法的立場である。

三及び四について

我が国は、日本国との平和条約(昭和二十七年条約第五号)に基づき、千島列島及び我が国が千九百五十五年九月五日のポーツマス条約の結果として主権を獲得した樺太の一部等に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄しており、その帰属についての見解を述べる立場にない。

平成二十一年六月十日提出
質問 第五二三号

外務省の大使館及び総領事館における便宜供与に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省の大使館及び総領事館における便宜供与に関する再質問主意書

「前回答弁書」(内閣衆質一七二第四六四号)を踏まえ、再質問する。

一 「前回答弁書」では、平成二十一年度における便宜供与の格付けについて、「お尋ねの『格付け』の意味するところが必ずしも明らかでないが、平成二十一年度の外務省の執務参考資料である便宜供与事務処理要領の便宜供与取扱基準においては、AA、BB、CC、CC-GG、CC-HH、DD、TT-XX及びTTの分類を設けている。」との答弁がなされている。右の八つの分類にはどのような公職、立場にある者が該当するのか、それぞれ詳細に明らかにされた

二 「前回答弁書」では、我が国の在外公館のうち、大使館と総領事館が行う便宜供与の対象について「お尋ねの『二の便宜供与を行う対象』の意味するところが必ずしも明らかでないが、大使館及び総領事館はいずれも一について述べた便宜供与取扱基準に従ってそれぞれの分類について適切に対応してきている。」との答弁がなされている。外務省の便宜供与取扱基準で定められている、大使館と総領事館が行うべき便宜供与の分類はどの様になっているのか、一の八つの分類のうち、大使館と総領事館はそれぞれどの分類を担当しているのか、詳細に説明されたい。

右質問する。

内閣衆質一七二第五二三号

平成二十一年六月十九日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省の大使館及び総領事館における便宜供与に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省の大使館及び総領事館における便宜供与に関する再質問に対する答弁書

一について

平成二十一年度の外務省の執務参考資料である便宜供与事務処理要領の便宜供与取扱基準においては、AA、BB、CC、CC-GG、CC-HH、DD、TT-XX及びTTの分類を設けており、次のとおり、それぞれの分類に該当する者を例示している。

(一) AA

皇族、総理、国務大臣、衆・参両院議長、最高裁判所長官、特派大使及び前・元総理

(二) BB

衆・参両院副議長、衆・参両院正式派遣議員団、党公式派遣議員団、各府省副大臣・大臣政務官、前・元衆・参両院議長、衆・参両院常任委員会委員長、前・元国務大臣、最高裁判所判事、都道府県知事、政令指定都市市長及び民間経済四団体の長

(三) CC

衆・参両院議員、各府省事務次官、各府省局長、外局の長等指定職の者、特別職給与法別

表第一に掲げる者で A A又は B Bの指定を受けない者、都道府県議会議長、政令指定都市市議会議長、特殊法人の長、独立行政法人の長及び審議会等の長 四 C C—G G 各府省課長級（七級以上）、都道府県副知事、出納長及び都道府県議会議会副議長 五 C C—H H その他の国家公務員（六級以下） 六 D D 地方公務員、地方議会議員及び公益を目的とする法人・団体等の職員 七 T T—X X （一）から（六）までのいずれかに該当する者であつて、取りあえず通報のみを行うに留めるが、追つて本人から要請がある場合には、しかるべく便宜供与を行うもの 八 T T （一）から（六）までのいずれかに該当する者であつて、参考までに通報のみを行うもの 二について 大使館及び総領事館が行う便宜供与の分類については差異は設けられておらず、いずれも一について述べた（一）から（六）までの分類に従つて適切に対応することとなっている。 平成二十一年六月十日提出 質問 第五二四号 外務省職員による飲酒対人交通事故に関する再質問主意書 提出者 鈴木 宗男	外務省職員による飲酒対人交通事故に関する再質問主意書 「前回答弁書（内閣衆質一七二第四五四号）を踏まえ、再質問する。 一 「前回答弁書」では、平成十八年以降、外務省職員が酒気帯びを含む飲酒状態で起こした交通事故（以下、「飲酒事故」という。）の件数につき、国内職員については平成十八年に二名いることが明らかにされている。右三名（以下、「三名」という。）の「飲酒事故」につき、発生した具体的な日にち、事故の様子、事故発生時における「三名」の酔酩具合、破損物や怪我をした人の様子等、それぞれ詳細を明らかにされたい。 二 「前回答弁書」では、「三名」が起こした事件のうち、人の傷害に係るものは一件であり、死亡に係るものはないとのことである。右の傷害を受けた人への補償または他の破損物に対する損害賠償はどの様に処理されているのか明らかにされたい。 三 二の補償または損害賠償は、「三名」の自己負担でなされたか。それとも、外務省の公金から支出されたか。 四 「前回答弁書」では、「三名」への処分につき、国内職員一名に対しては減給処分が、在外職員二名に対しては外務省内規に基づく嚴重訓戒処分がなされているとのことであるが、右の減給処分につき、どれだけ減給が何ヶ月間なされたのか、その詳細を明らかにされたい。 五 前回質問主意書で、「三名」に対する処分はどの様な基準に基づき決定されたか、その内容	は妥当であつたかと問うたところ、「前回答弁書」では「御指摘の処分の具体的な内容については、外務省として、処分の対象となつた行為の原因、動機等のほか、日ごろの勤務態度や当該行為後の対応等も含め諸般の事情を総合的に考慮して判断したものであり、妥当であつたと考える。」との答弁がなされている。では「三名」につき、①「三名」が「飲酒事故」を起こした原因、動機、②「三名」の日ごろの勤務態度、③「飲酒事故」を起こした後に「三名」がとつた対応につき、それぞれどの様なものであり、それが「三名」への処分内容が決められる際にどの様に反映されたのか説明されたい。 右質問する。 内閣衆質一七二第五二四号 平成二十一年六月十九日 内閣総理大臣 麻生 太郎 衆議院議長 河野 洋平殿 衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員による飲酒対人交通事故に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。 〔別紙〕 衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員による飲酒対人交通事故に関する再質問に対する答弁書 一、二及び五について 外務省として、職員に対する処分の公表に当たっては、「懲戒処分の公表指針について」（平成十五年十一月十日付け総参一七八六人事院事務総長通知）を踏まえ、個人が識別されない内	容のものとするを基本としており、お尋ねについては、これを明らかにすることにより、特定の個人が識別されるおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。 三について 御指摘の三名の職員による交通事故について、外務省から公金が支出された事実はない。 四について 御指摘の職員に対する御指摘の減給処分は、減給一月（俸給月額十分の一）である。 平成二十一年六月十日提出 質問 第五二五号 一九九九年にキルギスで発生した日本人誘拐事件の際に身代金が支払われたとの証言が同国会でなされた件に関する再質問主意書 提出者 鈴木 宗男 一九九九年にキルギスで発生した日本人誘拐事件の際に身代金が支払われたとの証言が同国会でなされた件に関する再質問主意書 意書 一九九九年八月、キルギスで日本人鉱山技師ら四人が誘拐される事件（以下、「日本人誘拐事件」という。）が発生した。二〇〇八年一月三十一日、「日本人誘拐事件」に関し、キルギスの国会において、当時人質の解放交渉に携わつていたとされるトゥルスンバイ・バキル・ウウル・キルギス共和国前オプズマンにより、「日本人誘拐事件」が発生した際に日本政府が支払ったとされる身代金がキルギスの治安当局の人間によつて山分けされていたとの証言（以下、「証言」という。）がなされ
--	---	---	---

ていると承知する。右と「前回答弁書」(内閣衆質一七二第四六二号)を踏まえ、再質問する。

一 「前回答弁書」では「平成二十一年六月一日現在、キルギス共和国議会より御指摘の『議事録』の提供を受けるには至っていない。」「政府としては、キルギス側に対し、引き続き御指摘の『議事録』を提供するよう要請していく考えである。」と、未だにキルギス議会より「証言」についての議事録(以下、「議事録」という。)の提供はなされていないが、政府として「議事録」の要請を今後も行っていくとの答弁がなされている。

また、政府が直近で同国議会に対して「議事録」の提供を求めた日については「平成二十年九月十六日、在キルギス日本国大使館よりキルギス側に対して御指摘の『議事録』の提供を要請している。」との答弁がなされている。政府として、「議事録」を入手することを諦めていない一方で、昨年九月十六日以降、約九ヶ月もの間、同国議会に対して「議事録」提供の要請をしていないのはなぜか。

二 政府、特に外務省として、どのような方策をもってキルギス議会に対し、「議事録」提供の要請を行っているのか詳細に説明されたい。

三 二〇〇八年五月十六日の政府答弁書(内閣衆質一六九第三五九号)では、平成二十年四月三十日にも、在キルギス日本国大使館(以下、「大使館」という。)より、キルギス議会に対して「議事録」提供の要請がなされていることが明らかにされているが、これまで政府、特に外務省、「大使館」より、右の日にち及び一の日にち以外に、「議事録」提供の要請を行った日にちを全て

明らかにされたい。

四 三の要請に係る文書は作成されているか。

五 政府、特に外務省として、キルギス議会に対し、今後いつまでと期限を設けた上で、「議事録」提供を要請していく考えはあるか。右質問する。

内閣衆質一七一第五二五号
平成二十一年六月十九日

内閣総理大臣 麻生 太郎
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出一九九九年にキルギスで発生した日本人誘拐事件の際に身代金が支払われたとの証言が同国会でなされた件に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出一九九九年にキルギスで発生した日本人誘拐事件の際に身代金が支払われたとの証言が同国会でなされた件に関する再質問に対する答弁書

一及び二について

平成二十年二月一日、在キルギス日本国大使館よりキルギス共和国議会に対して御指摘の「議事録」の提供を要請する口上書を出しており、キルギス共和国議会からの回答を待っているところである。これまで、在キルギス臨時代理大使からキルギス共和国議会議長に御指摘の「議事録」の提供を要請するなど累次にわたりキルギス側に対し、御指摘の「議事録」の提供を要請しており、同年九月十六日に御指摘の「議事録」の提供を要請した後も、様々な機会をとら

えてキルギス側に対して御指摘の「議事録」の提供を督促してきている。

三について

平成二十年二月一日に口上書を出した後、在キルギス日本国大使館よりキルギス側に対し、同年二月十四日、二月十五日、二月十九日、三月二十七日及び八月十九日に御指摘の「議事録」の提供を要請している。

四について

お尋ねの「要請に係る文書」の意味が必ずしも明らかではないが、平成二十年二月一日、在キルギス日本国大使館よりキルギス共和国議会に対して御指摘の「議事録」の提供を要請する口上書を出している。

五について

政府としては、キルギス側に対し、引き続き御指摘の「議事録」を速やかに提供するよう要請していく考えである。

平成二十一年六月十日提出
質問 第五二六号

アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会における議論等に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会における議論等に関する再質問主意書

「前回答弁書」(内閣衆質一七一第二〇九号)を踏まえ、再質問する。

一 前回質問主意書で、北海道外に居住するアイヌ民族につき、その人数や生活状況等の詳細を

政府は把握しているかと問うたところ、「前回答弁書」では「政府としては、お尋ねの点についての詳細は把握していないが、有識者懇談会における視察の際に、北海道外に居住するアイヌの人々からお話をお聞きするなど、生活状況等の把握に努めているところである。」との答弁がなされているが、現時点で右の点につき、政府はどの程度把握するに至っているか説明された。

二 昨年六月六日、アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議がなされ、アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会(以下、「有識者懇」という。)が発足した。「有識者懇」においては、本年七月を目処に、政府に対して最終報告書(以下、「報告書」という。)を提出すべく、現在様々な議論を行っているものと承知する。「前回答弁書」では「有識者懇」における議論並びに「報告書」について「有識者懇」における視察の際に、アイヌの人々に対する差別等について、その原因や責任主体に関する議論を行い謝罪すること、アイヌの人々の声を政策決定に反映させるための審議機関を設置すること等の要望や意見も出されているところである。政府としては、今後、これらも踏まえ、有識者懇において、基本的な論点整理を行った上で議論を行っていた。また、本年夏頃を目途に、アイヌ政策の在り方についての提言を取りまとめたべく予定である。」「政府としては、今後、有識者懇において、北海道外に居住するアイヌの人々に対する施策を含め議論を行った上で、アイヌ政策の在り方についての提言を取りまとめたいただき、

これも踏まえ、総合的なアイヌ施策の確立に取り組んでいくこととしている。」との答弁がなされている。アイヌ民族の先住民族としての権利確立を図るには、来年度予算において「報告書」の内容を十分に反映させることの他にも、これまでのアイヌ民族政策を検証する等のための審議機関を設置すること等も求められると考えるが、右に対する現時点での政府の見解を示されたい。

三 アイヌ民族の先住民族としての権利確立を図るには、二で述べた予算措置や審議機関設置に加え、アイヌ民族の先住民族としての権利を保障するためのアイヌ基本法の様な、根本的、基本的な法律を制定することが何より肝要であると考え、右に対する現時点での政府の見解を示されたい。

内閣衆質一七一第五二六号
平成二十一年六月十九日

内閣総理大臣 麻生 太郎
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会における議論等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員鈴木宗男君提出アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会における議論等に関する再質問に対する答弁書

一について
「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」

（以下「有識者懇」という。）における視察やヒアリングを通じて、北海道外に居住するアイヌの人々の生活状況や教育、文化面における要望等を把握しているところである。

二及び三について
お尋ねの点については、現在、有識者懇において議論が行われているところであり、その結果も踏まえ、今後、検討してまいりたい。

平成二十一年六月十日提出
質 問 第 五 二 七 号

水俣病未認定患者救済法案に関する質問主意書

提出者 岩國 哲人

水俣病未認定患者救済法案に関する質問主意書

意 書
水俣病未認定患者救済法案（以下、法案）に関連して、以下、政府に対し質問する。

一 本年五月十八日の報道によると、水俣病の原因企業チッソが、与党の法案に盛り込まれた同社の分社化後も、熊本県水俣市での操業を継続する方針を宣言することであった。

分社化には、「水俣から撤退して加害企業の消滅につながる恐れがある」などとの反対があるため、水俣での操業継続を宣言することで不安を解消し、今国会での法案成立を後押しする狙いがあるとの意見もある。

この点、最高裁は、八幡製鉄政治献金事件判決（最大判昭和四十五年六月二十四日）等において、憲法第三章に定める国民の権利及び義務の

各条項は、性質上可能な限り内国の法人にも適用されると判示しており、営業の自由、居住移転の自由のような経済的自由権は法人にも認められると一般に解される。

もっとも、法人に対して人権保障が及ぶとしても、法人は強大な社会権力を持つものが少なくないことから、政策的考慮に基づいて自然人とは異なる規制が必要な場合があると考えられる。また、自然人の人権との抵触がある可能性が大きい。また、法人の自由や権利に対して必要限度での規制を認めざるを得ないことから、法人の人権については、自然人よりも広汎な積極的規制を加えることが許されるものと解される。

また、立法においては、高度な政策的判断に基づく裁量が国会に認められている一方で、立法不作為が国家賠償法上違法と評価される場合もある。

この点、政府・与党は分社化に積極的であるが、チッソに対し、一定期間移転を制限して水俣市での操業を義務付ける立法措置が可能か否かについていかに考えるか、政府の見解如何。

二 法案第十四条は、特定事業者が認可事業再編計画に基づいて行う事業会社の設立及び事業会社への事業譲渡その他の行為については、詐害行為取消権の規定、否認権の規定は適用しないとしているが、この規定の趣旨をどのように認識しているか。

また、同規定に対しては、憲法第二十九条で保障される財産権を侵害するのではないかと指摘もあるが、これに対する政府の見解如何。

三 否認権は、破産等の手続きにおいて、一般債権者のために比較的広範な要件の下で機能するのに対し、詐害行為取消権は、破産外において厳格な要件の下で行使され、「すべての債権者の利益のために」という民法第四百二十五条の文言にかかわらず、権利行使をした債権者のために機能する。

また、否認権は、総債権者間の平等を図る観点から、詐害行為取消権と異なり、詐害意思を要件としない権利行使も認められる。

このように、両者の機能は異なる面もあるが、法案第十四条が一律に適用除外として規定している理由は何か。

四 法案においては、株式売却益を補償に充てることとされている。

思うに、株式という市場原理の支配するものによる利益と、公害被害者救済という生存権（憲法第二十五条）とも密接に係る社会福祉は性質上なじまない。

さらに、昨年来の世界的な金融危機の結果、金融市場の脆弱性を多くの人々が知るようになった現在において、公害被害者救済の原資として株式売却益のような不安定なものを充てることに對しては否定的見解があるが、政府の見解如何。

五 水俣病認定の前提である地域指定が解除された場合、胎児性・小児性患者を含む潜在的被害者の水俣病認定申請が不可能となり得る。

西尾環境事務次官は、本年二月十六日の記者会見で、「ある程度の期間をもって、救済を求める人を確定する。それでも残る方は、どうい

う方々が「水銀排出が止まってから四十年たつて解決しないのは残念。今の方々に解決がいつたら、終了するのがあるべき姿だ」と述べたとのことであるが、胎児性・小児性患者を含む潜在的被害者への対応策について、特段の措置を設ける考えはあるか、政府の見解如何。右質問する。

内閣衆質一七一第五二七号

平成二十一年六月十九日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員岩國哲人君提出水俣病未認定患者救済法案に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員岩國哲人君提出水俣病未認定患者救済法案に関する質問に対する答弁書

一について

第七十一回国会に提出された水俣病被害者の救済及び水俣病問題の最終解決に関する特別措置法案(以下「法案」という。)は、特定事業者(法案第九条第一項に規定する特定事業者をいう。以下同じ。)に対して、一定期間既存の事業所が所在する地域での操業を義務付けるものではないと承知している。

なお、法案第三条においては、「この法律による救済及び水俣病問題の最終解決は、・・・関係事業者が・・・地域経済に貢献することを確保することを旨として行われなければならない。」と規定され、また、法案第九条第二項第二

号においては、特定事業者が事業再編計画(同条第一項に規定する事業再編計画をいう。)に係る環境大臣の認可を得るための条件の一つとして、「特定事業者の事業所が所在する地域の経済の安定に支障を及ぼさないこと」と規定されていると承知している。

二及び三について

法案第十四条において、「特定事業者が認可事業再編計画に基づいて行う事業会社の設立及び事業会社への事業譲渡その他の行為については、民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百二十四条、破産法(平成十六年法律第七十五号)第六十条及び第六十一条、民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第二百七条及び第二百七条の二並びに会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第八十六条及び第八十六条の二の規定は適用しない。」と規定されているのは、法案の発議者の判断によるものと承知している。

四について

継続補償受給者(法案第二条第三項に規定する継続補償受給者をいう。)への補償に充てる金銭の原資としてどのようなものをもって充てるかについてはすべて立法政策の問題であるが、この点、法案の発議者は、法案第十九条第四項において、「特定事業者は、第十二条第一項の事業会社の株式の譲渡によって得られた収入から、・・・指定支給法人に対し、遅滞なく補償賦課金を納付しなければならない。」と規定し、加えて同条第五項において、「指定支給法人が継続補償受給者に前条第一項第二号の支給

を行った場合には、特定事業者は、その価額の限度で、当該継続補償受給者に対し、補償給付を支給する義務を免れる。」と規定したものと承知している。

五について

水俣病関西訴訟大阪高等裁判所判決(平成十三年四月二十七日)においては、「水俣湾又はその周辺海域の魚介類の摂取を中止してから四年以内に水俣病の症状が客観的に現れる」と認定され、同最高裁判所判決(平成十六年十月十五日)においても、同事実を前提にした判断がされていることと承知している。また、法案第七条においては、「救済を受けるべき人々があたら限りすべて救済されることが確定した後、水俣病に係る補償法第二条第二項の政令で定める地域及び同条第三項の政令で定める疾病の指定を解除するものとする。」と規定されていると承知している。

平成二十一年六月十一日提出
質問 第五二九号

新・要介護認定基準の検証結果に関する質問
主意書

提出者 山井 和則

新・要介護認定基準の検証結果に関する質問
問主意書

新・要介護認定基準の検証結果について、次のとおり質問する。

一 新しい要介護認定基準が導入されて既に二ヶ月が経つ。要介護認定の見直しに係る検証方法

は自治体にいつ通知するのか。また、検証結果はいつ公表するのか。右質問する。

内閣衆質一七一第五二九号

平成二十一年六月十九日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員山井和則君提出新・要介護認定基準の検証結果に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山井和則君提出新・要介護認定基準の検証結果に関する質問に対する答弁書

一について

厚生労働省としては、本年六月十一日付けで、市町村等に対し、同年四月以降の要介護認定の実態についての調査を依頼したところであり、当該調査の結果も踏まえ、「要介護認定の見直しに係る検証・検討会」において、当該要介護認定等の方法の見直しの影響について、検証を行うこととしている。当該検証の結果については、できるだけ早期に公表する予定である。

平成二十一年六月十一日提出
質問 第五三〇号

平成二十年度肝炎インターフェロン治療に関する質問主意書

提出者 山井 和則

平成二十年度肝炎インターフェロン治療に関する質問主意書

平成二十年度の肝炎インターフェロン治療について、次のとおり質問する。

一 平成二十年度の肝炎インターフェロン治療受給者証の申請件数及び交付件数は、十二月までの累積件数でそれぞれ何件か。

二 一の件数は、前年度件数と比較して何件増加しているか、あるいは何件減少しているか。

三 平成二十年度の肝炎インターフェロン治療の目標件数は何件か。

四 このまま行けば、平成二十年度の肝炎インターフェロン治療の目標達成は半分前後に留まると思われる。医療費助成が目標の半分程度に留まった場合、余った予算はどうなるのか。また、今年度の肝炎インターフェロン治療に使われるのか。

五 肝炎インターフェロン治療が効果的なタイミングは限られている。今の医療費助成の額では目標が達成できず、大幅に予算が余るのではないかと、一年以上前より再三、関係者から批判されていたにもかかわらず、それらについて聞く耳をもたず、結果的に、人の命に係る肝炎医療費の予算を大幅に余らせることは、救える命を救わず、放置したことになり、重大な失策であると考えるがいかがか。

右質問する。

内閣衆質一七一第五三〇号

平成二十一年六月十九日

衆議院議長 河野 洋平殿
内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議員山井和則君提出平成二十年度肝炎インターフェロン治療に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山井和則君提出平成二十年度肝炎インターフェロン治療に関する質問に対する答弁書

一 について
お尋ねの受給者証の申請件数及び交付件数は、それぞれ、三万八千一件、三万五千七百三十四件である。

二 について
インターフェロン医療費助成事業は、平成二十年度から開始したものである。

三 について
インターフェロン医療費助成事業の助成対象者は、年間十万人と想定している。

四 について
お尋ねについては、予算に執行残額が生じた場合、当該執行残額は不用額となり、本年度のインターフェロン医療費助成事業に使われることはない。

五 について
現時点では、平成二十年度の最終的な受給者証の交付件数について把握しておらず、お尋ねについてお答えすることは困難である。

平成二十一年六月十一日提出
質問 第五三一 号

いわゆる足利事件について最高検察庁次長検査が謝罪した件に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

いわゆる足利事件について最高検察庁次長検査が謝罪した件に関する質問主意書

一九九〇年、栃木県足利市で当時四歳の女児が殺害されたいわゆる足利事件で容疑者とされ、無期懲役が確定し、服役中だった菅家利和さんが、女児の下着に付着していた体液のDNA型が菅家さんのものとは一致しないとの鑑定結果が出たことを受け、本年六月四日、千葉刑務所から釈放された。同月十日の衆議院決算行政監視委員会（以下、「委員会」という。）において、今次菅家さんが釈放されたことについて、森英介法務大臣として検察庁の瑕疵を認め、菅家さんに謝罪をするべきではないかと、菅家さんに質問したところ、森大臣は「再審請求の即時抗告審において係属中の事件に関することでございます。詳細についてはお答えを差し控えたいと思います。現時点においては、私は今法務大臣として御答弁を申し上げておりますので、いろいろ個人としては思うことはございますけれども、この公の席においては、先ほど申し上げたように、まさに即時抗告審係属中の事件でございますので、これについて今私が意見を申し上げることは、裁判所との関係等々のさまざまな関係から差し控えさせていただきたいと思っております。御理解いただきたいと思います。」

「私は真剣にお答えしておりますが、とにかくにも、再審請求の即時抗告審において係属中の事件でございます。そういった点を現時点において私が申し上げられることに制限があるということをお理解いただきたいと思います。」等と、法務大臣という立場にある者として、菅家さんに対する謝罪を含め、コメントすることを避ける旨の答弁

を繰り返している。右を踏まえ、質問する。

一 同月十日、最高検察庁の伊藤鉄男次長検査は、午後三時半から開いた記者会見（以下、「会見」という。）において、「真犯人とは思われない人を起訴し、服役させたことについて、大変申し訳ないことをしたと思っております」と、菅家さんに対して謝罪する言葉を述べたと承知するが、「会見」が開かれること並びに伊藤次長検査が菅家さんに対して謝罪することにについて、森大臣は事前に報告を受けていたか。

二 一で、事前に報告を受けていたのなら、森大臣はいづ、誰からその報告を受けていたのか、またその際に森大臣としてどのような返答をしたのか明らかにされたい。

三 「会見」における伊藤次長検査の謝罪は、検察庁、法務省という組織としての、ひいてはこれから組織の最高責任者である森大臣としての、つまり全組織挙げての菅家さんへの謝罪であるのか。

四 前文で触れた様に、森大臣は「委員会」では菅家さんに謝罪することを拒んでいたのに、その一方で「会見」において伊藤次長検査が謝罪したのはなぜか。部下である伊藤次長検査に謝罪をさせる一方で、検察庁、法務省、ひいてはこれから組織の最高責任者である森大臣が、「委員会」、つまり国民の代表たる国会議員が集まる国会の場で、菅家さんに対して明確な謝罪をしなかったのはなぜか。明確に説明されたい。

五 検察庁、法務省、ひいてはこれから組織の最高責任者である森大臣が菅家さんに謝罪をせず、部下である伊藤次長検査が謝罪をするというの

は、法務省という組織のやり方として異常ではないか。

六 森大臣は、検察庁、法務省、ひいてはこれら組織の最高責任者として、部下である官僚をきちんと指導監督できているか。菅家さんへの謝罪の件を見ても、部下である官僚の言いなりになり、何ら指導力を発揮できていないのではないかと思料するが、森大臣の見解如何。

内閣衆質一七一第五三二号

平成二十一年六月十九日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる足利事件について最高検察庁次長検事が謝罪した件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる足利事件について最高検察庁次長検事が謝罪した件に関する質問に対する答弁書

一から五までについて

個別具体的な事件の検察当局から法務大臣に対する報告については、捜査機関の活動内容にかかわる事柄であるので、お答えは差し控えるが、お尋ねの事件については、本年六月五日、森法務大臣が、記者会見において、「検察としては極めてこの事態を重く受け止めていると承知をしております、いずれ検察当局においてかかるべき時期に適切に対処するものと思っております。」と述べ、検察当局においては、最高裁判

所で無期懲役が確定している事件につき、刑の執行停止により受刑者を釈放するに至った事態を重く受け止め、次長検事が御指摘の発言を行うことが適当であると判断したものと承知している。

六について

お尋ねについては、国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第五条第一項において、「各省の長は、それぞれ各省大臣とし、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣として、それぞれ行政事務を分担管理する。」と規定され、法務省設置法(平成十一年法律第九十三号)第二条第二項において、「法務省の長は、法務大臣とする。」と規定されているとおりである。

平成二十一年六月十一日提出
質問 第五三二二号

いわゆる飯塚事件に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

いわゆる飯塚事件に関する質問主意書

一九九二年二月二十日、福岡県飯塚市で、当時小学校一年生だった女児二人が登校中に行方不明になり、その後、同県甘木市(現在の朝倉市)の雑木林で殺害され遺棄されているのが見つかった。いわゆる飯塚事件において、当時五十二歳の久間三千年氏が逮捕された。久間氏は二〇〇六年九月八日、死刑が確定し、二〇〇八年十月二十八日に死刑が執行された。右を踏まえ、質問する。

一 死刑執行は政府のどの機関によって行われる

か。

二 死刑囚について、その執行順位を定めた執行時死刑判決順位というものがあると承知するが、確認を求める。

三 死刑囚は、原則としてその執行時死刑判決順位に従って死刑執行されるものと承知するが、ある死刑囚の死刑執行が、自身の順位より上位にある死刑囚よりも先駆けて行われることはあるか。

四 三で、あるのなら、それはどのような理由によるものか説明されたい。

五 久間氏の執行時死刑判決順位は百人中六十一番目であったと承知するが、確認を求める。

六 久間氏は死刑を執行される前、再審請求をすべく準備中であつたと承知するが、政府、特に検察庁として右を承知していたか。

七 五と六で述べた様に、久間氏の執行時死刑判決順位は遙か下位に位置しており、しかも久間氏は再審請求をまさに行おうとするところであつたにも関わらず、いわゆる足利事件において無期懲役が確定し、服役中であつた菅家さんの再鑑定決定が出される二ヶ月前の昨年十月二十八日に、久間氏の死刑執行がなされたのはなぜか。

八 久間氏のDNA鑑定については、科学警察研究所による鑑定の他に、石山昱夫帝京大名誉教授による鑑定もなされていると承知する。石山教授による鑑定では、久間氏の型は、犯人のものと思われる血痕にある型とは一致しなかったとのことであるが、右は事実か。

九 政府、特に検察庁として、当時石山教授にD

NA鑑定をいつ依頼したか。

十 石山教授による鑑定は、いつなされたか。

十一 政府、特に検察庁として、当時石山教授による鑑定結果をいつ知らされたか。

十二 政府、特に検察庁が石山教授による鑑定結果を明らかにしたのはいつか。

十三 政府、特に検察庁として、石山教授による鑑定結果の公表を遅らせ、裁判所側に促される形でようやく公表したという事実はあるか。

右質問する。

内閣衆質一七一第五三二号

平成二十一年六月十九日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる飯塚事件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる飯塚事件に関する質問に対する答弁書

一について

死刑は、法務大臣の命令により、検察官が刑事施設の長にその執行を指揮し、刑事施設の長の職務上の命令に従い職員が執行することとされている。

二から十三までについて

お尋ねの「執行時死刑判決順位」の意味とところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。

また、個々具体的な死刑執行に関する事項については、死刑を執行された者の氏名等を除

き、明らかにしておらず、答弁を差し控えた
い。

なお、一般論としては、死刑の執行に際して
は、法務大臣は、裁判所の判断を尊重しつつ、
法務省の関係部局に關係記録の内容を十分に精
査させた上で、刑の執行停止、再審又は非常上
告の事由の有無、恩赦を相当とする情状の有無
等につき、慎重に検討し、これらの事由等がな
いと認めた場合に、死刑執行命令を発している
ところである。

平成二十一年六月十一日提出
質 問 第 五 三 三 号

我が国の報道機関関係者がロシア政府のビザ
発給を受けて北方四島に渡航した件に関する
再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

我が国の報道機関関係者がロシア政府のビ
ザ発給を受けて北方四島に渡航した件に関
する再質問主意書

「前回答弁書」(内閣衆質一七一第四二二号)を踏
まえ、再質問する。

一 本年五月十三日の記者会見(以下、「会見」と
いう。)において兒玉和夫外務報道官が、「日本
テレビ側は外務省に対してどのように説明して
いるのでしょうか。」との質問に対し、「正確に
は、先方に照会して頂きたいと思いますが、私
が今この申し入れを報道局長に伝えたことに對
して、報道局長からは、今外務報道官からの申
し入れについてはこれを真剣に受け止めて、今
後の対応について検討します、という反応でし

た。」との回答をしていることを受け、前回質問
主意書で、現時点で、日本テレビ側より今回の
件に関する同社の対応のあり方について、外務
省に対し何らかの説明はなされているかと問う
たところ、「前回答弁書」では「外務省からの申
入れに対する日本テレビ放送網株式会社側の考
えについては、外務省として聴取している。」と
の答弁がなされている。では、右の聴取はいつ
行われたのか、また日本テレビ側の考えとはど
の様なものであったか、それぞれ明らかにされ
たい。

二 「会見」において兒玉報道官が、「過去に平成
元年の閣議了解の前に、いくつかケースがあつ
たと思いますが、これ以降に報道関係者が北方
領土に入つて、同様にビザの申し入れをしたと
いう例はありませんでしょうか。」との質問に對
し、「今、過去の事例の確認をしておりますか
ら、今私の手元に、確たることを申し上げる材
料がないので、また改めて確認させて頂きま
す。」との回答をしていることを受け、前回質問
主意書で、現時点で、一九八九年九月十九日の
閣議了解及びそれに関連する一連の閣議了解
(以下、「閣議了解」という。)がなされた以後
も、今回の件同様、報道関係者が、ロシア政府
が発給するビザを受けて北方四島に渡航したと
いう事例があるか否か、外務省として確認をし
ているか、その様な事例があるのなら、外務省
として、それをいつ把握し、どの様な対応を
とっていたのかと問うたところ、「前回答弁書」
では「外務省としては、御指摘のような事案に
関する情報を含め必要な情報収集を行つてきて

おり、具体的事案が判明する場合には、その都
度、申入れを行う等適切に対応してきている
が、外務省が行っている情報収集の内容等につ
いて具体的にお答えすることは、今後の情報収
集等に支障を来すおそれがあることから、差し
控えたい。」との答弁がなされている。「具体的
事案が判明する場合には、その都度、申入れを
行う等適切に対応してきている」ということ
は、具体的に「閣議了解」に反し、我が国の報道
関係者が、ロシア政府の管轄権に服する形で北
方領土に渡航した事例が実際にあったというこ
とを、確認を求める。

三 二の事例に対して、どの様な対応をとってい
るかを、なぜ政府、外務省は明らかにしないの
か。「閣議了解」に反した事例及びそれに対する
対応のあり方のどこが「外務省が行っている情
報収集の内容等」に該当し、またそれを明らかに
にすることがなぜ「今後の情報収集等に支障を
来すおそれがある」というのか。外務省におい
ては詭弁を弄することなく、明確に説明されたい。
右質問する。

内閣衆質一七一第五三三号

平成二十一年六月十九日

内閣総理大臣 麻生 太郎
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出我が国の報道機関関
係者がロシア政府のビザ発給を受けて北方四島
に渡航した件に関する再質問に対し、別紙答弁
書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出我が国の報道機
関関係者がロシア政府のビザ発給を受けて
北方四島に渡航した件に関する再質問に對
する答弁書

一 について

お尋ねの点を含め、日本テレビ放送網株式会
社側とのやり取りの詳細について明らかにする
ことは、先方との関係もあり差し控えたい。

二及び三について

先の答弁書(平成二十一年五月二十九日内閣
衆質一七一第四二二号)二から七までについて
でお答えしたとおりであり、我が国民があた
かも北方四島に対するロシア連邦の管轄権を前
提にしたかのごとき形で北方四島に入域した事
案が判明する場合には、外務省として、その都
度、申入れを行う等適切に対応してきている。

平成二十一年六月十一日提出
質 問 第 五 三 四 号

国会議員の世襲に対する麻生太郎内閣総理大
臣の見解に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

国会議員の世襲に対する麻生太郎内閣総理
大臣の見解に関する質問主意書

本年六月九日、麻生太郎内閣総理大臣は、七月
の東京都議会議員選挙で自由民主党の候補として
立候補する者の品川区の事務所を訪れた際、候補
予定者の子どもに「おまえも後を継ぐのか。世襲
頑張り。親の後を継いで悪いことは何も無い」と

声を掛け、更に「間違ひなく親の背中を見て子どもは育つ。親の背中を見て『あなりたい』と思われたおやじはいいおやじだ。おれはそう思つて育つてます」と述べたと報じられている。右を踏まえ、質問する。

一世襲の定義に関する麻生総理の見解如何。

二 麻生内閣の閣僚の中で、世襲に該当する者は誰か。

三 国会議員の世襲に関する麻生総理の見解如何。世襲の利点、または世襲の弊害等、国会議員の世襲の功罪につき、麻生総理の見解を示されたい。

四 国会議員の世襲に関し、現在国民の多くは批判的意見を有していると承知するが、右に対する麻生総理の見解如何。右質問する。

内閣衆質一七一第五三四号

平成二十一年六月十九日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出国会議員の世襲に対する麻生太郎内閣総理大臣の見解に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出国会議員の世襲に対する麻生太郎内閣総理大臣の見解に関する質問に対する答弁書

一について

世襲という言葉は様々な意味で用いられてお

り、お尋ねについて一概にお答えすることは困難であるが、例えば、「その家の地位・財産・職業などを嫡系の子孫が代々うけつづること（出典 広辞苑）」とされている。

二について

お尋ねの「世襲に該当する者」の定義が必ずしも明らかではないことから、お答えすることは困難である。

三及び四について

お尋ねの「国会議員の世襲」の意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、お尋ねは、いずれも国民に選挙された国会議員についての評価に関する事柄であることから、政府としてお答えすることは差し控えたい。

平成二十一年六月十一日提出
質問 第五三五号

痴漢行為を行った検察官に対して下された処分の妥当性等に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

痴漢行為を行った検察官に対して下された処分の妥当性等に関する再質問主意書

本年五月十四日、さいたま地方検察庁刑事部の松井正広検事が、JR埼京線の電車内で女性に対して痴漢行為を行ったとして、警視庁板橋署により東京都迷惑防止条例違反（痴漢）容疑で現行犯逮捕された。同月二十八日、さいたま地検は法務省が同日付で松井検事を停職一か月の懲戒処分にしたことを明らかにしたが、同検事は同日、辞職願を提出、受理されたと承知する。前回質問主意書

で、法の番人たる職責を担う松井検事が、痴漢行為という人間としての品格を疑わざるを得ない卑劣極まりない行為をしておきながら、検察庁として停職一か月という軽微な処分が下されたこと、またその後自主退職した同検事に退職金が支払われたことが社会通念上妥当であるかと問うたところ、「前回答弁書（内閣衆質一七一第四八〇号）では、「御指摘の松井正広検事に対する処分は、行為の原因、動機、態様、結果、影響等のほか、日ごろの勤務態度や当該行為後の対応等も含め諸般の事情を総合的に考慮の上、適正に行つたものと認識している。」との答弁がなされている。右を踏まえ、再質問する。

一 松井検事が痴漢行為を行った原因、動機は何であつたか説明されたい。

二 松井検事はどの様な状況の下、どの様な痴漢行為を行つたのか説明されたい。

三 今次、松井検事が痴漢行為を行つたことは、どの様な社会的影響を及ぼしたか。政府の見解如何。

四 松井検事の日ごろの勤務態度は、どの様なものであつたか説明されたい。

五 痴漢行為を行つた後、被害者への謝罪や補償等、松井検事はどの様な事後の対応をとつたのか説明されたい。

六 一から五で挙げた諸般の事情は、松井検事への処分内容が決められる際にどの様に反映されたのか説明されたい。

右質問する。

内閣衆質一七一第五三五号
平成二十一年六月十九日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出痴漢行為を行った検察官に対して下された処分の妥当性等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出痴漢行為を行った検察官に対して下された処分の妥当性等に関する再質問に対する答弁書

一から六までについて

お尋ねの松井正広検事は、東日本旅客鉄道株式会社板橋駅に停車中の埼京線電車内において、被害女性の身体に触れたいと考え、その着衣の上から臀部を手で触るという東京都の公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和三十七年東京都条例第百三十三号）に違反する行為に及んだものと承知しているところ、右行為は官職の信用を傷つけるようなものであつたと考えている。

なお、同検事の勤務態度は良好であつたものと承知している。

同検事に対する処分にあつたのは、先の答弁書（平成二十一年六月九日内閣衆質一七一第四八〇号）四及び五について述べたとおり、諸般の事情を総合的に考慮して行つたものであるが、これ以上の詳細については、被害者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。

一、去る二十二日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員鈴木宗男君提出ロシア側に押収されたままの第三十一吉進丸の船体返還に向けた外務省の取り組み等に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員が公務出張に際して取得したマイレージの同省における取り扱い及び公費節減効果の検証等に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる足利事件についての検察庁による謝罪等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省が作成したいわゆる「国会議員への対応マニュアル」に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出在ロシア日本国大使館の新建物及び大使公邸に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出生活保護制度の在り方に関する専門委員会資料に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出国家公務員の所管業務についての厚生労働省雇用均等・児童家庭局長の認識に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省におけるウィンの使用等に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員に対する国内高級ホテルによる優遇措置に関する再質問に対する答弁書

ついでに警察庁による謝罪等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出検察庁の信頼性に係る森英介法務大臣の見解等に関する質問に対する答弁書

平成二十一年六月十二日提出
質問 第五三六号

ロシア側に押収されたままの第三十一吉進丸の船体返還に向けた外務省の取り組み等に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

ロシア側に押収されたままの第三十一吉進丸の船体返還に向けた外務省の取り組み等に関する再質問主意書

「前回答弁書」(内閣衆質一七一第四二五号)を踏まえ、再質問する。

一 二〇〇六年八月十六日、北海道根室市の漁船第三十一吉進丸がロシアの国境警備隊に拿捕され、乗組員一名が銃殺された事件(以下、「拿捕事件」という。)が発生した。盛田光広さんが亡くなられた背景には、北方領土問題という、日ロ政府間で解決しなくてはならない政治的問題があり、盛田さんを銃殺したロシア国境警備隊が第一義的責任を負うことは当然であるものの、政府、特に外務省としても、盛田さんの死を重く受け止め、なぜこの様な悲惨な事件が起きたのか、猛省することが求められると思料するが、政府、特に外務省の見解如何。

二 前回質問主意書で、政府、特に外務省とし

て、銃殺された盛田さんの御遺族に対して、例えば御命日等、盛田さんの葬儀が済んだ後から現在に至るまで、盛田さんの御遺族並びに関係者に対してどのような対応をとってきたのかと問うたところ、「前回答弁書」では「お尋ねの件について、前回答弁書(平成二十一年五月十五日内閣衆質一七一第三六八号)二についてでお答えしたとおりの対応以外に、外務省から直接御遺族に対して、特段の対応を行ってはいない」との答弁がなされている。政府、特に外務省として、例えば盛田さんの御命日に供花する、御遺族に電話をする、電報を送る等の人間的な対応をとって然るべきであると考えるが、そうしてこなかった理由は何か。

三 「前回答弁書」では、「外務省として、ロシア側に対して、御指摘の船体の引渡し等につき随時申入れを行ってきたこと等については、関係者に対して説明等を行ってきた。」との答弁がなされているが、右答弁にある「関係者」とは具体的に誰を指しているのか説明された。

四 前回質問主意書で、第三十一吉進丸について、新聞等の報道により、船体の写真とともにどこにあるかが報じられたこともあり、その船体はどこにあり、誰によつてどの様に使われているのかは、既に公然となつていゝるのにも関わらず、外務省がそれについて口を閉ざすのはなぜかと問うたところ、「前回答弁書」では「前回答弁書(平成二十一年五月十五日内閣衆質一七一第三六八号)一についてでお答えしたとおりである。」との答弁がなされている。右の答弁は「御指摘の船体の現状等については、外務省が

行っている情報収集活動の情報源が明らかになることにより情報源からの更なる情報収集が困難になる等、今後の情報収集等に支障を来すおそれがあるため、お答えを差し控えているものである。」というものであり、あくまで情報を隠そうとする同省の姿勢が窺い知れるが、同時に、同省として、第三十一吉進丸の船体の現状等に係る情報収集活動自体は行っていることがわかる。では、在ユジノサハリンスク日本国総領事館はじめ現地の在外公館より、第三十一吉進丸の船体の現状等について、外務本省に対してこれまで何度報告がなされてきたのか、その回数及びそれぞれの日にちを全て明らかにされたい。

五 第三十一吉進丸の船体の返還が遅々として一向に進まず、また「拿捕事件」の真相説明が全くなされていない現状につき、外務省として盛田さんの御遺族並びに三の「関係者」に対してこれまで説明を行ってきたか。

六 五で、説明を行ってきたのなら、その回数、内容及び説明がなされた日にちにつき、それぞれ全て明らかにされたい。

七 第三十一吉進丸の船体の返還が遅々として一向に進まず、また「拿捕事件」の真相説明が全くなされていない現状につき、政府、特に外務省として、第三十一吉進丸の坂下登船長に対してこれまで説明を行ってきたか。

八 七で、説明を行ってきたのなら、その回数、内容及び説明がなされた日にちにつき、それぞれ全て明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一七一第五三六号

平成二十一年六月二十二日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出ロシア側に押収されたままの第三十一吉進丸の船体返還に向けた外務省の取り組み等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出ロシア側に押収されたままの第三十一吉進丸の船体返還に向けた外務省の取り組み等に関する再質問に対する答弁書

一について

御指摘の逮捕事件は、我が国において衝撃をもって受け止められたと認識しており、日本人一名の生命が失われるという極めて由々しき事態であったと考えている。同事件以後、外務省として、ロシア側に対して様々な機会をとらえて類似の事件の再発防止を求める等の対応をとってきており、今後も引き続き同様の対応をとっていく考えである。

二及び五から八までについて

お尋ねの外務省の対応は、前回答弁書(平成二十一年五月二十九日内閣衆質一七一第四二五号)一から三までについてお答えしたとおりである。これらの対応は適切であったと考えている。

三について

お尋ねについては、先方との関係もあり、具体的にお答えすることは差し控えたい。

四について

お尋ねの点は、外務省が行っている情報収集の方法等にも関係することであり、具体的に述べることは、今後の情報収集等に支障を来すおそれがあるため、答弁を差し控えたい。

平成二十一年六月十二日提出
質問 第五三七号

外務省職員が公務出張に際して取得したマイレージの同省における取り扱い及び公費削減効果の検証等に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省職員が公務出張に際して取得したマイレージの同省における取り扱い及び公費削減効果の検証等に関する第三回質問主意書

昨年、いわゆる「居酒屋タクシ」の問題が明らかになったことを受け、政府として同年六月十二日、各省庁に、職員が公費出張で飛行機を利用する際に私的にマイレージを取得すること(以下、「マイレージ取得」という。)を自粛する様指示を出し、外務省においても、同月二日以降の公費出張について「マイレージ取得」をしない様、省内の電子メールで全職員に通知がされ、更に本年一月一日以降には、同省において、職員が国家公務員等の旅費に関する法律に基づき旅費の支給を受けて航空機の利用を伴う公務のための旅行をする際は、当該航空機の利用により取得するマイレージについては、公費削減の観点から適切に活用することとする新たなルール(以下、「新ルール」とい

う。)が適用されている。右と「前回答弁書」(内閣衆質一七一第四二四号)を踏まえ、再度質問する。

一 「前回答弁書」でも外務省は「先の答弁書(平成二十一年四月二十八日内閣衆質一七一第三二四号)一から五までについて述べたとおりであり、これ以上具体的に申し上げることは困難である。」と、「新ルール」適用後、どれくらいの期間が経ってから、同省において具体的な公費削減効果について検証を行うか、その具体的期間について、現時点では答えられないとの答弁をしている。同省として、「新ルール」の適用が始まってから既に半年が過ぎた現時点でも、右の見解に変わりはないか。

二 「新ルール」の適用が始まってから既に半年が過ぎた現時点で、これまで外務省職員が「新ルール」に反し、公費出張により「マイレージ取得」をし、それを私的に用いたという事例は報告されていないか。

三 外務省として、今後も変わりがなく「新ルール」の適用を続けていく考えでいるか。

四 外務省において職員の公費出張に係る費用のうち、「マイレージ取得」に関わる旅費、特に航空券の支払等に係った費用はいくらか、過去五年間につき、明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一七一第五三七号

平成二十一年六月二十二日

内閣総理大臣 麻生 太郎
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員が公務出張に際して取得したマイレージの同省における取り扱い及び公費削減効果の検証等に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員が公務出張に際して取得したマイレージの同省における取り扱い及び公費削減効果の検証等に関する第三回質問に対する答弁書

一について

先の答弁書(平成二十一年五月二十九日内閣衆質一七一第四二四号)一について述べたとおりである。

二について

外務省において職員が国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)に基づき旅費の支給を受けて航空機の利用を伴う公務のための旅行をする際に、当該航空機の利用により取得するマイレージについては、適切な管理に努めており、外務省において把握している範囲では、御指摘のような事例があったとは承知しておらず、職員は適切に対応しているものと認識している。

三について

先の答弁書(平成二十一年三月六日内閣衆質一七一第一五五号)一及び二について述べた方針については、現在、変更する予定はない。

四について

お尋ねの旅費が何を指すか必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。

官 報 (号 外)

平成二十一年六月十二日提出
質 問 第 五 三 八 号

いわゆる足利事件についての検察庁による謝罪等に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

いわゆる足利事件についての検察庁による謝罪等に関する質問主意書

一九九〇年、栃木県足利市で当時四歳の女兒が殺害されたいわゆる足利事件で容疑者とされ、無期懲役が確定し、服役中だった菅家利和さんが、女兒の下着に付着していた体液のDNA型が菅家さんのものとは一致しないとの鑑定結果が出たことを受け、本年六月四日、千葉刑務所から釈放された。同月十日、最高検察庁の伊藤鉄男次長検事は、午後三時半から開いた記者会見において、「真犯人とは思われない人を起訴し、服役させたことについて、大変申し訳ないことをしたと思っている」と、菅家さんに対して謝罪する言葉を述べたと承知する。右を踏まえ、質問する。

一 最高検察庁の長は次長検事ではなく検事総長であると承知するが、確認を求める。
二 既に種々報じられているとおり、菅家さんは当時の栃木県警の非人道的な取り調べにより自白を強要されたことや、現在の技術と比較して遙かに精度の劣る当時のDNA鑑定の結果により犯人とされ、当時の検察により起訴され、十七年以上にも渡り人生の貴重な時間を奪われたものである。右の極めて重大な事案に対する検察庁としての謝罪が、なぜ検察庁という組織の長である検事総長ではなく、検事総長の下位に位置する次長検事という立場にある者によって

行われたのか、その理由を説明されたい。

三 法務省という組織において、法務大臣と検事総長はどちらが上位にあるか。

四 健康の定義如何。

五 検事総長の任に就く者の要件として、健康であることは求められるか。
右質問する。

内閣衆質一七一第五三八号
平成二十一年六月二十二日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる足利事件についての検察庁による謝罪等に関する質問に対して、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる足利事件についての検察庁による謝罪等に関する質問に対する答弁書

一 について

検察庁法(昭和二十二年法律第六十一号)第七条の規定により、検事総長は、最高検察庁の長として、庁務を掌理し、かつ、すべての検察庁の職員を指揮監督することとされ、次長検事は、検事総長を補佐することとされている。

二 について

検察当局においては、最高裁判所で無期懲役が確定している事件につき、刑の執行停止により受刑者を釈放するに至った事態を重く受け止め、御指摘の発言を次長検事が行うことが適当であると判断したものと承知している。

三 について

法務省は、法務省設置法(平成十一年法律第九十三号)第四条の規定により、「検察に関すること」をつかさどることとされているところ、その所掌事務の範囲内で、国家行政組織法昭和二十三年法律第二十号(第八条の三)に規定する「特別の機関」として、法務省設置法第十四条の規定に基づき、検察庁法の定めるところにより、検察庁が置かれている。法務大臣は、国家行政組織法第十条の規定により、法務省の事務を統括することとされていることから、検事総長を含む検察官の事務に関し検察官を一般に指揮監督する権限を有する。

四 について

一般に、健康という言葉は、必ずしも一定の意味で用いられているわけではないが、例えば、「身体に悪いところがなく心身がすこやかなこと。達者。丈夫。壮健。また、病気の有無に関する、体の状態。(出典 広辞苑)」を意味するものとされている。

五 について

お尋ねの「健康であること」の意義が必ずしも明らかではないが、検事総長の任命は、検察庁法等関係法令に基づいて行うこととされている。

平成二十一年六月十二日提出
質 問 第 五 三 九 号

外務省が作成したいわゆる「国会議員への対応マニュアル」に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省が作成したいわゆる「国会議員への対応マニュアル」に関する再質問主意書

二〇〇五年九月二十九日付の共同通信報道により、外務省が「鈴木宗男衆議院議員からの依頼等に対する対応振り」との題の、同省職員が当方と接触する際にどの様に対応するか、そのマニュアル等について記した文書(以下、「対応マニュアル」という。)を作成していたことが明らかにされている。右と「前回答弁書」(内閣衆質一七一第五〇〇号)を踏まえ、再質問する。

一 「前回答弁書」では「対応マニュアル」について「御指摘の文書(以下「文書」という。)は、外務省として「政」と「官」との適切な関係を維持していくための方針として取りまとめたものであり、文書の考え方は、現在も妥当なものと考えているが、罰則が適用されることはない。」との答弁がなされている。外務省として、「対応マニュアル」にある規定を同省職員が守らなかった際、何らかの注意をしたり罰則を科したりすることがないのなら、同省職員に「対応マニュアル」を遵守するという動機が起きず、同省が現在も妥当なものとして認識している「対応マニュアル」が活かされることがないのではないか。右は、右答弁にある、同省における「政」と「官」との適切な関係を維持していくための方針」に反するのではないか。

二 「対応マニュアル」に「なお、先方と何らかの接触・やりとりがあった場合には、その内容を文書にして例外なく官房総務課に報告し、官房総務課を通じ大臣に報告する。」との記述があることにつき、前回質問主意書で、右の報告件数

を問うたところ、「前回答弁書」では「例えば、口頭によつて行われた報告もあり、記録が残されていないため、お尋ねの『件数』等についてお答えすることは困難である。」との答弁がなされている。外務省として、右の報告の記録を残していないのはなぜか。そもそも同省において報告の記録を文書として作成していないということなのか、または作成していたが既に破棄したということなのか、詳細な説明を求める。

三 「前回答弁書」では「お尋ねの『周知』は行われていない。」と、外務省として、「対応マニュアル」が同省において適用される様になつてから、二〇〇六年度、二〇〇七年度、二〇〇八年度、二〇〇九年度に同省に入省した新人職員または中途採用職員等、右の年度に新たに入省した職員全員に対し、「対応マニュアル」の周知は行っていないとの答弁がなされているが、右はなぜか。「対応マニュアル」が同省において適用される様になつてから同省に新たに入省した職員に対して周知をせずして、どの様にして同省が言う『政』と『官』との適切な関係を維持していくための方針」を職員に理解させるというのか。また、一の答弁にある様に、同省として「対応マニュアル」が「現在も妥当なものと考え」るのなら、尚更新たに入省した職員にその趣旨を周知徹底すべきではないのか。同省の説明を求める。

四 「対応マニュアル」が作成された当時の外務大臣は誰か。

五 「対応マニュアル」作成につき、事前または事後に、四の大臣に対して報告はされたか。

六 「対応マニュアル」作成につき、四の大臣はどのような見解を示していたか。

七 「対応マニュアル」にある様に、国民から選ばれた国会議員を外務省が差別、忌避する取り決めに定めることは適切であるか。麻生太郎内閣総理大臣の見解如何。

内閣衆質一七一第五三九号

平成二十一年六月二十二日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省が作成したいわゆる「国会議員への対応マニュアル」に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省が作成したいわゆる「国会議員への対応マニュアル」に関する再質問に対する答弁書

一及び三について

御指摘の文書(以下「文書」という。)は、外務省として「政」と「官」との適切な関係を維持していくための方針として取りまとめたものであり、文書が必要とすると考えられる外務省職員を想定して作成し、必要に応じて告知したものである。それ自体が個々の外務省職員に対する職務上の命令としての性質を有するものではない。

二について

お尋ねについては、御指摘の「報告」の個別具体的な事情によつて様々であるため、一概にお

答えることは困難である。

四から六までについて

文書の作成日についての記録が残されていないため、お答えすることは困難である。

七について

お尋ねの「取り決め」の意味が必ずしも明らかではないが、文書は、「政」と「官」の適正な役割分担と協力関係を目指すための方針として取りまとめた「政・官の在り方」(平成十四年七月十六日閣僚懇談会申合せ)の趣旨にのっとり、外務省として「政」と「官」の適切な関係を維持していくために作成されたものである。

平成二十一年六月十二日提出
質問 第五四〇号

在ロシア日本国大使館の新建物及び大使公邸に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

在ロシア日本国大使館の新建物及び大使公邸に関する質問主意書

在ロシア日本国大使館(以下、「大使館」という。)の新建物への移転が二〇〇七年三月三十日に完了している一方で、「大使館」の旧建物と大使公邸については、その後も外務省とロシア連邦政府との間で協議が続けられ、更にその一部が現在車庫や倉庫、洗車場等として使われていた「大使館」の旧建物と大使公邸につき、月額約八百三十六万円もの賃借料が支払われていたが、その「大使館」に関し、今般、ロシア側に対し大使公邸を除く旧建物を返却することで合意がなされた。右により、今後我が国として大使公邸に係る賃料約三百

七十九万円のみを毎月支払うこととなっている。右と「政府答弁書」(内閣衆質一七一第四二六号)を踏まえ、質問する。

一 「政府答弁書」では、「鋭意大使公邸用の物件を探してきたが、現在大使公邸に代わる適当な物件を発掘するに至らなかったものであり、また、先方と鋭意協議を行い、様々な検討を行つてきており、協議は困難を極めたが、今般、大使館の旧事務所の大半を返却することで合意に達したものである」との答弁がなされている。右答弁には「鋭意大使公邸用の物件を探してきた」とあるが、「大使館」の誰が、どのような方法で新たな大使公邸用の物件を探してきたのか、詳細に説明されたい。

二 「大使館」職員による新たな大使公邸用の物件探しに関する報告は、外務本省になされているか。なされているのなら、その件数、報告の方法、内容及び報告がなされた日にちにつき、それぞれ全て明らかにされたい。

三 「大使館」職員による新たな大使公邸用の物件探しにつき、外務本省より何らかの指示は下されていたか。

四 三で、下されていたのなら、その件数、指示の方法、内容及び指示がなされた日にちにつき、それぞれ全て明らかにされたい。

五 一の答弁には「先方と鋭意協議を行い、様々な検討を行つてきており」とあるが、右の「協議」につき、それが行われた回数及びそれぞれの日にちを全て明らかにされたい。

六 「協議」についての報告は外務本省に対してなされているか。

七 六で、なされているのなら、その件数、報告の方法、内容及び報告がなされた日にちにつき、それぞれ全て明らかにされたい。

八 「協議」につき、外務本省より何らかの指示は下されていたか。

九 八で、下されていたのなら、その件数、指示の方法、内容及び指示がなされた日にちにつき、それぞれ全て明らかにされたい。

十 「前回答弁書」では、新たな大使公邸用の物件探し及び「大使館」の新建物の取扱に関する協議につき、「状況に応じて、適切に対応をしてきたと考える。」との答弁がなされているが、右答弁にある「状況とは具体的にどの様なものを表しているのか説明されたい。」
右質問する。

内閣衆質一七一第五四〇号

平成二十一年六月二十二日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出在ロシア日本国大使館の新建物及び大使公邸に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出在ロシア日本国大使館の新建物及び大使公邸に関する質問

に対する答弁書

一について

お尋ねについては、在ロシア日本国大使館（以下「大使館」という。）が様々なレベルでロシ

ア連邦外務省附属外交団世話総局（以下「ウボデカ」という。）や民間の不動産会社への依頼等により大使公邸用の物件の発掘に努めてきたものである。

二から九までについて

お尋ねの「報告」及び「指示」の「方法」については、大使館と外務本省は公電等の様々な方法により密接に連絡を取り合いながら、御指摘の「大使公邸用の物件探し」及び「協議」を行ってきたものであり、お尋ねの「報告」の「件数」、「日」等については、お答えすることは困難である。また、お尋ねの「報告」及び「指示」の「内容」については、ウボデカとの関係や今後の賃貸契約に関する各種交渉に支障が出るおそれがあることから、お答えすることは差し控えた

い。

十について

お尋ねの「状況」にはウボデカの対応、市況等様々な要素が含まれており、一概にお答えすることは困難である。

平成二十一年六月十五日提出
質問 第五四一 号

生活保護制度の在り方に関する専門委員会資料に関する質問主意書

提出者 山井 和則

生活保護制度の在り方に関する専門委員会資料に関する質問主意書

生活保護制度の在り方に関する専門委員会第四回（平成十五年十一月十八日）の厚生労働省資料

二 母子世帯における消費実態と生活扶助基準との比較について「中、（四）母子世帯（全国、第Ⅱ―五分位）及び（五）母子世帯（全国、第Ⅲ―五分位）の全世帯では、いずれも、「消費支出額」は、「母子・子供二人」より「母子・子供一人」の方が高い。このことについて、次のとおり質問する。

一 「母子・子供一人」より「母子・子供二人」の方が消費支出が少ないというおかしな結果が出ているのであれば、なぜこのようなおかしな結果が出たのか。その理由を、教示いただきたい。

二 「（一）母子世帯（全国、平均）」、「（二）一般世帯（全国、第Ⅰ―五分位）」、「（三）一般世帯（全国、第Ⅰ―十分位）」、「（四）母子世帯（全国、第Ⅱ―五分位）」及び「（五）母子世帯（全国、第Ⅲ―五分位）」の「全世帯」及び「勤労世帯」について、「母子・子供一人」「母子・子供二人」のサンプル調査件数はそれぞれ何件であったか。また、このサンプル数で有意な結果は出るのか。

三 全サンプル数について、居住地や子供の数、年齢、親が就労しているか否か等、内訳を全てお示しいただきたい。また、これが全国の生活保護母子世帯の平均水準と言えるかお教えいただきたい。

四 平成十五年度より進学希望について、全国母子世帯等調査で調査しなくなったが、それまで調査していたにもかかわらず、なぜ調査しなくなったのか。進学希望の項目は非常に重要な項目と考えなかったのか。

右質問する。

内閣衆質一七一第五四一 号
平成二十一年六月二十二日

内閣総理大臣 麻生 太郎
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員山井和則君提出生活保護制度の在り方に関する専門委員会資料に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山井和則君提出生活保護制度の在り方に関する専門委員会資料に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの点については、現存する資料によつては、詳細な分析が困難であるため、お答えすることは困難である。

二及び三について

お尋ねのサンプル調査件数のうち、現存する資料によつて確認できるものは「勤労世帯」についてのものであるが、その件数は、「母子・子供一人」の場合、（一）が二百一、（二）が五十四、（四）が四十四、（五）が三十二あり、また、「母子・子供二人」の場合、（一）が二百二十九、（二）が三十六、（四）が四十一、（五）が五十七である。（三）については、確認できない。また、お尋ねの「居住地」等の内訳についても確認できない。

現存する資料によつては、御指摘の資料の数値が統計的に有意なものであるかどうか確認できないが、御指摘の資料は、全国消費実態調査の結果を基に作成したものであり、当該調査は、家計消費に関する調査としては、最も詳

細、かつ、最大規模の調査であるところ、母子加算を含む生活扶助基準の妥当性を検証するための資料を作成するために、全国消費実態調査を使用したことは適切なものであったと考えられる。

また、全国消費実態調査は、全国の一般母子世帯の消費について調査したものであり、その結果をもって「全国的生活保護母子世帯の平均水準」と言うことはできないと考える。

四について

御指摘の「全国母子世帯等調査」については、毎回、調査項目の見直しを行いつつ、おおむね五年ごとに実施しているところであるが、平成十五年度の調査の際には、平成十四年度の母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）の改正により、就業支援策が母子家庭等対策の柱の一つとして位置付けられたこと等を踏まえ、母子家庭等の就業等に関する項目を追加する一方で、全体として項目数の増加を避ける必要があったことから、子供の就学については、進学希望ではなく、実際の就学状況を調査することとし、既存の就学・就労状況に関する項目の質問内容をより詳細なものとした上で、進学希望に関する項目を削除したものである。

平成二十一年六月十五日提出
質 問 第 五 四 二 号

国家公務員の所管業務についての厚生労働省雇用均等・児童家庭局長の認識に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

国家公務員の所管業務についての厚生労働省雇用均等・児童家庭局長の認識に関する再質問主意書

障害者団体向けに格安で郵便サービスを提供する制度を悪用した事件に絡み、本年五月二十六日、厚生労働省障害保健福祉部係長の上村勉氏が逮捕された。右の事件に関し、過去に上村氏の上席であり、六月二日の参議院厚生労働委員会に出席した際、偽の証明書発行に関与したとの疑惑を持たれていることについて（現職の）局長として呼ばれており、所管外の問題について答えられない」との答弁をした村木厚子厚労省雇用均等・児童家庭局長が、同月十四日、大阪地方検察庁特別捜査部に逮捕された。右「前回答弁書」（内閣衆質一七一第四九号）を踏まえ、再質問する。

一 局長職という極めて重い立場にある幹部が逮捕されたことに関し、厚労省としての様な見解を有しているか。

二 前回質問主意書で、一般に様々な部署で勤務し、所管する業務も多岐にわたることが多い国家公務員が、自身が現在所管しているものではなく、過去に所管した業務について国会等で質問を受けた際、それについて答弁してはならないという制限を科されているか、また今次発生した郵便制度悪用事件に絡む自身の疑惑につき、村木局長が所管外として答弁を拒否したことは妥当であるかと問うたところ、「前回答弁書では「法令上、お尋ねのような制限があるとは承知していないが、一般に、国会において局長等が政府参考人として説明を求められ、それが所管外の事項についてのものである場合には、局長等が答弁を差し控える旨の答弁をする」とは、許容されるものと考える。」との答弁が

なされているが、右の答弁を作成した厚労省の部署並びに担当責任者の官職氏名を明らかにされたい。

三 舛添要一厚生労働大臣は、二の部署が「前回答弁書」の答弁を作成していたことを承知していたか。

四 村木局長は、現在自身が担当していることは関係のない、まさに所管外のことと嫌疑をかけられ、逮捕されたものと承知する。逮捕という重大な事案に発展したことについて、国会という国民の代表である国会議員が集う場で説明することを拒んだこと、また二の答弁にある様に、村木局長がその様な対応をとったことは許容されるものとする答弁を厚労省がしたこととは、果たして適切であったか。舛添大臣の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一七一第五四二号

平成二十一年六月二十二日

内閣総理大臣 麻生 太郎
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出国家公務員の所管業務についての厚生労働省雇用均等・児童家庭局長の認識に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員鈴木宗男君提出国家公務員の所管業務についての厚生労働省雇用均等・児童家庭局長の認識に関する再質問に対する答弁書

一 について
厚生労働省としては、御指摘の局長が虚偽有

印公文書作成・同行使の容疑で逮捕されたことは、誠に遺憾であると考えており、検査当局による捜査に協力するとともに、当該捜査結果等を踏まえ、厳正に対処してまいりたい。

二及び三について

御指摘の答弁書は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局において案を作成し、舛添厚生労働大臣の決裁を経た上で、平成二十一年六月十二日の閣議において決定されたものである。

四について

先の答弁書（平成二十一年六月十二日内閣衆質一七一第四九号二及び三について）で答えたとおり、一般に、国会において局長等が政府参考人として説明を求められ、それが所管外の事項についてのものである場合には、局長等が答弁を差し控える旨の答弁をすることは、許容されるものと考えており、当該答弁書において、このような答弁を行ったことが、問題であるとは考えていない。

平成二十一年六月十五日提出
質 問 第 五 四 三 号

外務省におけるワインの使用等に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省におけるワインの使用等に関する第三回質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一七一第四九〇号）を踏まえ、再度質問する。

一 前回質問主意書で、現在約七千本のワインを保管している外務省を除く他の省庁で、同省同

官 報 (号 外)

様、ワインを保管しているところはあるかと問うたところ、「前回答弁書」では「外務省を除く他の省庁において、外務省と同様にワインを保存している省庁は宮内庁が約七千本、内閣官房が約千四百本である。」との答弁がなされている。外務省の約七千本、宮内庁の約七千本、内閣官房の約千四百本のワインは、どの様な用途に、特にどういった人物に対して使用されるのか、それぞれ説明されたい。

二 「前回答弁書」では「外務省において保存しているワインの維持・管理に要する費用を算出することは困難である。」との答弁がなされているが、外務省において保管している約七千本のワインの管理維持に係る費用を明らかにすることがなぜ困難であるのか説明されたい。

三 宮内庁及び内閣官房において保管している、それぞれ約七千本、約千四百本のワインの維持管理に係る費用は年間約いくらか。

四 前回質問主意書で、外務省において保管しているワインにつき、①うっかり落として破損してしまう等の故意ではない事由により破損された事例、または、②ワインの管理を担当する外務省職員の不注意、怠慢により、賞味期限が過ぎて痛む等の理由により、同省において保管しているワインが、実際に使用されることなく廃棄されたという事例は過去にあるか、更に、右の事例が発生した場合、外務省においてどの様な記録を残すことが義務付けられているかと問うたところ、「前回答弁書」では「外務省において把握している範囲では、お尋ねのような事例は確認されていないが、そのような事例があつ

た場合には、物品管理法（昭和三十一年法律第百十三号）等の関連法令上必要とされる事項を物品管理簿等に記載又は記録することとなる。」との答弁がなされている。外務省において、右答弁にある様に、①と②の事例が発生した場合、物品管理法等の関連法令に基づき、その旨物品管理簿等に記載等されるのならば、実際に①と②の事例が発生したか否かは、物品管理簿等における過去の記載または記録を参照すれば、十分明らかにできると思料する。そうであるにもかかわらず、外務省として「確認されていない」と、あつたのかなかったのが不明な、曖昧な答弁をするのはなぜか。

五 七千本以上の大量のワインを扱う以上、また、外務省職員も人間である以上、ワインをついうっかりと壊してしまう、またはワインの保管状態管理についてのミスをしてしまうことはどうしても避けられないことであり、ある程度は仕方ないものと考えているが、外務省として、右につき「確認されていない」と言うのは、同省職員が右の様なミスを犯していることを隠しているということではないか。

六 前回質問主意書で、そもそも外務省において約七千本もの大量のワインを保管しているのはなぜか、例えば我が国を訪問した外国の要人の食事会等でワインを使用するにしても、その様な会食の日程は急遽決定されるのではなく、事前に決められることが多いのであり、会食の日程が決まる毎にワインを購入すれば良く、普段より約七千本もの数多くのワインを常時保管

する必要はないのではないかと問うたところ、「前回答弁書」では「年間を通じての諸外国要人の本邦訪問は多岐にわたる、具体的な滞在日程等が来日直前まで確定しない場合も多いため、常に対応できるように一定の質及び量のワインを保存することが必要である等の事情があるからである。」との答弁がなされている。では、過去三年間に渡る、右答弁にある「年間を通じての諸外国要人の本邦訪問」は何件あつたか、年ごとにそれぞれ明らかにされたい。

七 六の答弁には「常に対応できるよう」とあるが、諸外国要人の本邦訪問に対応する態勢を常に整えるにしても、なぜ約七千本もの大量のワインを常備しておく必要があるのか、七千本という数字の根拠を説明されたい。

八 前回質問主意書で、外務省において保管している約七千本のワインの購入先及びそれが決められた経緯を問うたところ、「前回答弁書」では「外務省において保存しているワインの購入先は品質保持の面で信頼し得る業者としている。」との答弁がなされ、四つの民間会社が挙げられているが、同省はどの様な経緯を経て、これら民間会社が「品質保持の面で信頼し得る業者」であると知るに至つたのか説明されたい。

内閣衆質一七一第五四三号

平成二十一年六月二十二日

内閣総理大臣 麻生 太郎
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省におけるワインの使用等に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省におけるワインの使用等に関する第三回質問に対する答弁書

一 について
諸外国の要人の接遇等のため使用している。

二 及び三 について
内閣官房、宮内庁及び外務省において保存しているワインの維持・管理は庁舎等の維持・管理の一部として行っており、これに要した経費のみを取り出して算出することは困難である。

四 及び五 について
先の答弁書（平成二十一年六月十二日内閣衆質一七一第四九〇号）四から六までについて述べたとおりであり、御指摘は当たらないと考えている。

六 について
要人の定義は様々であるため、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。

七 について
先の答弁書（平成二十一年六月十二日内閣衆質一七一第四九〇号）七について述べたとおりである。

八 について
御指摘の点については各業者の取引実績等を総合的に勘案して判断している。

平成二十一年六月十五日提出
質問 第五四四号

外務省職員に対する国内高級ホテルによる優遇措置に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省職員に対する国内高級ホテルによる優遇措置に関する再質問主意書

「政府答弁書」(内閣衆質一六四第一二三号)では、外務省在外職員に関して、割引に特命全權大使・公使(宿泊数の制限なし)、その他の在外職員(宿泊数、一週間以内)との条件をつけ、その上で特別価格で宿泊を提供している都市ホテルがあるか、同省在外職員に対して、その身分を事前に告げ、予約することで五十パーセントの割引率を定めているホテルがあるか、右の同省在外職員のためのホテルの割引料金について、その予約方法や割引率について同省が作成した文書が存在するかとの問いに対し、「外務省として、御指摘のホテルがあるとは承知していない」との答弁がなされている。前回質問主意書で、右答弁は、その様なホテルがないか、同省として事実関係を予め調査した上で答弁かと問うたところ、「前回答弁書」(内閣衆質一七一第四九四号)では「お尋ねのとおりである」と、同省として予め調査(以下、「調査」という)を行った上で右の「政府答弁書」にある答弁をしたとしている。右を踏まえ、再質問する。

三 「調査」はどのような方法をもって二の部署により行われたのか説明されたい。
四 「調査」の対象となったホテルはどこか、全て明らかにされたい。
五 「調査」を記録した文書は作成されているか。
六 「調査」に要した費用はいくらか。またその費用には、外務省の予算項目のうち、どの項目の資金が充てられたか。
七 前回質問主意書で触れた様に、当方が直接確認した外務省員手帳には、①本省職員・在外職員・同伴家族、②本省職員・在外職員・家族、③本省職員・同伴家族、④在外職員・同伴家族、⑤本省職員、⑥在外職員と、同省職員並びにその家族を分類した上で、「〇赤坂プリンスホテル ②一名利用一万九千八百三十五円」、二名利用二万三千三百円、〇帝国ホテル ④一名利用二万三千三百円、二名利用二万六千八百七十七円、〇ホテル・ニュー・オータニ ③一名利用二万六千九百九十六円、二名利用三万三千六百六十四円、④一名利用一万六千九百四十七円、二名利用二万七千九百円」などと、個別具体的なホテルの名称を挙げた上で、その割引後の料金について記した箇所がある。外務省は右の記述があることについてすら、「前回答弁書」で何ら触れようとしていないが、外務省員手帳に右の様な記述があることについては、同省として認めるか。それとも、同手帳において右の様な記述がなされた事実はないか認識しているのか。再度確認を求めたい。

八 「前回答弁書」では「個々のホテルに関するお尋ねについては、公にすることにより、そのホテルの競争上の地位等を害するおそれがあるため、外務省として明らかにすることは差し控えたい」との答弁がなされているが、当方は個々のホテルについて問うているのではない。ホテル名は別として、外務省職員が外務省員手帳に記述されている様な割引制度を用いてホテルに宿泊するということが現在も行われているのか、または過去に行われていたという事実があったのかという点であるところ、右につき、再度質問する。
九 外務省員手帳に七で挙げた記述がなされていることは、外務省職員に対してその様な特典が与えられていたという事実をまさに示すものである。そうであるにもかかわらず、外務省として、八にある様なごまかしの答弁をするのはなぜか。
十 外務省員手帳に七で挙げた記述がなされている様に、国家公務員である外務省職員が、一般よりも遙かに安い価格でホテルに宿泊できる特典を受けることが許される法令上の根拠は何か。右質問する。

内閣衆質一七一第五四四号

平成二十一年六月二十二日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員に対する国内高級ホテルによる優遇措置に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)
衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員に対する国内高級ホテルによる優遇措置に関する再質問に対する答弁書

一 から七までについて
お尋ねの「調査」については、外務省大臣官房において、外務省員手帳(二十三年版)に掲載されているホテルに対して、平成十七年三月に電話等により確認したものである。「調査」の結果について、公文書は作成していない。また、「調査」に要した費用については電話料金等であり、一般経費に含まれていることから、お答えすることは困難である。
外務省員手帳に記載された個々のホテルに関するお尋ねについては先の答弁書(平成二十一年六月十二日内閣衆質一七一第四九四号)二から四までについて述べたとおり、外務省として明らかにすることは差し控えたい。

八について
外務省は職員のホテル利用状況を把握していない。
九及び十について
各ホテルにおいては、インターネット等においても一般向けに様々な宿泊料金を提供しており、外務省職員が一般よりも著しく安価な宿泊料金を提示されているとは考えていない。

平成二十一年六月十五日提出
質問 第五四五号

いわゆる足利事件についての警察庁による謝罪等に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

いわゆる足利事件についての警察庁による謝罪等に関する質問主意書

一九九〇年、栃木県足利市で当時四歳の女兒が殺害されたいわゆる足利事件で容疑者とされ、無期懲役が確定し、服役中だった菅家利和さんが、女兒の下着に付着していた体液のDNA型が菅家さんのものとは一致しないとの鑑定結果が出たことを受け、本年六月四日、千葉刑務所から釈放された。右につき、同月十一日、栃木県警は石川正一郎本部長名で菅家さんに謝罪する内容のコメントを発表し、同月十二日、佐藤勉国家公安委員長は閣議後記者会見で、「大変申し訳ないことをした。二度と起きないよう警察を指導していきたい」と、謝罪の意を示したと承知する。右を踏まえ、質問する。

一 栃木県警、佐藤委員長がそれぞれ六月十一日、十二日の日にちに菅家さんに謝罪をしたのはなぜか。菅家さんが釈放された直後にすぐ謝罪をするべきであったと考えるが、右の日にちになつてようやく菅家さんに対する謝罪がなされたのはいかなる理由によるものか説明されたか。

二 報道によると、石川本部長が近々菅家さんに直接会つて謝罪をする考えであるとのことである。各都道府県警察を指導監督する立場にある警察庁の上位官庁の責任者であり、また足利事件が起きた当時栃木県議会議員を務めており、同事件の推移等について同県警より詳細な報告を受けていたと自ら明らかにした佐藤委員長として、直接菅家さんに会い、謝罪をする考えはあるか。

三 二〇〇三年の鹿児島県議選において、候補者と運動員ら十五人が公職選挙法違反容疑で逮捕されたが、後に担当警察官(以下、「担当警察官」という。)による強圧的、非人道的な取り調べが行われたことが明らかに、全員の無罪が確定したいわゆる志布志事件に関し、逮捕され、容疑者とされた方々に対する、「担当警察官はじめ鹿児島県警が直接会った上での謝罪はなされているか。

四 今次菅家さんが釈放され、検察側からも警察側からも謝罪のコメントが発表され、また二度触れた様に、栃木県警の本部長が直接菅家さんについて謝罪するという報道がなされていることを受け、志布志事件で容疑者とされた方々に対しても、「担当警察官」はじめ鹿児島県警による直接の謝罪が必要であるとの意見が多数出されていると承知する。二〇〇八年五月三十日の政府答弁書(内閣衆質一六九第四〇九号)では「鹿児島県警察によると、御指摘の『事件』の捜査の経緯等について、元被告人の方々の主張と現在係属中の国家賠償請求訴訟等における同県警察の主張に異なる点があることから、同県警察としては、元被告人の方々と面接の上、謝罪の意を適切に伝えることは困難であると判断しているとのことである。

警察庁としては、御指摘の『事件』の捜査に関してどのような謝罪を行うかについては、当該捜査を行った同県警察においてこのような個別の事情を踏まえて自主的に判断すべきものと考

えており、御指摘の『事件』に関する謝罪についての同県警察の判断について、特段の異議を唱えるべきものとは考えていないところであり、警察庁としての責務を果たしてないとの御指摘は当たらないものと考えている。」との答弁がなされているが、三で、「担当警察官」はじめ鹿児島県警による直接の謝罪が未だなされていないのならば、各都道府県警察を指導監督する立場にある警察庁の上位官庁の責任者である佐藤委員長として、同様の事件の再発防止を徹底する上でも、志布志事件に関して被害者とされた方々に対しても「担当警察官」はじめ鹿児島県警が直接謝罪をする様、指導すべきではないのか。

内閣衆質一七一第五四五号
平成二十一年六月二十二日

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員 鈴木宗男君提出いわゆる足利事件についての警察庁による謝罪等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる足利事件についての警察庁による謝罪等に関する質問に対する答弁書

一について

栃木県警察によると、菅家氏が長期間にわたる刑に服されることとなったことについて、早期に謝罪することが適当であると判断して謝罪

したとのことである。また、国家公安委員会委員長としても栃木県警察と同様の考えで謝罪したものである。政府としては、いずれの謝罪も早期に行われたものと考えている。

二について
菅家氏に対しては、本件捜査を行った栃木県警察において、同県警察本部長が菅家氏と面接の上、謝罪の意を適切に伝えたところであり、現時点においては、国家公安委員会委員長が菅家氏と面接の上、謝罪することは考えていない。

三及び四について

鹿児島県警察によると、現時点においても、先の答弁書(平成二十年五月三十日内閣衆質一六九第四〇九号)で述べたとおり、元被告人の方々と面接の上、謝罪の意を適切に伝えることは困難であると判断しているとのことであり、国家公安委員会委員長としては、同県警察の判断について特段の異議を唱えるべきものとは考えていない。

平成二十一年六月十五日提出
質問 第五四六号

警察庁の信頼性に係る森英介法務大臣の見解等に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

警察庁の信頼性に係る森英介法務大臣の見解等に関する質問主意書

本年六月十二日、森英介法務大臣は閣議後の記者会見(以下、「会見」という。)で、民主党の小沢

一郎前代表の秘書が逮捕・起訴されたいわゆる西松事件を巡る同党第三者委員会の報告書に、法務大臣の指揮権発動に言及したと読める部分があるとして、「看過できないものがある」と批判している。右を踏まえ、質問する。

一 「公見」において森大臣は「検察はこれまで一貫して不偏不党を旨として活動してきたのであつて、私は検察に全幅の信頼をおいてその独立性中立性を尊重したい」と述べていると承知する。検察庁に対して森大臣が全幅の信頼を寄せていることは過去の答弁書においても明らかにされており、また、森大臣がそう考える根拠については、本年四月十日の政府答弁書（内閣衆質一七一第二六五号）において「刑事事件における検察の捜査・公判活動は、令状主義や証拠裁判主義等を規定した刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）に基づき行われている上、検察官は、検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）に基づき、公益の代表者として、刑事訴訟法を含む他の法令がその権限に属させた事務を行っているものと承知している。」との説明がなされている。一九九〇年、栃木県足利市で当時四歳の女兒が殺害されたいわゆる足利事件で容疑者とされ、無期懲役が確定し、服役中だった菅家利和さんが、女兒の下着に付着していた体液のDNA型が菅家さんのものとは一致しないとの鑑定結果が出たことを受け、本年六月四日、千葉刑務所から釈放された。同月十日、最高検察庁の伊藤鉄男次長検事は、午後三時半から開いた記者会見において、「真犯人と

は思われない人を起訴し、服役させたことについて、大変申し訳ないことをしたと思つていて」と、菅家さんに対して謝罪しているが、菅家さんが釈放され、足利事件は冤罪であつたことがほぼ明らかになつた今でも、森大臣として、右にある様に、検察庁に対して全幅の信頼を置いているのはなぜか。

二 森大臣として、検察庁による容疑者への取り調べの実態をどの程度把握しているか。

三 森大臣として、二〇〇八年九月二十四日に法務大臣に就任する以前、どの程度法務省所管の業務に携つてきたのか説明されたい。

四 森大臣が、検察庁はこれまで一貫して不偏不党を旨として活動してきており、検察に全幅の信頼を置いていると認識しているのは、検察庁のなすことに一切の誤りはないということ、つまり検察の無謬性を信じてやまないという意味か。

五 二〇〇二年六月十九日に東京地方検察庁特別捜査部に逮捕された当方の個別具体的な事例に關して言えば、当方の取り調べに当たつた谷川宏太副部長は、三井物産と当方の關係を疑つており、谷川副部長が当方を取り調べるのと同時に、他の副部長が特命チームを組み、三井物産と当方の關係を調べていた。また、参考人、証人として聴取を受けた当方の關係者に対して、予め想定問答集を作成して強圧的な聴取を繰り返し、自分達のつくつたシナリオに沿つた供述をさせるべく、關係者を誘導していたことが、關係者が裁判所に提出し、当方が本年四月二十

一日の衆議院決算行政監視委員会第四分科会及び六月十日の衆議院決算行政監視委員会において、同委員会の理事会で承認され、その写しを配布した陳述書によつて明らかにされている。森大臣が、検察庁の活動は不偏不党であるとの認識し、同庁に全幅の信頼を置いていると言ふのは、ただ単に検察庁の取り調べの実態を正確に把握せず、事実關係を承知していないからではないのか。

三について
森法務大臣は、国会及び自由民主党における国会議員としての活動を通じて、法務省所管の業務にかかわつてきたものと承知している。

内閣衆質一七一第五四六号

平成二十一年六月二十二日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出検察庁の信頼性に係る森英介法務大臣の見解等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出検察庁の信頼性に係る森英介法務大臣の見解等に関する質問に対する答弁書

一、二、四及び五について

個別具体的な事件における捜査機關の活動内容にかかわる事柄については、答弁を差し控えるが、検察当局においては、常に法と証拠に基づき、厳正公平・不偏不党を旨として、適切に事件を処理しているものと承知していることから、森法務大臣は、検察に対する全幅の信頼を置いているものである。

右
国会に提出する。

平成二十一年三月六日

内閣総理大臣 麻生 太郎

商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律

目次

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 商店街活性化事業の促進（第四条—第十條）

第三章 雑則（第十一条—第十四條）

第四章 罰則（第十五條）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、商店街が我が国経済の活力の維持及び強化並びに国民生活の向上にとつて重要な役割を果たしていることにかんがみ、中小小売商業及び中小サービス業の振興並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に寄与して

きた商店街の活力が低下していることを踏まえ、商店街への来訪者の増加を通じて中小小売商業者又は中小サービス業者の事業機会の増大を図るために商店街振興組合等が行う地域住民の需要に応じた事業活動について、経済産業大臣によるその計画の認定、当該認定を受けた計画に基づく事業に対する特別の措置等について定めることにより、商店街の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種(次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業、第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業(第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下

の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

六 企業組合

七 協業組合

八 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会、商工組合及び商工組合連合会並びに商店街振興組合及び商店街振興組合連合会

2 この法律において「商店街活性化事業」とは、

商店街振興組合等(商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十三年法律第百八十五号)第九条ただし書に規定する商店街組合若しくはこれを会員とする商工組合連合会をいう。以下同じ。)が、当該商店街振興組合等に係る商店街の区域及びその周辺の地域の住民の生活に関する需要に応じて行う商品の販売又は役務の提供、行事の実施等の事業であつて、これらの事業を行うことにより当該商店街への来訪者の増加を通じて主として当該商店街振興組合等の組合員又は所属員である中小小売商業者又は中小サービス業者の事業機会の増大を図る

ものをいう。

3 この法律において「商店街活性化支援事業」とは、商店街振興組合等に対する商店街活性化事業に関する計画の作成に必要な情報の提供及びこれと併せて行う当該商店街振興組合等の組合員若しくは所属員に対する研修、商店街活性化事業を行う者の求めに応じて行う当該商店街活性化事業の実施についての指導又は助言その他の取組により、商店街活性化事業の円滑な実施を支援する事業をいう。

(基本方針)

第三条 経済産業大臣は、商店街活性化事業の促進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 商店街活性化事業の促進の意義及び基本的な方向に関する事項
二 商店街活性化事業に関する次に掲げる事項
イ 商店街活性化事業の内容に関する事項
ロ 商店街活性化事業の促進に当たって配慮すべき事項
三 商店街活性化支援事業に関する次に掲げる事項
イ 商店街活性化支援事業の内容に関する事項
ロ 商店街活性化支援事業の促進に当たって配慮すべき事項

3 経済産業大臣は、基本方針を定め、又はこれ

を変更しようとするときは、中小企業政策審議会の意見を聴かなければならない。

4 経済産業大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二章 商店街活性化事業の促進

(商店街活性化事業計画の認定)

第四条 商店街活性化事業を行うとする商店街振興組合等は、当該商店街活性化事業に関する計画(当該商店街振興組合等の組合員又は所属員の行う商店街活性化事業に関するものを含む。以下「商店街活性化事業計画」という。)を作成し、経済産業省令で定めるところにより、これを経済産業大臣に提出して、その商店街活性化事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 商店街活性化事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 商店街活性化事業の目標
二 商店街活性化事業の内容及び実施期間
三 商店街活性化事業を行うのに必要な資金の額及びその調達方法

3 経済産業大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る商店街活性化事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 前項第一号及び第二号に掲げる事項が基本方針に照らして適切なものであること。

二 前項第二号及び第三号に掲げる事項が商店街活性化事業を円滑かつ確実に遂行するために適切なものであること。

4 経済産業大臣は、商店街活性化事業計画の認定をしようとするときは、あらかじめ、当該商店街活性化事業がその区域内において行われることとなる都道府県及び市町村特別区を含む。の意見を聴き、当該意見に配慮しなければならない。

(商店街活性化事業計画の変更等)

第五条 前条第一項の認定を受けた者(以下「認定商店街活性化事業者」という。)は、当該認定に係る商店街活性化事業計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認定を受けなければならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 認定商店街活性化事業者は、前項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

3 経済産業大臣は、前条第一項の認定に係る商店街活性化事業計画(第一項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「認定商店街活性化事業計画」という。)に従って商店街活性化事業が行われていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

4 前条第三項及び第四項の規定は、第一項の認定について準用する。

(商店街活性化支援事業計画の認定)

第六条 一般社団法人若しくは一般財団法人(一般社団法人にあつてはその社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業者が有しているもの、一般財団法人にあつては設立に際して拠出された財産の価額の二分の一以上が中小企業者により拠出されているものに限り)又は特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人(その社員総会における表決権の二分の一以上を中小企業者が有しているものに限り)は、商店街活性化支援事業に関する計画(以下「商店街活性化支援事業計画」という。)を作成し、経済産業省令で定めるところにより、これを経済産業大臣に提出して、その商店街活性化支援事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 商店街活性化支援事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 商店街活性化支援事業の目標
- 二 商店街活性化支援事業の内容及び実施期間
- 三 商店街活性化支援事業を行うのに必要な資金の額及びその調達方法

3 経済産業大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る商店街活性化支援事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 前項第一号及び第二号に掲げる事項が基本方針に照らして適切なものであること。
- 二 前項第二号及び第三号に掲げる事項が商店

街活性化支援事業を円滑かつ確実に遂行するために適切なものであること。

(商店街活性化支援事業計画の変更等)

第七条 前条第一項の認定を受けた者(以下「認定商店街活性化支援事業者」という。)は、当該認定に係る商店街活性化支援事業計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認定を受けなければならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 認定商店街活性化支援事業者は、前項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

3 経済産業大臣は、前条第一項の認定に係る商店街活性化支援事業計画(第一項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下「認定商店街活性化支援事業計画」という。)に従って商店街活性化支援事業が行われていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

4 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

(中小企業信用保険法の特例)

第八条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三条第一項に規定する普通保険(以下「普通保険」という。)、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険(以下「無担保保険」という。)(又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険(以下「特別小口保険」という。))の保険関係であつて、商店街活性化事業関連保証(同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定商店街活性化事業者又はその組合員若しくは所屬員である中小企業者が認定商店街活性化事業計画に従つて行う商店街活性化事業(以下「認定商店街活性化事業」という。)に必要な資金に係るものをいう。以下同じ。))を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	
額が	商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律案及び同報告書
商店街活性化支援事業計画(以下「認定商店街活性化事業計画」という。))に従つて商店街活性化支援事業が行われていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。	商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律案及び同報告書

第三条の二第一項及び 第三条の三第一項	保険価額の合計 額が	商店街活性化事業関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第三項	当該借入金 の額のうち	商店街活性化事業関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち
第三条の三第二項	当該債務者	商店街活性化事業関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者
	当該保証をした	商店街活性化事業関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をした
	当該債務者	商店街活性化事業関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

2 普通保険の保険関係であつて、商店街活性化事業関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十」無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十」とあるのは、「百分の八十」とする。

3 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、商店街活性化事業関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

4 認定商店街活性化支援事業者であつて、当該認定商店街活性化支援事業計画に基づく商店街活性化支援事業（以下「認定商店街活性化支援事業」という。）の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該認定商店街活性化支援事業者を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第七条第三項に規定する認定商店街活性化支援事業計画に基づく事業の実施に必要な資金の借入れ」とする。

る。

（小規模企業者等設備導入資金助成法の特例）

第九条 小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和三十一年法律第百十五号）第三条第一項に規定する小規模企業者等設備導入資金貸付事業に係る貸付金の貸付けを受けて同法第二条第四項に規定する貸与機関（以下「貸与機関」という。）が行う同条第五項に規定する設備資金貸付事業（以下「設備資金貸付事業」という。）に係る貸付金であつて、認定商店街活性化事業者の組合員又は所屬員である同条第一項に規定する小規模企業者等が認定商店街活性化事業計画に従つて設置する設備又は取得するプログラム使用権（同条第七項に規定するプログラム使用権をいう。）に係るものについては、同法第四条第二項の規定にかかわらず、一の借主に對して貸し付けることができる設備資金貸付事業に係る貸付金の金額は、一の設備又は一のプログラム使用権につき、貸与機関が必要と認めた金額の三分の二に相当する額以内の額とする。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う商店街活性化促進業務）

第十条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、商店街活性化事業を促進するため、次の各号のいずれかに掲げる事業を行う市町村（特別区を含む。）に対し、当該事業を行うのに必要な資金の一部の貸付けを行うことができる。

一 認定商店街活性化事業者に対し、当該認定商店街活性化事業を行うのに必要な資金の貸付けを行うこと。

二 認定商店街活性化支援事業者に対し、当該

認定商店街活性化支援事業を行うのに必要な資金の貸付けを行うこと。

第三章 雜則

（国の責務）

第十一条 国は、商店街活性化事業及び商店街活性化支援事業の促進を図るため、関係省庁相互間の及び中小企業に関する団体との連携を図りつつ、当該事業を担う人材の育成、商店街の活性化に関する事例その他の当該事業の実施に有用な情報の収集及び提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

（指導及び助言）

第十二条 国は、認定商店街活性化事業者又は認定商店街活性化支援事業者に対し、当該認定商店街活性化事業又は認定商店街活性化支援事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

（報告の徴収）

第十三条 経済産業大臣は、認定商店街活性化事業者に対し、当該認定商店街活性化事業計画の実施状況について報告を求めることができる。

2 経済産業大臣は、認定商店街活性化支援事業者に対し、当該認定商店街活性化支援事業計画の実施状況について報告を求めることができる。

（権限の委任）

第十四条 この法律に規定する経済産業大臣の権限は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業局長に委任することができる。

第四章 罰則

第十五条 第十三条の規定による報告をせず、又

は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(中小企業基本法の一部改正)

第三条 中小企業基本法(昭和三十八年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第三項中「及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成二十年法律第三十八号)」を、「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成二十年法律第三十八号)及び商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律(平成二十一年法律第 号)」に改める。

(印紙税法の一部改正)

第四条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)

の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中、「第十一号並びに第十二号」を「並びに第十一号から第十三号まで」に改める。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正)

第五条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第四百七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中第十四号を第十五号とし、第十一号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一 商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律(平成二十一年法律第 号)第十条の規定による貸付けを行うこと。

第十七条第二項中「第十五条第一項第十一号及び第十二号」を「第十五条第一項第十二号及び第十三号」に、「同条第一項第十三号」を「同条第一項第十四号」に改める。

第十八条第一項第一号中「及び同項第十号」を「同項第十号及び第十一号」に、「同項第十三号」を「同項第十四号」に改め、同項第二号中「同項第十三号」を「同項第十四号」に改め、同項第三号中「第十五条第一項第十三号」を「第十五条第一項第十四号」に改め、同項第四号中「第十五条第一項第十一号」を「第十五条第一項第十二号」に、「同項第十三号」を「同項第十四号」に改め、同項第五号中「第十五条第一項第十二号」を「第十五条第一項第十三号」に、「同項第十三号」を「同項第十四号」に改める。

第二十二條第一項中「第十二号」を「第十三号」に改める。

附則第十四条の表第十八条第一項第一号の項中「同項第十号」を「第十一号」に改め、同表第二十二條第一項の項中「第十二号」を「第十三号」に改める。

(調整規定)

第六条 この法律の施行の日が独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十一年法律

第 号。以下「整備法」という。)の施行の日

前である場合には、附則第四条の印紙税法別表第三の改正規定中、「第十一号並びに第十二号」とあるのは、「第十二号並びに第十三号」と、「並びに第十一号から第十三号まで」とあるのは「並びに第十二号から第十四号まで」とし、前条のうちの表の上欄に掲げる独立行政法人中小企業基盤整備機構法の改正規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十五条第一項の改正規定

第十四号を第十五号とし、第十一号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第十号

第十五号を第十六号とし、第十二号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号

十一 商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律(平成二十一年法律第 号)第十条の規定による貸付けを行うこと。

十二 商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律(平成二十一年法律第 号)第十条の規定による貸付けを行うこと。

第十七条第二項の改正規定

第十五条第一項第十一号及び第十二号を「第十五条第一項第十二号及び第十三号」に、「同条第一項第十三号」を「同条第一項第十四号

第十五条第一項第十二号及び第十三号を「第十五条第一項第十三号及び第十四号」に、「同項第十四号」を「同条第一項第十五号

第十八条第一項第一号の改正規定

及び同項第十号を「同項第十号及び第十一号」に
同項第十三号を「同項第十四号

同項第十一号の下に「及び第十二号」を加え
同項第十四号を「同項第十五号

第十八条第二項第二号の改正規定	同項第十三号を「同項第十四号	同項第十四号を「同項第十五号
第十八条第一項第三号の改正規定	第十五条第一項第十三号を「第十五条第一項第十四号	第十五条第一項第十四号を「第十五条第一項第十五号
第十八条第一項第四号の改正規定	第十五条第一項第十一号を「第十五条第一項第十二号	第十五条第一項第十二号を「第十五条第一項第十三号
第十八条第一項第五号の改正規定	同項第十三号を「同項第十四号	同項第十四号を「同項第十五号
第十八条第一項第五号の改正規定	第十五条第一項第十二号を「第十五条第一項第十三号	第十五条第一項第十三号を「第十五条第一項第十四号
第二十二条第一項の改正規定	第十二号を「第十三号	第十三号を「第十四号
附則第十四条の表第十八条第一項第一号の項の改正規定	同項第十号を「第十一号	同項第十一号を「第十二号
附則第十四条の表第二十二条第一項の項の改正規定	第十二号を「第十三号	第十三号を「第十四号

2 前項の場合において、整備法第十九条の印紙税法別表第三の改正規定中、「第十二号並びに第十三号」とあるのは「並びに第十二号から第十四号まで」と、「第十一号並びに第十二号」とあるのは「並びに第十一号から第十三号まで」とし、整備法第一百条のうち次の表の上欄に掲げる独立行政法人中小企業基盤整備機構法の改正規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十五条第一項の改正規定	第十一号から第十五号まで	第十一号から第十六号まで
--------------	--------------	--------------

第十七条第二項の改正規定	第十五条第一項第十二号及び第十三号を「第十五条第一項第十一号及び第十二号」に、「同項第十四号を「同条第一項第十三号	第十五条第一項第十三号及び第十四号を「第十五条第一項第十二号及び第十三号」に、「同条第一項第十五号を「同条第一項第十四号
第十八条第一項第一号の改正規定	同項第十一号を「及び同項第十号	同項第十一号及び第十二号を「同項第十号及び第十一号
第十八条第一項第二号の改正規定	同項第十四号を「同項第十三号	同項第十五号を「同項第十四号
第十八条第一項第三号の改正規定	第十五条第一項第十四号を「第十五条第一項第十三号	第十五条第一項第十五号を「第十五条第一項第十四号
第十八条第一項第四号の改正規定	第十五条第一項第十二号を「第十五条第一項第十一号	第十五条第一項第十三号を「第十五条第一項第十二号
第十八条第一項第五号の改正規定	同項第十四号を「同項第十三号	同項第十五号を「同項第十四号
第十八条第一項第五号の改正規定	第十五条第一項第十三号を「第十五条第一項第十四号	第十五条第一項第十四号を「第十五条第一項第十五号
第二十二条第一項の改正規定	第十三号を「並びに第十五条第一項第八号、第十号及び第十二号	第十四号を「並びに第十五条第一項第八号、第十号及び第十三号
附則第十四条の表第十八条第一項第一号の項の改正規定	同項第十一号を「同項第十号	第十二号を「第十一号
附則第十四条の表第二十二条第一項の項の改正規定	第十三号を「第十二号	第十四号を「第十三号

理 由

近年の商店街を取り巻く厳しい状況を踏まえ、商店街の活性化を図るためには、商店街への来訪者の増加を通じて中小小売商業者又は中小サービス業者の事業機会の増大を図るために商店街振興組合等が行う地域住民の需要に応じた事業活動を促進する措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、商店街の活性化を図るため、商店街振興組合等が行う地域住民の需要に応じた事業(商店街活性化事業)活動を促進する措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 本法の目的を、商店街振興組合等が行う商店街活性化事業について、経済産業大臣による認定を受けた計画に基づく事業に対する特別の措置等について定めることにより、商店街の活性化を図ることとする。

2 経済産業大臣は、商店街活性化事業の促進に関する基本方針を定め、公表すること。

3 経済産業大臣は、商店街振興組合等が作成した商店街活性化事業計画を、都道府県及び市町村に意見を聴いた上で認定し、認定を受けた商店街振興組合等及びその構成員である商店主等に対し、中小企業信用保険法及び小規模企業者等設備導入資金助成法の特例に係る措置を講ずること。

4 経済産業大臣は、一定の要件を満たす一般社団法人等が作成した商店街活性化支援事業に関する計画を認定し、認定を受けた者を中小企業者とみなして、中小企業信用保険法を適用すること。

5 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、商店街の活性化を図るため、商店街振興組合等が行う商店街活性化事業活動を促進する措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

平成二十一年六月十九日

経済産業委員長 東 順治

衆議院議長 河野 洋平殿

クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律案

右

国会に提出する。

平成二十一年三月十日

内閣総理大臣 麻生 太郎

クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 クラスター弾等の製造の禁止(第三条)
第三章 クラスター弾等の所持等の規制(第四条―第十五条)

第四章 雑則(第十六条―第二十条)

第五章 罰則(第二十一条―第二十七条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、クラスター弾に関する条約(以下「条約」という。)の適確な実施を確保するため、クラスター弾等の製造を禁止するとともに、クラスター弾等の所持を規制する等の措置を講ずることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「クラスター弾等」とは、クラスター弾、子弾及び小型爆弾をいう。

2 この法律において「クラスター弾」とは、複数の子弾を内蔵し、当該複数の子弾を散布するよう設計された砲弾、ロケット弾、爆弾その他の弾薬であつて、次に掲げるものの以外のもをいう。

一 地雷

二 専らミサイルその他の物体を空中において破壊するように設計されたもの

三十個未満の子弾(次に掲げるすべての要件を満たすものに限り。)のみを内蔵するもの

イ それぞれの子弾の重量が四キログラムを超えるものであること。

ロ それぞれの子弾が殺傷又は破壊の対象となる単一の対象を感知し、かつ、その対象を殺傷し、又は破壊するように設計されているものであること。

ハ それぞれの子弾が主要な起爆装置のほか、それぞれの子弾自体を自動的に破壊するための電子式の装置を内蔵するものであること。

ること。

二 それぞれの子弾が、爆発するために不可欠な電子式の部分品又は附属品の機能を自動的に失わせるための機能を有するものであること。

3 この法律において「子弾」とは、小型弾薬(地雷以外の弾薬であつて、人の殺傷又は物の破壊のために使用されるもののうち、その重量が二十キログラム未満のものをいう。次項において同じ。)のうち、専ら砲弾、ロケット弾、爆弾その他の弾薬に内蔵されるように設計され、かつ、当該砲弾、ロケット弾、爆弾その他の弾薬から散布された後に爆発するように設計されたもの(専ら前項各号に掲げるものに内蔵されるように設計されたものを除く。)をいう。

4 この法律において「小型爆弾」とは、小型弾薬のうち、専ら容器(複数の小型弾薬を収納し、当該複数の小型弾薬を散布するように設計されたものであつて、航空機に取り付けられるものに限り。)に収納されるように設計され、かつ、当該容器から散布された後に爆発するように設計されたもの(ロケット弾、ミサイルその他の散布された後に推力を得るための推進薬を使用するものを除く。)をいう。

第二章 クラスター弾等の製造の禁止

第三条 何人も、クラスター弾等を製造してはならない。

第三章 クラスター弾等の所持等の規制(所持の禁止)

第四条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、クラスター弾等を所持してはならない。

クラスター弾等の

官 報 (号 外)

一 次条第一項の許可を受けた者(以下「許可所持者」という。)が、同項の許可(第八条第一項の規定による変更の許可があつたときは、その変更後のもの)に係るクラスター弾等を所持するとき。 二 第十条第一項の輸入の承認を受けた者(以下「承認輸入者」という。)が、その輸入したクラスター弾等を許可所持者に譲り渡すまでの間所持するとき。 三 第十一条第一項の規定によりクラスター弾等を廃棄し、輸出し、又は引き渡さなければならぬ者が、廃棄し、輸出し、又は引き渡すまでの間所持するとき。 四 運搬を委託された者が、その委託に係るクラスター弾等を当該運搬のために所持するとき(この条の規定に違反してクラスター弾等を所持する者から運搬を委託された場合を除く。) 五 前各号に規定する者の従業者が、その職務上クラスター弾等を所持するとき。 (所持の許可) 第五条 クラスター弾等を所持しようとする者は、経済産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、前条第二号、第四号又は第五号に規定する者がそれぞれ同条第二号、第四号又は第五号に規定する所持をしようとする場合は、この限りでない。 2 前項の許可を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。	一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 所持しようとするクラスター弾等の型式及びその数量 三 所持の目的、期間及び方法 四 その他経済産業省令で定める事項 (欠格事由) 第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。 一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者 二 第九条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者 三 他の法令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者で、その情状がクラスター弾等の所持をする者として不適当なもの 四 成年被後見人 五 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの (所持の許可の基準) 第七条 経済産業大臣は、第五条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。 一 クラスター弾等が条約で認められた目的のために所持されることが確実であること。 二 その他条約の適確な実施に支障を及ぼすお	それがないこと。 (変更の許可等) 第八条 許可所持者は、第五条第二項第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けなければならない。 2 許可所持者は、第五条第二項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。 3 前条の規定は、第一項の許可に準用する。 (所持の許可の取消し) 第九条 経済産業大臣は、許可所持者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。 一 第六条第一号又は第三号から第五号までのいずれかに該当するに至つたとき。 二 不正の手段により第五条第一項又は前条第一項の許可を受けたとき。 三 前条第一項の規定により許可を受けなければならぬ事項を同項の許可を受けないで変更したとき。 四 第十二条第一項の規定により第五条第一項又は前条第一項の許可に付された条件に違反したとき。 (輸入の承認及び制限) 第十条 クラスター弾等を輸入しようとする者は、外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第五十二条の規定により、輸入の承認を受ける義務を課せられるものとする。 2 前項の輸入の承認は、許可所持者からその許	可に係るクラスター弾等の輸入の委託を受けた者がその委託に係るクラスター弾等を輸入する場合又は許可所持者自らがその許可に係るクラスター弾等を輸入する場合であつて、条約の締約国である外国(以下「締約国」という。)から輸入する場合でなければ、これを行わないものとする。 (廃棄等) 第十一条 次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に規定する者がクラスター弾等を所持しているときは、その者は、遅滞なく、そのクラスター弾等(第一号に該当する場合にあつては、所持することを要しなくなつた部分に限る。)を廃棄し、締約国に輸出し、又は当該クラスター弾等について新たに許可所持者となつた者に引き渡さなければならない。 一 許可所持者が、その許可に係るクラスター弾等の全部又は一部について所持することを要しなくなつたとき。 二 許可所持者が、第九条の規定によりその許可を取り消されたとき。 三 承認輸入者が、許可所持者に譲り渡すためにクラスター弾等の輸入をした場合において、その許可所持者がそのクラスター弾等を譲り受ける前に、第九条の規定によりその許可を取り消されたとき。 2 前項の規定によりクラスター弾等を廃棄し、輸出し、又は引き渡さなければならぬ者(以下「廃棄等義務者」という。)が、当該クラスター弾等を廃棄し、輸出し、又は引き渡したときは、経済産業省令で定めるところにより、廃棄
--	---	--	--

し、輸出し、又は引き渡したクラスター弾等の型式及びその数量を経済産業大臣に届け出なければならぬ。

(許可の条件)

第十二条 第五条第一項又は第八条第一項の許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、条約の適確な実施を確保し、又は許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(承継)

第十三条 許可所持者について相続又は合併があつたときは、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、許可所持者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可所持者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(所持の届出)

第十四条 許可所持者又は承認輸入者は、クラスター弾等を所持することとなつたときは、経済産業省令で定めるところにより、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(帳簿)

第十五条 許可所持者は、帳簿を備え、その所持に係るクラスター弾等に関し経済産業省令で定

める事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、経済産業省令で定めるところにより、保存しなければならない。

第四章 雑則

(報告徴収)

第十六条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、許可所持者、承認輸入者又は廃棄等義務者に対し、その業務に関し報告させることができる。

2 経済産業大臣は、国際連合事務総長から条約の定めるところにより要請があつた場合にあつては、国際連合事務総長に対して説明を行うために必要な限度において、クラスター弾等を取り扱う者その他の者に対し、その要請に係る事項に関し報告させることができる。

(立入検査)

第十七条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、許可所持者、承認輸入者又は廃棄等義務者の事務所、工場その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(自衛隊についての特例)

第十八条 自衛隊が行う条約で認められた目的のためのクラスター弾等の所持は、次条の規定により読み替えられた第五条第一項又は第八条第

一項の承認を受けたものとみなす。

2 第十六条第二項の規定は、前項の規定により所持の承認を受けたものとみなされたクラスター弾等に係る事項については、適用しない。

(国に対する適用)

第十九条 この法律の規定は、次章の規定を除き、国に適用があるものとする。この場合において、「許可」とあるのは、「承認」と読み替えるものとする。

(経過措置)

第二十条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第五章 罰則

第二十一条 第三条の規定に違反した者は、七年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 前項の未遂罪は、罰する。

第二十二条 クラスター弾等をみだりに所持した者は、七年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第二十三条 前二条の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第三条の例に従う。

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第八条第一項の規定に違反して第五条第二項第三号に掲げる事項を変更した者

二 第十一条第一項の規定に違反した者

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者

は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十一条第二項又は第十四条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十五条第一項の規定に違反して帳簿を備えず、又は帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をした者

三 第十五条第二項の規定に違反して帳簿を保存しなかつた者

四 第十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第十七条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第二十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十二条の罪を犯し、又は第二十一条若しくは前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第二十七条 第八条第二項又は第十三条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際クラスター弾等を所持している者は、この法律の施行の日から三十日を経過するまでの間(以下この条において「猶予期間」という。)に第五条第一項の許可の申請をしなかつた場合に於ては猶予期間の経過後

遅滞なく、猶予期間に申請した同項の許可を拒否された場合にあつてはその処分後遅滞なく、その所持する当該クラスタ―弾等を廃棄し、締約国に輸出し、又は当該クラスタ―弾等について新たに許可所持者となつた者に引き渡さなければならぬ。

2 この法律の施行の際クラスタ―弾等を所持している者は、次に掲げる期間は、第四条の規定にかかわらず、そのクラスタ―弾等を所持することが出来る。その者の従業者がその職務上所持する場合も、同様とする。

一 猶予期間

二 猶予期間にした第五条第一項の申請についての処分があるまでの間

三 前項の規定により廃棄し、輸出し、又は引き渡すまでの間

3 第十一条第二項の規定は、この法律の施行の際クラスタ―弾等を所持する者がそのクラスタ―弾等を廃棄し、輸出し、又は引き渡した場合に準用する。

4 前三項の規定は、この法律の施行の際自衛隊が所持するクラスタ―弾等については、適用しない。

第三条 前条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前条第三項において準用する第十一条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出した者は、三十万円以下の罰金に処する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当

該各項の罰金刑を科する。

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

(火薬類取締法の一部改正)

第五条 火薬類取締法(昭和二十五年法律第四百十九号)の一部を次のように改正する。

第三条ただし書中「規定する対人地雷」の下に「及びクラスタ―弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律(平成二十一年法律第 号)第二条第一項に規定するクラスタ―弾等」を加える。

(武器等製造法の一部改正)

第六条 武器等製造法(昭和二十八年法律第四百十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「左」を「次」に改め、同項第二号中「含む」を含む、クラスタ―弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律(平成二十一年法律第 号)第二条第一項に規定するクラスタ―弾等(次号において「クラスタ―弾等」という。)を除く」に改め、同項第三号中「且つ」を「かつ」に、「銃砲弾及び」を「銃砲弾」に改め、「規定する対人地雷」の下に「及びクラスタ―弾等」を加え、同項第六号中「もつばら」を「専ら」に改める。

理 由

クラスタ―弾に関する条約の適確な実施を担保するため、クラスタ―弾等の製造の禁止及び所持の規制等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

クラスタ―弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、クラスタ―弾に関する条約(以下「条約」という。)の適確な実施を確保するため、クラスタ―弾等の製造を禁止するとともに、クラスタ―弾等の所持を規制する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 何人も、クラスタ―弾等を製造してはならないこと。

2 何人も、一定の場合を除いては、クラスタ―弾等を所持してはならないこと。

3 クラスタ―弾等を所持しようとする者は、経済産業大臣の許可を受けなければならないこと。また、許可を受けようとする者は、所持目的、期間及び方法を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならないこと。

4 所持の許可を受けた者(以下「許可所持者」という。)が所持することを要しなくなった場合等には廃棄等しなければならないこと。また、廃棄等を行ったクラスタ―弾等の型式及び数量を経済産業大臣に届け出なければならないこと。

5 経済産業大臣は必要限度において、許可所持者に対して業務に關し報告させることができること。

6 この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行すること。

二 議案の可決理由
本案は、クラスタ―弾に関する条約の適確な

実施を確保するための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。

平成二十一年六月二十四日

経済産業委員長 東 順治
衆議院議長 河野 洋平殿

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。
平成二十一年三月十日
内閣総理大臣 麻生 太郎

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律の一部を改正する法律案
経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律(平成十六年法律第四百十三号)の一部を次のように改正する。

目次中
第二章 特定原産地証明書の発給等
第三章 指定発給機関(第八条―第十五条)
第四章 特定原産地証明書の発給の決定(第三十条―第三十三条)
(第二章―第七章)
決定の取消し等(第二十六条―第二十九条)を

「第二章 第一種特定原産地証明書の発給等(第三章の二)第二種特定原産地証明書の作成(第三章の三)指定発給機関(第八条―第十五条)第四章 第一種特定原産地証明書の発給の決定(第三十条―第三十三条の三)条―第七章)る者の認定等(第七章の二―第七章の十三)の取消し等(第二十六条―第二十九条)」に改める。

本則(第一条及び第三十六条を除く。)中「特定原産地証明書」を「第一種特定原産地証明書」に改める。

第二条第一項中「として政令で定めるもの」を削り、同条第二項中「(以下「締約国」という。)」を「(以下この項において「締約国」という。又は経済連携協定の規定により当該締約国の関税法令(関税法(昭和二十九年法律第六十一号)、関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)その他の関税に関する法律に相当する法令をいう。第三十一条において同じ。))が適用される当該締約国以外の外国(以下この項において「協定適用国」という。))に改め、「当該締約国」の下に「又は協定適用国(以下「締約国等」という。)」を加え、同条第三項中「から締約国」を「から政令で定める経済連携協定の締約国等」に、「を当該締約国」を「を当該締約国等」に改め、「締約国との間の」を削り、同条に次の二項を加える。

4 この法律において「第二種特定原産地証明書」とは、本邦から政令で定める経済連携協定の締約国等に輸出される物品が特定原産品であることを当該締約国等の権限ある当局に対し証明する書類であつて、第七条の二第一項の規定により当該物品の輸出をしようとする者が作成するものをいう。

5 この法律において「特定原産地証明書」とは、第一種特定原産地証明書及び第二種特定原産地証明書をいう。

第三条第一項中「締約国」を「前条第三項の政令で定める経済連携協定の締約国等」に改め、同条第二項中「仕向国」の下に「第七条の九第二項及

び」を加え、「単に「申請書」を「発給申請書」に改め、同条第四項中「申請書」を「発給申請書」に改め、同条第五項中「及び申請書の様式並びに第三項」を「発給申請書の様式、第三項」に改め、「提出の手続」の下に「及び第一種原産品誓約書の様式」を加え、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 発給申請者がその申請に係る物品(前条第三項の政令で定める経済連携協定のうち政令で定めるものの締約国等に輸出されるものに限る。)の生産者でない場合には、当該発給申請者は、第二項の規定による資料の提出に代えて、当該生産者その他経済産業省令で定める者から、その同意を得て、当該物品が特定原産品であることを誓約する書面(以下「第一種原産品誓約書」という。)の交付を受け、これを経済産業大臣に提出することができる。

6 前項の第一種原産品誓約書には、同項の物品が特定原産品であることを誓約する旨及び次に掲げる事項が記載されていなければならない。
一 第一種原産品誓約書を交付する者の氏名又は名称及び住所
二 第一種原産品誓約書の交付年月日
三 物品の品名
四 その他経済産業省令で定める事項

第四条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。
4 経済産業大臣は、前条第五項の規定により第一種原産品誓約書の提出を受けたときは、当該第一種原産品誓約書を発給申請者に交付した者

(以下「第一種原産品誓約書交付者」という。)に對し、その旨を通知しなければならない。

5 経済産業大臣は、前条第五項の規定により提出された第一種原産品誓約書について審査を行い、第一種特定原産地証明書を発給したときは、当該第一種特定原産地証明書の発給後速やかに、当該第一種原産品誓約書交付者に対し、その旨及びその年月日を通知するとともに、当該第一種原産品誓約書交付者が当該発給に係る経済連携協定上留意すべき事項として経済産業省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

第五条の見出しを「(発給申請書等の保存)」に改め、同条中「申請書及び資料」を「発給申請書及び第一種原産品誓約書並びに資料」に改める。
第六条第一項第二号中「申請書」を「発給申請書」に、「又は資料の内容」を「資料の内容又は第一種原産品誓約書の記載」に改める。

第七条に次の一項を加える。

2 第一種原産品誓約書交付者は、第一種特定原産地証明書の発給の用に供された第一種原産品誓約書に記載された物品に関する書類で経済産業省令で定めるものを、当該第一種原産品誓約書の交付の日以後経済産業省令で定める期間を経過する日までの間、保存しなければならない。ただし、当該交付の日から当該第一種原産品誓約書に係る第一種特定原産地証明書の発給がされるために通常必要と認められる期間を経過する日までの間に第四条第五項の規定による当該第一種特定原産地証明書を発給した旨の通知を受けなかったときは、この限りでない。

第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二 第二種特定原産地証明書を作成する者の認定等

(認定)

第七条の二 第二条第四項の政令で定める経済連携協定の締約国等に輸出される物品について、その輸出をしようとする者は、当該経済連携協定(ことに、経済産業大臣の認定を受けて、第二種特定原産地証明書の作成をすることができ

2 前項の認定を受けようとする者(第七条の四第一項及び第三十六条第四号において「認定申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書(次項及び同号において「認定申請書」という。)に、第七条の四第一項に規定する認定の基準に適合していることを証する書類その他経済産業省令で定める書類を添えて、これを経済産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所
二 第二種特定原産地証明書の作成に係る業務を行う事務所の所在地
三 認定の申請に係る経済連携協定の名称
四 前項の物品の品名
五 その他経済産業省令で定める事項
3 前二項に定めるもののほか、第一項の認定の申請の手続及び認定申請書の様式に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。
(欠格条項)
第七条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の認定を受けることができない。

官 報 (号 外)

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から一年を経過しない者 二 第七条の十三第一項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者 三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの(認定の基準等)	れば、その期間の経過によつて、その効力を失う。 2 第七条の二第二項及び第三項並びに前二条の規定は、前項の認定の更新について準用する。(変更の届出)	証明の用に供しないこととしたときは、当該第二種原産品誓約書交付者に対し、その旨を通知しなければならない。 3 第二種原産品誓約書の作成に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。	書の作成の日以後経済産業省令で定める期間を経過する日までの間、保存しなければならない。ただし、当該第二種特定原産地証明書を当該証明の用に供しないこととしたときは、この限りでない。 2 第二種原産品誓約書交付者は、第二種特定原産地証明書の作成の用に供された第二種原産品誓約書に係る物品に関する書類で経済産業省令で定めるものを、当該第二種原産品誓約書の交付の日以後経済産業省令で定める期間を経過する日までの間、保存しなければならない。ただし、当該交付の日から当該第二種原産品誓約書に係る第二種特定原産地証明書の作成がされるために通常必要と認められる期間を経過する日までの間に第七条の八第一項の規定による当該第二種特定原産地証明書の作成した旨の通知を受けなかったとき、又は同条第二項の通知を受けたときは、この限りでない。
第七条の四 経済産業大臣は、認定申請者が第二種特定原産地証明書の作成に係る業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力を有するものとして、第二条第四項の政令で定める経済連携協定ごとに経済産業省令で定める基準に適合していると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。 2 経済産業大臣は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、認定を受けた者(以下「認定輸出者」という。)に対し、当該認定に係る経済連携協定ごとの認定番号を経済産業省令で定める方法により通知するとともに、当該認定輸出者が当該認定に係る経済連携協定上留意すべき事項として経済産業省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。	第七条の七 認定輸出者は、経済産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、第二種特定原産地証明書の作成に関し経済産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。(第二種原産品誓約書の交付を受けた認定輸出者による通知等) 第七条の八 認定輸出者が第二種特定原産地証明書の作成に係る物品の生産者でない場合において、当該生産者その他経済産業省令で定める者から、その同意を得て、当該物品が特定原産品であることを誓約する書面(以下「第二種原産品誓約書」という。)の交付を受けて第二種特定原産地証明書の作成したときは、当該第二種特定原産地証明書の作成後速やかに、当該第二種原産品誓約書を当該認定輸出者に交付した者(以下「第二種原産品誓約書交付者」という。)に対し、その旨及びその年月日を通知しなければならない。	(特定原産品でなかったこと等の通知等) 第七条の九 認定輸出者は、第二種特定原産地証明書の作成した日以後経済産業省令で定める期間を経過する日までの間において次に掲げる事実を知つたときは、経済産業大臣に対し、遅滞なくその旨を書面により通知しなければならない。ただし、その事実が第二号若しくは第三号に掲げるものであつて経済産業省令で定める軽微なものであるとき、又は当該第二種特定原産地証明書を当該証明の用に供しないこととしたときは、この限りでない。 一 当該第二種特定原産地証明書が作成された物品が特定原産品でなかったこと。 二 前号に掲げるもののほか、当該第二種特定原産地証明書の記載に誤りがあつたこと。 三 当該第二種特定原産地証明書に記載された事項に変更があつたこと。	第七条の十一 経済産業大臣は、その認定に係る経済連携協定及びこの法律の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、認定輸出者に対し、その第二種特定原産地証明書の作成に係る業務に関し必要な命令をすることができ(認定輸出者に対する立入検査等) 第七条の十二 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定輸出者に対し、その第二種特定原産地証明書の作成に係る業務に関し報告をさせ、又はその職員に、認定輸出者の事務所に入り、実地にその第二種特定原
3 前項に定めるもののほか、第一項の認定の手續に必要な事項は、経済産業省令で定める。 (認定の更新) 第七条の五 第七条の二第一項の認定は、経済産業省令で定める期間ごとにその更新を受けなければ	2 認定輸出者は、第二種原産品誓約書の交付を受けて作成した第二種特定原産地証明書を当該	2 経済産業大臣は、前項の通知(同項第一号に掲げる事実に係るものに限る。)を受けたときは、当該第二種特定原産地証明書が作成された物品の仕向国の権限ある当局に対し、速やかにその旨を通報しなければならない。(書類の保存)	

産地証明書の作成に係る業務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(認定の取消し)

第七條の十三 経済産業大臣は、認定輸出者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一 第七條の三第一号又は第三号のいずれかに該当するに至ったとき。

二 第七條の四第一項に規定する認定の基準に適合しなくなったとき。

三 第七條の六又は第七條の七の規定に違反したとき。

四 第七條の八第一項又は第二項の規定に違反して、第二種原産品誓約書交付者に対し、通知しなかったとき。

五 第七條の九第一項の規定に違反して、経済産業大臣に対し、通知しなかったとき。

六 第七條の十一の規定による命令に違反したとき。

七 不正の手段により第七條の二第一項の認定(第七條の五第一項の認定の更新を含む。)を受けたとき。

八 前各号に掲げるもののほか、この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき。

2 経済産業大臣は、前項の規定により認定を取り消したときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

第八條第三項中「前章」を「第二章」に改め、「同条第二項」の下に「及び第五項を加え、「から第三項まで及び」を「から第五項まで並びに」に改める。

第九條中「(いう。）」は、「の下に」第二条第三項の政令で定める」を加える。

第十六條第一項中「第二十六條第五項」を「第二十六條第六項」に改める。

第二十一條第二号中「第二十六條第四項」を「第二十六條第五項」に改め、同条第六号中「指定を」第八條第一項の指定(第十二條第一項の指定の更新を含む。）」に改める。

第二十六條の見出しを「(証明書受給者等の報告等)」に改め、同条第一項中「第七條」を「第七條第一項」に改め、同条第五項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 経済産業大臣は、第三條第五項の規定により第一種原産品誓約書の提出を受けて第一種特定原産地証明書を発給したときは、次に掲げる事実について確認するため必要な限度において、第四條第五項の規定による第一種特定原産地証明書を発給した旨の通知を受けた第一種原産品

誓約書交付者(以下「特定第一種原産品誓約書交付者」という。)に対して必要な報告を求め、又はその職員をして特定第一種原産品誓約書交付者について、当該特定第一種原産品誓約書交付者の同意を得て、実地にその設備若しくは第七條第二項に規定する書類その他の物件を検査させることができる。

一 当該第一種特定原産地証明書の発給を受けた物品が特定原産品でなかったこと。

二 前号に掲げるもののほか、当該第一種原産品誓約書の記載に誤りがあったこと。

第二十七條第二項中「又は特定証明資料提出者」を「特定証明資料提出者又は特定第一種原産品誓約書交付者」に改め、「前条第一項の下に」若しくは第二項を加え、「同項」を「同条第一項若しくは第二項」に改める。

第三十條の見出し中「(締約国)」を「(締約国等)」に改め、同条第一項中「(締約国)」を「(締約国等)」に改め、「特定証明資料提出者」の下に「特定第一種原産品誓約書交付者」を加え、同条第二項中「(締約国)」を「(締約国等)」に改め、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 経済産業大臣は、締約国等に第二種特定原産地証明書が作成された物品が輸出された場合において、当該締約国等の権限ある当局から当該物品が特定原産品であるか否かに関する情報の提供を求められた場合には、政令で定める期間内に、その求めに応じなければならない。ただし、当該求めに応じて提供しようとする情報に認定輸出者、第二種原産品誓約書交付者その他の関係者に関する情報が含まれている場合にお

いて、当該情報を当該締約国等の権限ある当局に提供することについてその者の同意がない場合は、この限りでない。

4 経済産業大臣は、締約国等の権限ある当局から前項の情報の提供を求められた場合には、当該求めに応ずるために必要かつ適当であると認められる範囲内において、第二種原産品誓約書交付者に対し、期限を付けて、必要な報告を求め、又はその職員をして第二種原産品誓約書交付者について、当該第二種原産品誓約書交付者の同意を得て、実地にその設備若しくは第七條の十第二項に規定する書類その他の物件を検査させることができる。

第三十一條中「(関税法(昭和二十九年法律第六十一号)、関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)その他の関税に関する法律に相当する法令)」を「(関税法)」に改める。

第三十二條に次の一項を加える。

3 第七條の五第一項の認定の更新を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

第三十三條第二項中「(発給の下に)」又は「第二種特定原産地証明書の作成」を加え、第五章中同条の次に次の二条を加える。

(権限の委任)

第三十三條の二 この法律に規定する経済産業大臣の権限は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業局長に委任することができる。

(経過措置)

第三十三條の三 この法律の規定に基づき政令又は経済産業省令を制定し、又は改廃する場合には

においては、その政令又は経済産業省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第三十四条中（第二十六条第五項）を（第二十六条第六項）に改める。

第三十五条の次に次の一条を加える。

第三十五条の二 第二種特定原産地証明書に虚偽の記載をした認定輸出者は、五十万円以下の罰金に処する。

2 認定輸出者が第二種特定原産地証明書の作成をするに当たり、当該認定輸出者に対して交付した第二種原産品誓約書に虚偽の誓約をした第二種原産品誓約書交付者も、前項と同様とする。

第三十六条を次のように改める。

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 経済産業大臣又は指定発給機関に対し、第一種特定原産地証明書の発給を受けるに当たり虚偽の発給申請書又は虚偽の資料を提出した発給申請者

二 経済産業大臣又は指定発給機関に対し、虚偽の資料（第三条第三項の規定により提出されたものに限る。）を提出した証明資料提出者

三 発給申請者が第一種特定原産地証明書の発給を受けるに当たり、経済産業大臣又は指定発給機関に対して提出された第一種原産品誓約書に虚偽の誓約をした第一種原産品誓約書交付者

四 経済産業大臣に対し、第七条の二第一項の認定（第七条の五第一項の認定の更新を含む。）を受けるに当たり虚偽の認定申請書又は虚偽の書類を提出した認定申請者

第三十七条に次の一項を加える。

2 認定輸出者が、第二種特定原産地証明書を作成した日以後第七条の九第一項の経済産業省令で定める期間を経過する日までの間において当該第二種特定原産地証明書を作成した物品が特定原産品でなかったことを知ったにもかかわらず、経済産業大臣に対し、遅滞なくその旨を書面により通知しなかったときも、前項と同様とする。

第三十七条の次に次の一条を加える。

第三十七条の二 第七条の十二第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定の効力発生の日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置の政令への委任）

第二条 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（登録免許税法の一部改正）

第三条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。
別表第一第一百七号の次に次のように加える。

百十七の二	第二種特定原産地証明書の作成に係る認定輸出者の認定
経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律（平成十六年法律第四十三号）第七条の二第一項（認定）の認定輸出者の認定（更新の認定を除く。）	認定件数 一件につき九万円

理 由

日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定の適確な実施を確保するため、生産者等からの誓約書により原産地証明書の発給の申請を行うことができる制度を創設するとともに、原産地証明書を自ら作成することができる輸出者の認定制度の創設、当該認定を受けた輸出者が負うべき義務の創設等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、「日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定」の適確な実施を確保するため、スイスに輸出しようとする物品について、関税上の特恵待遇を受ける際に必要となる原産地証明書の作成等を適正かつ確実にを行うための措置を講じるとともに、原産地証明書の発給等を適正かつ確実にを行うための追加的な措置を講じるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 経済産業大臣による認定を受けた輸出者

が、原産地証明書を自ら作成することができる制度を新たに設けること。

2 輸出者の認定に関して、認定の申請手続や認定基準の設定などの規定を整備すること。

3 認定を受けた輸出者に対して書類の保存義務などを課すとともに、罰則などの規定を設けること。

4 物品の生産者等から交付される誓約書により原産地証明書の発給の申請を行うことができる制度を新たに設けること。

5 この法律は、日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定の効力発生の日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、「日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定」の適確な実施を確保するための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成二十一年六月二十四日

経済産業委員長 東 順治
衆議院議長 河野 洋平殿

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右

国会に提出する。

平成二十一年二月二十四日

内閣総理大臣臨時代理 河村 建夫
国 務 大 臣

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理 由

政府は、日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間における所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のため、平成二十一年一月二十日に東京で、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定に署名した。よって、この協定を締結することとしたい。これが、この案件を提出する理由である。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定

日本国及びブルネイ・ダルサラーム国は、

所得に対する租税に関し、二重課税を回避し、及び脱税を防止するための協定を締結することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

この協定は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。

第二条

1 この協定は、次の租税について適用する。

(a) 日本国については、

(i) 所得税

(ii) 法人税

(iii) 住民税

(以下「日本国の租税」という。)

(b) ブルネイ・ダルサラーム国については、

(i) 所得税法(第三十五章)に基づいて課される所得税

(ii) 石油利得税法(第百十九章)に基づいて課される石油利得税

(以下「ブルネイ・ダルサラーム国の租税」という。)

2 この協定は、1に掲げる租税に加えて又はこれに代わってこの協定の署名の日の後に課される租税であつて、1に掲げる租税と同一であるもの又は実質的に類似するものについても、適

用する。両締約国の権限のある当局は、各締約国の租税に関する法令について行われた重要な改正を、その改正後の妥当な期間内に、相互に通知する。

第三条

1 この協定の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

(a) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されているすべての領域(領海を含む。)及びその領域の外側に位置する区域であつて、日本国が国際法に基づき主権的権利を有し、かつ、日本国の租税に関する法令が施行されているすべての区域(海底及びその下を含む。)をいう。

(b) 「ブルネイ・ダルサラーム国」とは、ブルネイ・ダルサラーム国の領域(その領海を含み、当該領域の上空に及ぶ。)であつて、ブルネイ・ダルサラーム国が主権を行使する領域並びにブルネイ・ダルサラーム国の法令により指定した、又は今後指定することのあるブルネイ・ダルサラーム国の領海の外側に位置する海域(海底及びその下を含む。)であつて、ブルネイ・ダルサラーム国が国際法に基づき主権的権利及び管轄権を行使する海域をいう。

(c) 「二方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はブルネイ・ダルサラーム国をいう。

(d) 「租税」とは、文脈により、日本国の租税又はブルネイ・ダルサラーム国の租税をいう。

(e) 「者」には、個人、法人及び法人以外の団体を含む。

(f) 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に関し法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(g) 「企業」は、あらゆる事業の遂行について用いる。

(h) 「二方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業及び他方の締約国の居住者が営む企業をいう。

(i) 「国際運輸」とは、一方の締約国の企業が運用する船舶又は航空機による運送(他方の締約国内の地点の間においてのみ運用される船舶又は航空機による運送を除く。)をいう。

(j) 「国民」とは、次の者をいう。

(i) 日本国については、日本国の国籍を有するすべての個人、日本国の法令に基づいて設立され、又は組織されたすべての法人及び法人格を有しないが日本国の租税に関し日本国の法令に基づいて設立され、又は組織された法人として取り扱われるすべての団体

(ii) ブルネイ・ダルサラーム国については、ブルネイ・ダルサラーム国の関係法令に従つてブルネイ・ダルサラーム国の国籍を有するすべての個人及びブルネイ・ダルサラーム国において施行されている法令によつてその地位を与えられたすべての法人、組合又は団体

(k) 「権限のある当局」とは、次の者をいう。

(i) 日本国については、財務大臣又は権限を与えられたその代理者

(ii) ブルネイ・ダルサラーム国については、財務大臣又は権限を与えられたその代理者「事業」には、自由職業その他の独立の性格を有する活動を含む。 2 一方の締約国によるこの協定の適用に際しては、この協定において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この協定の適用を受ける租税に関する当該一方の締約国の法令において当該用語がその適用の時点で有する意義を有するものとする。当該一方の締約国において適用される租税に関する法令における当該用語の意義は、当該一方の締約国の他の法令における当該用語の意義に優先するものとする。 第四条 1 この協定の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、当該一方の締約国の法令の下において、住所、居所、本店又は主たる事務所の所在地、事業の管理の場所その他これらに類する基準により当該一方の締約国において課税を受けるべきものとされる者をいい、当該一方の締約国及び当該一方の締約国の地方政府又は地方公共団体を含む。ただし、「一方の締約国の居住者」には、当該一方の締約国内に源泉のある所得のみについて当該一方の締約国において租税を課される者を含まない。 2 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する個人については、次のとおりその地位を決定する。 (a) 当該個人は、その使用する恒久的住居が所在する締約国の居住者とみなす。その使用する恒久的住居を双方の締約国内に有する場合	には、当該個人は、その人的及び経済的關係がより密接な締約国(重要な利害関係の中心がある締約国)の居住者とみなす。 (b) その重要な利害関係の中心がある締約国を決定することができない場合又はその使用する恒久的住居をいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、その有する常用の住居が所在する締約国の居住者とみなす。 (c) その常用の住居を双方の締約国内に有する場合又はこれをいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、当該個人が国民である締約国の居住者とみなす。 (d) 当該個人が双方の締約国の国民である場合又はいずれの締約国の国民でもない場合には、両締約国の権限のある当局は、合意により当該事案を解決する。 3 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外のものについては、両締約国の権限のある当局は、合意により、この協定の適用上その者が居住者とみなされる締約国を決定する。両締約国の権限のある当局による合意がない場合には、その者は、この協定により認められる特典(第二十三条及び第二十四条の規定により認められる特典を除く。)を要求する上で、いずれの締約国の居住者ともされない。 4 この協定の規定に従い一方の締約国が他方の締約国の居住者の所得に対する租税の率を軽減し、又はその租税を免除する場合において、当該他方の締約国において施行されている法令により、当該居住者が、その所得のうち当該他方の締約国に送金され、又は当該他方の締約国内で受領された部分についてのみ当該他方の締約	国において租税を課されることとされているときは、その軽減又は免除は、その所得のうち当該他方の締約国に送金され、又は当該他方の締約国内で受領された部分についてのみ適用する。ただし、その制限は、当該他方の締約国の政府、当該他方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体又は第十一条4に規定する機関が取得する所得については、適用しない。 第五条 1 この協定の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行う一定の場所であつて企業がその事業の全部又は一部を行つてゐるものをいう。 2 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。 (a) 事業の管理の場所 (b) 支店 (c) 事務所 (d) 工場 (e) 作業場 (f) 鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他の天然資源を採取する場所 3 建築工事現場又は建設若しくは据付けの工事については、これらの工事現場又は工事が十二箇月を超える期間存続する場合には、恒久的施設を構成するものとする。 4 1から3までの規定にかかわらず、次のことを行う場合は、「恒久的施設」に当たらないものとする。 (a) 企業に属する物品又は商品の保管、展示又は引渡しのためにのみ施設を使用すること。 (b) 企業に属する物品又は商品の在庫を保管、展示又は引渡しのためにのみ保有すること。 (c) 企業に属する物品又は商品の在庫を他の企	業による加工のためにのみ保有すること。 (d) 企業のために物品若しくは商品を購入し、又は情報を収集することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。 (e) 企業のためにその他の準備的又は補助的な性格の活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。 (f) (a)から(e)までに規定する活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。ただし、当該一定の場所におけるこのような組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。 5 1及び2の規定にかかわらず、企業に代わつて行動する者(6の規定が適用される独立の地位を有する代理人を除く。)が、一方の締約国内で、当該企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、この権限を反復して行使する場合においては、当該企業は、その者が当該企業のために行うすべての活動について、当該一方の締約国内に恒久的施設を有するものとされる。ただし、その者の活動が4に規定する活動(事業を行う一定の場所で行われたとしても、4の規定により当該一定の場所が恒久的施設であるものとされないようなもの)のみである場合は、この限りでない。 6 企業は、通常の方法でその業務を行う仲立人、問屋その他の独立の地位を有する代理人を通じて一方の締約国内で事業を行つてゐるといふ理由のみでは、当該一方の締約国内に恒久的施設を有するものとはされない。 7 一方の締約国の居住者である法人が、他方の
---	---	---	---

締約国の居住者である法人若しくは他方の締約国内において事業(恒久的施設を通じて行われるものであるかを問わない。)を行う法人を支配し、又はこれらに支配されているという事実のみによつては、いずれの一方の法人も、他方の法人の恒久的施設とはされない。

第六条

1 一方の締約国の居住者が他方の締約国内に存在する不動産から取得する所得(農業又は林業から生ずる所得を含む。)に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 「不動産」とは、当該財産が存在する締約国の法令における不動産の意義を有するものとする。「不動産」には、いかなる場合にも、不動産に附属する財産、農業又は林業に用いられる家畜類及び設備、不動産に関する一般法の規定の適用がある権利、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金(変動制であるか固定制であるかを問わない。)を受領する権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。

3 1の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他のすべての形式による使用から生ずる所得について適用する。

4 1及び3の規定は、企業の不動産から生ずる所得についても、適用する。

第七条

1 一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行わない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。一方の締約国の企業が他方

の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、その企業の利得のうち当該恒久的施設に帰せられる部分に対してのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 3の規定に従うことを条件として、一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、当該恒久的施設が、同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行う別個のかつ分離した企業であつて、当該恒久的施設を有する企業と全く独立の立場で取引を行うものであるとしたならば当該恒久的施設が取得したとみられる利得が、各締約国において当該恒久的施設に帰せられるものとする。

3 恒久的施設の利得を決定するに当たつては、経営費及び一般管理費を含む費用であつて当該恒久的施設のために生じたものは、当該恒久的施設が存在する締約国内において生じたものであるか他の場所において生じたものであるかを問わず、控除することを認められる。

4 恒久的施設が企業のために物品又は商品の単なる購入を行ったことを理由としては、いかなる利得も、当該恒久的施設に帰せられることはない。

5 1から4までの規定の適用上、恒久的施設に帰せられる利得は、毎年同一の方法によつて決定する。ただし、別の方法を用いることにつき正当な理由がある場合は、この限りでない。

6 他の条で別個に取り扱われている種類の所得が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条の規定は、この条の規定によつて影響されることはない。

第八条

1 一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによつて取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 第二条の規定にかかわらず、一方の締約国の企業は、船舶又は航空機を国際運輸に運用することにつき、ブルネイ・ダルサラーム国の企業である場合には日本国の事業税、日本国の企業である場合には日本国の事業税に類似する税でブルネイ・ダルサラーム国において今後課されることのあるものを免除される。

3 1及び2の規定は、共同計算、共同経営又は国際経営共同体に参加していることによつて取得する利得についても、適用する。

第九条

1 次の(a)又は(b)の規定に該当する場合であつて、そのいずれの場合においても、商業上又は資金上の関係において、双方の企業の間、独立の企業の間、に設けられる条件と異なる条件が設けられ、又は課されているときは、その条件がないとしたならば一方の企業の利得となつたとみられる利得であつてその条件のために当該一方の企業の利得となつたものに対しては、これを当該一方の企業の利得に算入して租税を課することができる。

(a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配又は資本に直接又は間接に参加している場合

(b) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配又は資本に直接又

は間接に参加している場合

2 一方の締約国が、他方の締約国において租税を課された当該他方の締約国の企業の利得を1の規定により当該一方の締約国の企業の利得に算入して租税を課する場合において、両締約国の権限のある当局が、協議の上、その算入された利得の全部又は一部が、双方の企業の間、に設けられた条件が独立の企業の間、に設けられたであらう条件であつたとしたならば当該一方の締約国の企業の利得となつたとみられる利得であることに合意するときは、当該他方の締約国は、その合意された利得に対して当該他方の締約国において課された租税の額について適当な調整を行う。この調整に当たつては、この協定の他の規定に妥当な考慮を払う。

3 1の規定にかかわらず、締約国は、1に規定する条件がないとしたならば当該締約国の企業の利得として更正の対象となつたとみられる利得に係る課税年度の終了時から七年を経過した後は、1に規定する状況においても、当該締約国の当該企業の当該利得の更正をしてはならない。この3の規定は、不正に租税を免れた利得については、適用しない。

第十条

1 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1に規定する配当に対しては、これを支払う法人が居住者とされる一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該配当

官 報 (号 外)

の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、次の額を超えないものとする。	6 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国内から利得又は所得を取得する場合に、当該他方の締約国は、当該法人の支払う配当及び当該法人の留保所得については、これらの配当及び留保所得の全部又は一部が当該他方の締約国内において生じた利得又は所得から成るときにおいても、当該配当（当該他方の締約国の居住者に支払われる配当及び配当の支払の基因となった株式その他の持分が当該他方の締約国内にある恒久的施設と実質的な関連を有するものである場合の配当を除く。）に対していかなる租税も課することができず、また、当該留保所得に対して租税を課することができない。	する機関である場合 (b) 当該利子の受益者が当該他方の締約国の居住者であつて、当該利子が当該他方の締約国の政府、当該他方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体、当該他方の締約国の中央銀行又は当該他方の締約国の政府が全面的に所有される機関によつて保証された債権、これらによつて保険の引受けが行われた債権又はこれらによる間接融資に係る債権に関して支払われる場合	生じた所得、特に、公債、債券又は社債から生じた所得（公債、債券又は社債の割増金及び賞金を含む。）及び他の所得で当該所得が生じた締約国の租税に関する法令上貸付金から生じた所得と同様に取り扱われるものをいう。前条で取り扱われる所得は、この協定の適用上利子には該当しない。
(a) 当該配当の受益者が、当該配当の支払を受ける者が特定される日をその末日とする六箇月の期間を通じて、当該配当を支払う法人の議決権のある株式の十パーセント以上を直接又は間接に所有する法人である場合には、当該配当の額の五パーセント (b) その他のすべての場合には、当該配当の額の十パーセント この2の規定は、当該配当を支払う法人のその配当に充てられる利得に対する課税に影響を及ぼすものではない。	1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができない。 2 1に規定する利子に対しては、当該利子が生じた一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該利子の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該利子の額の十パーセントを超えないものとする。	4 3の規定の適用上、「中央銀行」及び「政府が全面的に所有する機関」とは、次のものをいう。 (a) 日本国については、 (i) 日本銀行 (ii) 日本政策金融公庫 (iii) 独立行政法人国際協力機構 (iv) 独立行政法人日本貿易保険 (v) 日本国政府が全面的に所有するその他の類似の機関で両締約国の政府が外交上の公文の交換により随時合意するもの (b) ブルネイ・ダルサラーム国については、 (i) ブルネイ通貨資金理事会 (ii) ブルネイ投資庁 (iii) 被用者信託基金 (iv) ブルネイ・ダルサラーム国政府が全面的に所有するその他の類似の機関で両締約国の政府が外交上の公文の交換により随時合意するもの	6 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である利子の受益者が、当該利子の生じた他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該利子の支払の基因となった債権が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。
3 2(a)の規定は、日本国における課税所得の計算上受益者に対して支払う配当を控除することができない法人によつて支払われる配当については、適用しない。 4 この条において、「配当」とは、株式その他の利得の分配を受ける権利（信用に係る債権を除く。）から生ずる所得及びその分配を行う法人が居住者とされる締約国の租税に関する法令上株式から生ずる所得と同様に取り扱われる所得をいう。	3 2の規定は、一方の締約国の居住者である配当の受益者が、当該配当を支払う法人が居住者とされる他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該配当の支払の基因となった株式その他の持分が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。	5 この条において、「利子」とは、すべての種類の信用に係る債権（担保の有無及び債務者の利得の分配を受ける権利の有無を問わない）から	7 利子は、その支払者が一方の締約国の居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、利子の支払者が、一方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、当該利子の支払の基因となった債務が当該恒久的施設について生じ、かつ、当該利子が当該恒久的施設によつて負担されるものであるときは、当該支払者がいずれかの締約国の居住者であるかを問わず、当該利子は、当該恒久的施設が存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。
5 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である配当の受益者が、当該配当を支払う法人が居住者とされる他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該配当の支払の基因となった株式その他の持分が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。	3 2の規定は、一方の締約国内において生ずる利子であつて、次のいずれかの場合に該当するものについては、他方の締約国においてのみ租税を課することができる。 (a) 当該利子の受益者が、当該他方の締約国の政府、当該他方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体、当該他方の締約国の中央銀行又は当該他方の締約国の政府が全面的に所有	5 この条において、「利子」とは、すべての種類の信用に係る債権（担保の有無及び債務者の利得の分配を受ける権利の有無を問わない）から	8 利子の支払の基因となった債権について考慮した場合において、利子の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、当該利子の額が、その関係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意

したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうちその超過する部分に対しては、この協定の他の規定に妥当な考慮を払った上で、各締約国の法令に従って租税を課することができる。

第十二条

1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1に規定する使用料に対しては、当該使用料が生じた一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従って租税を課することができる。その租税の額は、当該使用料の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該使用料の額の十パーセントを超えないものとする。

3 この条において、「使用料」とは、文学上、芸術上若しくは学術上の著作物（映画フィルム及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム又はテープを含む。）の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用の権利の対価として、又は産業上、商業上若しくは学術上の経験に関する情報の対価として受領されるすべての種類の支払金をいう。

4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である使用料の受益者が、当該使用料の生じた他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該使用料の支払の基因となった権利又は財産が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、

は、第七条の規定を適用する。

5 使用料は、その支払者が一方の締約国の居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、使用料の支払者が、一方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、当該使用料を支払う債務が当該恒久的施設について生じ、かつ、当該使用料が当該恒久的施設によって負担されるものであるときは、当該支払者がいずれかの締約国の居住者であるかを問わず、当該使用料は、当該恒久的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。

6 使用料の支払の基因となった使用、権利又は情報について考慮した場合において、使用料の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、当該使用料の額が、その関係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうちその超過する部分に対しては、この協定の他の規定に妥当な考慮を払った上で、各締約国の法令に従って租税を課することができる。

第十三条

1 一方の締約国の居住者が第六条に規定する不動産であつて他方の締約国内に存在するものの譲渡によつて取得する収益に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 一方の締約国の居住者が法人の株式又は組合若しくは信託財産の持分の譲渡によつて取得する収益に対しては、その法人、組合又は信託財

産の資産の価値の五十パーセント以上が第六条に規定する不動産であつて他方の締約国内に存在するものにより直接又は間接に構成される場合に限り、当該他方の締約国において租税を課することができる。ただし、当該譲渡に係る株式又は持分と同じ種類の株式又は持分（以下「同種の株式等」という。）が公認の有価証券市場において取引され、かつ、当該一方の締約国の居住者及びその特殊関係者が所有する同種の株式等の数が同種の株式等の総数の五十パーセント以下である場合は、この限りでない。

3 2の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の発行した株式の譲渡によつて取得する収益に対しては、次の(a)及び(b)に規定する要件を満たす場合には、当該他方の締約国において租税を課することができる。

(a) 譲渡者が所有する株式当該譲渡者の特殊関係者が所有する株式であつて当該譲渡者が所有するものと合算されるものを含む。の数が、当該譲渡が行われた課税年度中のいずれかの時点において当該法人の発行済株式の総数の二十五パーセント以上であること。

(b) 譲渡者及びその特殊関係者が当該譲渡が行われた課税年度中に譲渡した株式の総数が、当該法人の発行済株式の総数の五パーセント以上であること。

4 2及び3の規定にかかわらず、一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産を構成する財産（不動産を除く。）の譲渡から生ずる収益（当該恒久的施設の譲渡又は企業全体の譲渡の一部としての当該恒久的施

設の譲渡から生ずる収益を含む。）に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

5 一方の締約国の企業が国際運輸に運用する船舶若しくは航空機又はこれらの船舶若しくは航空機の運用に係る財産（不動産を除く。）の譲渡によつて当該企業が取得する収益に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

6 1から5までに規定する財産以外の財産の譲渡から生ずる収益に対しては、譲渡者が居住者とされる締約国においてのみ租税を課することができる。

第十四条

1 次条、第十七条及び第十八条の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者がその勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、勤務が他方の締約国内において行われな限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 1の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内において行う勤務について取得する報酬に対しては、次の(a)から(c)までに規定する要件を満たす場合には、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(a) 当該課税年度において開始し、又は終了するいずれの十二箇月の期間においても、報酬の受領者が当該他方の締約国内に滞在する期

間が合計百八十三日を超えないこと。

(b) 報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われるものであること。

(c) 報酬が雇用者の当該他方の締約国内に有する恒久的施設によって負担されるものでないこと。

3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の企業が国際運輸に運用する船舶又は航空機内において行われる勤務に係る報酬に対しては、当該一方の締約国において租税を課することができる。

第十五条

一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の役員で取得する役員報酬その他これに類する支払金に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第十六条

1 第七条及び第十四条の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が演劇、映画、ラジオ若しくはテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人又は運動家として他方の締約国内で行う個人的活動によって取得する所得に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 一方の締約国内で行う芸能人又は運動家としての個人的活動に関する所得が当該芸能人又は運動家以外の者に帰属する場合には、当該所得に対しては、第七条及び第十四条の規定にかかわらず、当該芸能人又は運動家の活動が行われる当該一方の締約国において租税を課することができる。

第十七条

次条2の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者に支払われる退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

第十八条

1 (a) 政府の職務の遂行として一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体に対し提供される役務につき、個人に対し、当該一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によって支払われる給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(b) もっとも、当該役務が他方の締約国内において提供され、かつ、当該個人が次の(i)又は(ii)の規定に該当する当該他方の締約国の居住者である場合には、その給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(i) 当該他方の締約国の国民
(ii) 専ら当該役務を提供するため当該他方の締約国の居住者となつた者でないもの

2 (a) 1の規定にかかわらず、一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体に対し提供される役務につき、個人に対し、当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によって支払われ、又は当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体が拠出し、若しくは設立した基金から支払われる退職年金その他これに類する報酬

に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(b) もっとも、当該個人が他方の締約国の居住者であり、かつ、当該他方の締約国の国民である場合には、当該退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

3 一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体の行う事業に関連して提供される役務につき支払われる給料、賃金、退職年金その他これらに類する報酬については、第十四条から前条までの規定を適用する。

第十九条

専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者であつて、現に他方の締約国の居住者であるもの又はその滞在の直前に他方の締約国の居住者であつたものがその生計、教育又は訓練のために受け取る給付当該一方の締約国外から支払われるものに限り、については、当該一方の締約国においては、租税を課することができない。この条に定める租税の免除は、事業修習者については、当該一方の締約国内において最初に訓練を開始した日から三年を超えない期間についてのみ適用する。

第二十条

この協定の他の規定にかかわらず、匿名組合契約その他これに類する契約に関連して匿名組合員が取得する所得及び収益に対しては、当該所得及び収益が生ずる締約国において当該締約国の法令に従つて租税を課することができる。

第二十一条

1 一方の締約国の居住者が受益者である所得（源泉地を問わない。）であつて前各条に規定が

ないもの（以下この条において「その他の所得」という。）に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 1の規定は、一方の締約国の居住者であるその他の所得（第六条2に規定する不動産から生ずる所得を除く。）の受益者が、他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該その他の所得の支払の基因となつた権利又は財産が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、当該その他の所得については、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

3 1に規定する一方の締約国の居住者と支払者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、その他の所得の額が、その関係がないとしたならば当該居住者及び当該支払者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうちその超過する部分に対しては、この協定の他の規定に妥当な考慮を払つた上で、各締約国の法令に従つて租税を課することができる。

第二十二条

1 日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに関する日本国の法令の規定に従い、

(a) 日本国の居住者がこの協定の規定に従つてブルネイ・ダルサラーム国において租税を課される所得をブルネイ・ダルサラーム国内において取得する場合には、当該所得について納付されるブルネイ・ダルサラーム国の租税の額は、当該居住者に対して課される日本国の

の租税の額から控除する。ただし、控除の額は、日本国の租税の額のうち当該所得に対応する部分を越えないものとする。

(b) ブルネイ・ダルサラーム国内において取得される所得が、ブルネイ・ダルサラーム国の居住者である法人により、当該法人の議決権のある株式又は発行済株式の二十五パーセント以上を配当の支払義務が確定する日に先立つ六箇月の期間を通じて所有する日本国の居住者である法人に対して支払われる配当である場合には、日本国の租税からの控除を行うに当たり、当該配当を支払う法人によりその所得について納付されるブルネイ・ダルサラーム国の租税を考慮に入れるものとする。

2 ブルネイ・ダルサラーム国外の領域において納付される租税をブルネイ・ダルサラーム国の租税から控除することに関するブルネイ・ダルサラーム国の法令(その一般原則に影響を及ぼさないものに限る。)の規定に従い、日本国内の源泉から生ずる所得につき、日本国の法令及びこの協定に従い直接に又は源泉徴収によって納付される租税は、その日本国の租税の算定の基礎となった当該所得について算定されるブルネイ・ダルサラーム国の租税から控除する。ただし、控除の額は、その控除が行われる前に算定されたブルネイ・ダルサラーム国の租税の額のうち当該所得に対応する部分を越えないものとする。

3 1及び2の規定の適用上、一方の締約国の居住者が受益者である所得であつてこの協定の規定に従つて他方の締約国において租税を課されるものは、当該他方の締約国内の源泉から生じたものとみなす。

第二十三条

1 一方の締約国の国民は、他方の締約国において、租税若しくはこれに関連する要件であつて、特に居住者であるか否かに関し同様の状況にある当該他方の締約国の国民に課されておらず若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外のもの又はこれらよりも重いものを課されることはない。この1の規定は、第一条の規定にかかわらず、いずれの締約国の居住者でもない者にも、適用する。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行う当該他方の締約国の企業に対して課される租税よりも不利に課されることはない。この2の規定は、一方の締約国に対し、家族の状況又は家族を扶養するための負担を理由として当該一方の締約国の居住者に認める租税上の人的控除、救済及び軽減を他方の締約国の居住者に認めることを義務付けるものと解してはならない。

3 第九条1、第十一条8、第十二条6又は第二十一条3の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の企業が他方の締約国の居住者に支払った利子、使用料その他の支払金については、当該一方の締約国の企業の課税対象利得の決定に当たつて、当該一方の締約国の居住者に支払われたとした場合における条件と同様の条件で控除するものとする。

4 一方の締約国の企業であつてその資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者により直接又は間接に所有され、又は支配されているものは、当該一方の締約国において、租税若しくはこれに関連する要件であつて、当

該一方の締約国の類似の他の企業に課されておらず若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外のもの又はこれらよりも重いものを課されることはない。

5 第二条の規定にかかわらず、この条の規定は、締約国又は締約国の地方政府若しくは地方公共団体によつて課されるすべての種類の租税に適用する。

第二十四条

1 一方の又は双方の締約国の措置によりこの協定の規定に適合しない課税を受けたと認める者又は受けることになると認める者は、当該事案について、当該一方の又は双方の締約国の法令に定める救済手段とは別に、自己が居住者である締約国の権限のある当局に対して又は当該事案が前条1の規定の適用に関するものである場合には自己が国民である締約国の権限のある当局に対して、申立てをすることができ。当該申立ては、この協定の規定に適合しない課税に係る措置の最初の通知の日から三年以内に、しなければならぬ。

2 権限のある当局は、1に規定する申立てを正当と認めるが、自ら満足すべき解決を与えることができない場合には、この協定の規定に適合しない課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局との合意によつて当該事案を解決するよう努める。成立したすべての合意は、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。

3 両締約国の権限のある当局は、この協定の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑義を合意によつて解決するよう努める。両締約国の権限のある当局は、また、この協定に定めのない場

合における二重課税を除去するため、相互に協議することができる。

4 両締約国の権限のある当局は、2及び3に規定する合意に達するため、直接相互に通信することができ。

第二十五条

1 両締約国の権限のある当局は、この協定の規定の実施又は両締約国若しくはそれらの地方政府若しくは地方公共団体が課するすべての種類の租税に関する両締約国の法令(当該法令に基づく課税がこの協定の規定に反しない場合に限り。)の規定の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。情報の交換は、第一条及び第二条の規定による制限を受けない。

2 1の規定に基づき一方の締約国が受領した情報は、当該一方の締約国がその法令に基づいて入手した情報と同様に秘密として取り扱うものとし、1に規定する租税の賦課若しくは徴収、これらの租税に関する執行若しくは訴追、これらの租税に関する不服申立てについての決定又はこれらの監督に関与する者又は当局(裁判所及び行政機関を含む。)に対してのみ、開示される。これらの者又は当局は、当該情報をそのような目的のためにのみ使用する。これらの者又は当局は、当該情報を公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができ。

3 1及び2の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。

(a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。

(b) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない情報を提供するものと。 (c) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反することになる情報を提供すること。 4 一方の締約国は、他方の締約国がこの条の規定に従って当該一方の締約国に対し情報の提供を要請する場合には、自己の課税目的のために必要でないときであつても、当該情報を入手するために必要な手段を講ずる。一方の締約国がそのような手段を講ずるに当たっては、3の規定に定める制限に従うが、その制限は、いかなる場合にも、当該情報が自己の課税目的のために必要でないことを理由としてその提供を拒否することを認めるものと解してはならない。 5 3の規定は、提供を要請された情報が銀行その他の金融機関、名義人、代理人若しくは受託者が有する情報又はある者の所有に関する情報であることのみを理由として、一方の締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならない。 第二十六条 1 両締約国は、この協定に基づく租税の免除又は税率の軽減が、このような特典を受ける権利を有しない者によつて享受されることのないようにするために必要とされる範囲において、租税の徴収につき相互に支援を行うよう努める。その徴収を行う締約国は、このようにして徴収された金額につき他方の締約国に対して責任を負う。	2 1の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。 (a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。 (b) 公の秩序に反することになる措置をとること。 第二十七条 この協定のいかなる規定も、国際法の一般原則又は特別の協定に基づく外交使節団又は領事機関の構成員の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。 第二十八条 1 この協定は、両締約国のそれぞれの国内法上の手続に従つて承認されなければならない。この協定は、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。 2 この協定は、次のものについて適用する。 (a) 日本国については、 (i) 源泉徴収される租税に関しては、この協定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に租税を課される額 (ii) 源泉徴収されない所得に対する租税に関しては、この協定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得 (iii) その他の租税に関しては、この協定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税 (b) ブルネイ・ダルサラーム国については、 (i) ブルネイ・ダルサラーム国の租税に関し	ては、この協定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する賦課年度分のも (ii) その他の租税に関しては、この協定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する賦課年度分のもの 第二十九条 この協定は、一方の締約国によつて終了せられる時まで効力を有する。いずれの一方の締約国も、この協定の効力発生の日から五年の期間が満了した後に開始する各暦年の末日の六箇月前までに、外交上の経路を通じて、他方の締約国に対し終了の通告を行うことにより、この協定を終了させることができる。この場合には、この協定は、次のものにつき適用されなくなる。 (a) 日本国については、 (i) 源泉徴収される租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に租税を課される額 (ii) 源泉徴収されない所得に対する租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得 (iii) その他の租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税 (b) ブルネイ・ダルサラーム国については、 (i) ブルネイ・ダルサラーム国の租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する賦課年度分のもの (ii) その他の租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する賦課年度分のもの	以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。 二千九年一月二十日に東京で、英語により本書二通を作成した。 日本国のために 中曽根弘文 ブルネイ・ダルサラーム国のために モハメッド・ボルキア 議定書 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定(以下「協定」という)の署名に当たり、日本国及びブルネイ・ダルサラーム国は、協定の不可分の一部を成す次の規定を協定した。 1 協定第四条1の規定に関し、 「一方の締約国の居住者」には、当該一方の締約国の政府により設置された法令上の組織及び当該一方の締約国の政府が全面的に所有する機関を含むことが了解される。 2 協定第十三条2の規定に関し、 「公認の有価証券市場」とは、次のものをいうことが了解される。 (a) 日本国の金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)に基づき設立された金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会により設立された有価証券市場 (b) 同規定の適用上、両締約国の権限のある当
---	---	--	---

3 局が公認の有価証券市場として合意するもの
協定第二十五条5の規定に関し、

(a) 同規定は、一方の締約国が公の秩序を理由として、協定第十一条4に規定する機関が所有する情報の提供を拒否することを妨げるものと解してはならないことが了解される。

(b) 一方の締約国は、弁護士その他の法律事務代理人がその職務に関してその依頼者との間で行う通信に関する情報であつて、当該一方の締約国の法令に基づいて保護されるものについては、その提供を拒否することができ

4 この協定と経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定(以下「経済連携協定」という。)との関係に関し、経済連携協定のいかなる規定も、この協定に基づく各締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。この協定と経済連携協定とが抵触する場合に、その抵触の限度において、この協定が優先する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千九百九十九年一月二十日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国のために
中曾根弘文

ブルネイ・ダルサラーム国のために
モハメッド・ボルキア

平成二十一年六月二十五日 衆議院会議録第四十二号

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の締結について承認を求めるの件に関する報告書

本件の目的及び要旨

政府は、ブルネイ・ダルサラーム国との間の所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための協定を締結するため、平成十九年十一月以来ブルネイ政府との間で交渉を行ってきた。その結果、協定案文について最終的合意に達し、平成二十一年一月二十日に東京において、本協定の署名が行われた。

本協定は、これまでに我が国が諸外国との間で締結してきた租税条約と同様に、経済的交流、人的交流等に伴って発生する国際的な二重課税を回避することを目的として、我が国とブルネイとの間で課税権を調整するもので、その主な内容は次のとおりである。

1 この協定が適用される租税は、日本国については所得税、法人税及び住民税、ブルネイについては所得税及び石油利得税とする。

2 一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合における当該恒久的施設に帰せられる所得についてのみ当該他方の締約国において課税することができること。

3 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において課税することができるが、同配当に対しては、当該配当を支払う

法人が居住者とされる一方の締約国においても、配当の受益者が当該配当を支払う法人の議決権のある株式の十パーセント以上を直接又は間接に所有する法人である場合には当該配当額の五パーセントを、その他のすべての場合には当該配当額の十パーセントを、それぞれ超えない額の課税をすることができると。

4 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国において課税することができるが、同利子に対しては、当該利子が生じた一方の締約国においても、十パーセントを超えない額の課税をすることができると(ただし、政府、中央銀行等が受け取る利子は免税)。

5 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者が受益者である著作権、特許権、商標権等の使用料に対しては、当該他方の締約国において課税することができるが、同使用料に対しては、当該使用料が生じた一方の締約国においても、十パーセントを超えない額の課税をすることができると。

6 両締約国の権限のある当局は、この協定に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができること。

7 両締約国の権限のある当局は、この協定の規定の実施又は両締約国が課するすべての種類の租税に関する両締約国の法令の規定の運用若しくは執行に関連する情報を交換すること。

なお、協定の不可分の一部を成す議定書は、情報の提供を拒否できる場合の内容、経済上の連携に関する日本国とブルネイとの間の協定と本協定とが抵触する場合に本協定が優先すること等を規定している。

本協定は、その承認を通知する外交上の公文の交換の日(後三十日目の日)に効力を生ずることになっている。

よつて政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

二 本件の議決理由

本協定を締結することは、我が国とブルネイとの間の二重課税回避の制度が整備され、両国間の資本、人的資源等の交流が一層促進されることが期待されるので、有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。右報告する。

平成二十一年六月二十四日

外務委員長 河野 太郎
衆議院議長 河野 洋平殿

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカザフスタン共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

右
国会に提出する。

平成二十一年二月二十四日

内閣総理大臣臨時代理 河村 建夫
国 務 大 臣

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書
の件及び同報告書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカザフスタン共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカザフスタン共和国との間の条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理 由

政府は、日本国とカザフスタン共和国との間における所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のため、平成二十年十二月十九日に東京で、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカザフスタン共和国との間の条約に署名した。よって、この条約を締結することとしたい。これが、この案件を提出する理由である。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカザフスタン共和国との間の条約

日本国及びカザフスタン共和国は、所得に対する租税に関し、二重課税を回避し、及び脱税を防止するための条約を締結することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。

第二条

1 この条約は、次の租税について適用する。

- (a) カザフスタンについては、
 - (i) 法人所得税
 - (ii) 個人所得税
- (以下「カザフスタンの租税」という。)
- (b) 日本国については、
 - (i) 所得税
 - (ii) 法人税
 - (iii) 住民税
- (以下「日本国の租税」という。)

2 この条約は、1に掲げる租税に加えて又はこれに代わってこの条約の署名の日の後に課される租税であつて、1に掲げる租税と同一であるもの又は実質的に類似するものについても、適用する。両締約国の権限のある当局は、各締約国の租税に関する法令について行われた重要な改正を、その改正後の妥当な期間内に、相互に通知する。

第三条

1 この条約の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

- (a) 「カザフスタン」とは、カザフスタン共和国をいい、地理的意味で用いる場合には、カザフスタン共和国の領域並びにカザフスタンの法令及びカザフスタンが締約国である国際協定に基づきカザフスタンが主権的権利及び管轄権を行使する区域を含む。
- (b) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されているすべての領域（領海を含む。）及びその領域の外側に位置する区域であつて、日本国が

国際法に基づき主権的権利を有し、かつ、日本国の租税に関する法令が施行されているすべての区域（海底及びその下を含む。）をいう。

- (c) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はカザフスタンをいう。
- (d) 「租税」とは、文脈により、日本国の租税又はカザフスタンの租税をいう。
- (e) 「者」には、個人、法人及び法人以外の団体を含む。
- (f) 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に関し法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。
- (g) 「企業」は、あらゆる事業の遂行について用いる。
- (h) 「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業及び他方の締約国の居住者が営む企業をいう。
- (i) 「国際運輸」とは、一方の締約国の企業が運用する船舶又は航空機による運送（他方の締約国内の地点の間においてのみ運用される船舶又は航空機による運送を除く。）をいう。
- (j) 「国民」とは、次の者をいう。
 - (i) カザフスタンについては、カザフスタンの国籍を有するすべての個人及びカザフスタンにおいて施行されている法令によつてその地位を与えられたすべての法人、組合又は団体
 - (ii) 日本国については、日本国の国籍を有するすべての個人、日本国の法令に基づいて

設立され、又は組織されたすべての法人及び法人格を有しないが日本国の租税に関し日本国の法令に基づいて設立され、又は組織された法人として取り扱われるすべての団体

- (k) 「権限のある当局」とは、次の者をいう。
 - (i) カザフスタンについては、財務省又は権限を与えられたその代理者
 - (ii) 日本国については、財務大臣又は権限を与えられたその代理者
- (l) 「事業」には、自由職業その他の独立の性格を有する活動を含む。

2 一方の締約国によるこの条約の適用に際しては、この条約において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この条約の適用を受ける租税に関する当該一方の締約国の法令において当該用語がその適用の時点で有する意義を有するものとする。当該一方の締約国において適用される租税に関する法令における当該用語の意義は、当該一方の締約国の他の法令における当該用語の意義に優先するものとする。

第四条

1 この条約の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、当該一方の締約国の法令の下において、住所、居所、本店又は主たる事務所の所在地、事業の管理の場所、法人の設立場所その他これらに類する基準により当該一方の締約国において課税を受けるべきものとされる者をいい、当該一方の締約国及び当該一方の締約国の地方政府又は地方公共団体を含む。ただし、「一方の締約国の居住者」には、当該一方の締約国内に

源泉のある所得のみについて当該一方の締約国において租税を課される者を含まない。

2 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する個人については、次のとおりその地位を決定する。

(a) 当該個人は、その使用する恒久的住居が所在する締約国の居住者とみなす。その使用する恒久的住居を双方の締約国内に有する場合には、当該個人は、その人的及び経済的關係がより密接な締約国(重要な利害關係の中心がある締約国)の居住者とみなす。

(b) その重要な利害關係の中心がある締約国を決定することができない場合又はその使用する恒久的住居をいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、その有する常用の住居が所在する締約国の居住者とみなす。

(c) その常用の住居を双方の締約国内に有する場合又はこれをいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、当該個人が国民である締約国の居住者とみなす。

(d) (a)から(c)までの規定により居住者の地位を決定することができない場合には、両締約国の権限のある当局は、合意により当該事案を解決する。

3 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外のものについては、両締約国の権限のある当局は、合意により、この条約の適用上その者が居住者とみなされる締約国を決定する。両締約国の権限のある当局による合意がない場合には、その者は、この条約により認められる特典第二十三条及び第二十四条の規定により認められる特典を除く。)を要求する上

で、いずれの締約国の居住者ともされない。

第五条

1 この条約の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行う一定の場所であつて企業がその事業の全部又は一部を行っているものをいう。

2 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。

- (a) 事業の管理の場所
 - (b) 支店
 - (c) 事務所
 - (d) 工場
 - (e) 作業場
 - (f) 鉱山、石油若しくは天然ガスの坑井又は採石場
 - (g) 天然資源の探査若しくは採取のために使用する設備若しくは構築物又は天然資源の探査若しくは採取の場所
- 3 建築工事現場又は建設若しくは据付けの工事については、これらの工事現場又は工事が十二箇月を超える期間存続する場合には、恒久的施設を構成するものとする。
- 4 1から3までの規定にかかわらず、次のことを行う場合は、「恒久的施設」に当たらないものとする。

- (a) 企業に属する物品又は商品の保管、展示又は引渡しのためにのみ施設を使用すること。
- (b) 企業に属する物品又は商品の在庫を保管、展示又は引渡しのためにのみ保有すること。
- (c) 企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。
- (d) 企業のために物品若しくは商品を購入し、又は情報を収集することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。

(e) 企業のためにその他の準備的又は補助的な性格の活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。

(f) (a)から(e)までに規定する活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。ただし、当該一定の場所におけるこのような組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものである場合に限り。

5 1及び2の規定にかかわらず、企業に代わつて行動する者(6の規定が適用される独立の地位を有する代理人を除く。)が、一方の締約国内で、当該企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、この権限を反復して行使する場合には、当該企業は、その者が当該企業のために行うすべての活動について、当該一方の締約国内に恒久的施設を有するものとされる。ただし、その者の活動が4に規定する活動(事業を行う一定の場所で行われたとしても、4の規定により当該一定の場所が恒久的施設であるものとされないようなもの)のみである場合は、この限りでない。

6 企業は、通常の方法でその業務を行う仲立人、問屋その他の独立の地位を有する代理人を通じて一方の締約国内で事業を行つていよう理由のみでは、当該一方の締約国内に恒久的施設を有するものとはされない。

7 一方の締約国の居住者である法人が、他方の締約国の居住者である法人若しくは他方の締約国内において事業(恒久的施設を通じて行われるものであるか否かを問わない。)を行う法人を支配し、又はこれらに支配されているという事

実のみによつては、いずれの一方の法人も、他方の法人の恒久的施設とはされない。

第六条

1 一方の締約国の居住者が他方の締約国内に存在する不動産から取得する所得(農業又は林業から生ずる所得を含む。)に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 「不動産」とは、当該財産が存在する締約国の法令における不動産の意義を有するものとする。「不動産」には、いかなる場合にも、不動産に附属する財産、農業又は林業に用いられる家畜類及び設備、不動産に関する一般法の規定の適用がある権利、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金(変動制であるか固定制であるかを問わない。)を受領する権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。

3 1の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他のすべての形式による使用から生ずる所得について適用する。

4 1及び3の規定は、企業の不動産から生ずる所得についても、適用する。

第七条

1 一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行わない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、その企業の利得のうち当該恒久的施設に帰せられる部分に対してのみ、当該他方の締約国において

官 報 (号 外)

租税を課することができる。 2 3の規定に従うことを条件として、一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、当該恒久的施設が、同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行う別個のかつ分離した企業であつて、当該恒久的施設を有する企業と全く独立の立場で取引を行うものであるとしたならば当該恒久的施設が取得したとみられる利得が、各締約国において当該恒久的施設に帰せられるものとする。 3 恒久的施設の利得を決定するに当たっては、経営費及び一般管理費を含む費用であつて当該恒久的施設のために生じたものは、当該恒久的施設が存在する締約国内において生じたものであるか他の場所において生じたものであるかを問わず、控除することを認められる。 4 恒久的施設が企業のために物品又は商品の単なる購入を行ったことを理由としては、いかなる利得も、当該恒久的施設に帰せられることはない。 5 1から4までの規定の適用上、恒久的施設に帰せられる利得は、毎年同一の方法によつて決定する。ただし、別の方法を用いることにつき正当な理由がある場合は、この限りでない。 6 他の条で別個に取り扱われている種類の所得が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条の規定は、この条の規定によつて影響されることはない。	課することができる。 2 第二条の規定にかかわらず、一方の締約国の企業は、船舶又は航空機を国際運輸に運用することにつき、カザフスタンの企業である場合には日本国の事業税、日本国の企業である場合には日本国の事業税に類似する税でカザフスタンにおいて今後課されることのあるものを免除される。 3 1及び2の規定は、共同計算、共同経営又は国際経営共同体に参加していることによつて取得する利得についても、適用する。	た利得の全部又は一部が、双方の企業の間で設けられた条件が独立の企業の間で設けられたであろう条件であつたとしたならば当該一方の締約国の企業の利得となつたとみられる利得であることに同意するときは、当該他方の締約国は、その同意された利得に対して当該他方の締約国において課された租税の額について適当な調整を行う。この調整に当たっては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払う。 3 1の規定にかかわらず、締約国は、1に規定する条件がないとしたならば当該締約国の企業の利得として更正の対象となつたとみられる利得に係る課税年度の終了時から七年を経過した後は、1に規定する状況においても、当該締約国の当該企業の当該利得の更正をしてはならない。この3の規定は、不正に租税を免れた利得については、適用しない。	配当の額の五パーセント (b) その他のすべての場合には、当該配当の額の十五パーセント この2の規定は、当該配当を支払う法人のその配当に充てられる利得に対する課税に影響を及ぼすものではない。 3 2(a)の規定は、配当を支払う法人が居住者とされる一方の締約国における課税所得の計算上受益者に対して支払う配当を控除することができる法人によつて支払われる配当については、適用しない。 4 この条において、「配当」とは、株式その他の利得の分配を受ける権利(信用に係る債権を除く。)から生ずる所得及びその分配を行う法人が居住者とされる締約国の租税に関する法令上株式から生ずる所得と同様に取り扱われる所得をいう。 5 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である配当の受益者が、当該配当を支払う法人が居住者とされる他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。 6 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国内から利得又は所得を取得する場合には、当該他方の締約国は、当該法人の支払う配当及び当該法人の留保所得については、これらの配当及び留保所得の全部又は一部が当該他方の締約国内において生じた利得又は所得から成るときにおいても、当該配当(当該他方の締約国の
1 一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによつて取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を	1 次の(a)又は(b)の規定に該当する場合であつて、そのいずれの場合においても、商業上又は資金上の関係において、双方の企業の間で、独立の企業の間で設けられる条件と異なる条件が設けられ、又は課されているときは、その条件がないとしたならば一方の企業の利得となつたとみられる利得であつてその条件のために当該一方の企業の利得となつたものに対しては、これを当該一方の企業の利得に算入して租税を課することができる。 (a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配又は資本に直接又は間接に参加している場合 (b) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配又は資本に直接又は間接に参加している場合 2 一方の締約国が、他方の締約国において租税を課された当該他方の締約国の企業の利得を1の規定により当該一方の締約国の企業の利得に算入して租税を課する場合において、両締約国の権限のある当局が、協議の上、その算入され	1 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。 2 1に規定する配当に対しては、これを支払う法人が居住者とされる一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該配当の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、次の額を超えないものとする。 (a) 当該配当の受益者が、当該配当の支払を受ける者が特定される日をその末日とする六箇月の期間を通じて、当該配当を支払う法人の議決権のある株式の十パーセント以上を直接又は間接に所有する法人である場合には、当該	6 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国内から利得又は所得を取得する場合には、当該他方の締約国は、当該法人の支払う配当及び当該法人の留保所得については、これらの配当及び留保所得の全部又は一部が当該他方の締約国内において生じた利得又は所得から成るときにおいても、当該配当(当該他方の締約国の
1 一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによつて取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を	1 次の(a)又は(b)の規定に該当する場合であつて、そのいずれの場合においても、商業上又は資金上の関係において、双方の企業の間で、独立の企業の間で設けられる条件と異なる条件が設けられ、又は課されているときは、その条件がないとしたならば一方の企業の利得となつたとみられる利得であつてその条件のために当該一方の企業の利得となつたものに対しては、これを当該一方の企業の利得に算入して租税を課することができる。 (a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配又は資本に直接又は間接に参加している場合 (b) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配又は資本に直接又は間接に参加している場合 2 一方の締約国が、他方の締約国において租税を課された当該他方の締約国の企業の利得を1の規定により当該一方の締約国の企業の利得に算入して租税を課する場合において、両締約国の権限のある当局が、協議の上、その算入され	1 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。 2 1に規定する配当に対しては、これを支払う法人が居住者とされる一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該配当の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、次の額を超えないものとする。 (a) 当該配当の受益者が、当該配当の支払を受ける者が特定される日をその末日とする六箇月の期間を通じて、当該配当を支払う法人の議決権のある株式の十パーセント以上を直接又は間接に所有する法人である場合には、当該	6 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国内から利得又は所得を取得する場合には、当該他方の締約国は、当該法人の支払う配当及び当該法人の留保所得については、これらの配当及び留保所得の全部又は一部が当該他方の締約国内において生じた利得又は所得から成るときにおいても、当該配当(当該他方の締約国の
1 一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによつて取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を	1 次の(a)又は(b)の規定に該当する場合であつて、そのいずれの場合においても、商業上又は資金上の関係において、双方の企業の間で、独立の企業の間で設けられる条件と異なる条件が設けられ、又は課されているときは、その条件がないとしたならば一方の企業の利得となつたとみられる利得であつてその条件のために当該一方の企業の利得となつたものに対しては、これを当該一方の企業の利得に算入して租税を課することができる。 (a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配又は資本に直接又は間接に参加している場合 (b) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配又は資本に直接又は間接に参加している場合 2 一方の締約国が、他方の締約国において租税を課された当該他方の締約国の企業の利得を1の規定により当該一方の締約国の企業の利得に算入して租税を課する場合において、両締約国の権限のある当局が、協議の上、その算入され	1 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。 2 1に規定する配当に対しては、これを支払う法人が居住者とされる一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該配当の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、次の額を超えないものとする。 (a) 当該配当の受益者が、当該配当の支払を受ける者が特定される日をその末日とする六箇月の期間を通じて、当該配当を支払う法人の議決権のある株式の十パーセント以上を直接又は間接に所有する法人である場合には、当該	6 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国内から利得又は所得を取得する場合には、当該他方の締約国は、当該法人の支払う配当及び当該法人の留保所得については、これらの配当及び留保所得の全部又は一部が当該他方の締約国内において生じた利得又は所得から成るときにおいても、当該配当(当該他方の締約国の

第八条

居住者に支払われる配当及び配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該他方の締約国内にある恒久的施設と実質的な関連を有するものである場合の配当を除く。）に対していかなる租税も課することができず、また、当該留保所得に対して租税を課することができない。

第十一条

1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1に規定する利子に対しては、当該利子が生じた一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従つて租税を課することができる。

その租税の額は、当該利子の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該利子の額の十パーセントを超えないものとする。

3 2の規定にかかわらず、一方の締約国内において生ずる利子であつて、次のいずれかの場合に該当するものについては、他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(a) 当該利子の受益者が、当該他方の締約国の政府、当該他方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体、当該他方の締約国の中央銀行又は当該他方の締約国の政府が全面的に所有する機関である場合

(b) 当該利子の受益者が当該他方の締約国の居住者であつて、当該利子が当該他方の締約国の政府、当該他方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体、当該他方の締約国の中央銀行又は当該他方の締約国の政府が全面的に所有する機関によつて保証された債権、これらによつて保険の引受けが行われた債権又はこ

れらによる間接融資に係る債権に関して支払われる場合

4 3の規定の適用上、「中央銀行」及び「政府が全面的に所有する機関」とは、次のものをいう。

(a) カザフスタンについては、

(i) カザフスタン国立銀行

(ii) 株式会社「カザフスタン開発銀行」

(iii) 株式会社「輸出信用及び投資に係るカザフスタン国営保険会社」

(iv) カザフスタン共和国政府が資本の全部を所有するその他の類似の機関で両締約国の政府が外交上の公文の交換により随時合意するもの

(b) 日本国については、
(i) 日本銀行
(ii) 日本政策金融公庫
(iii) 独立行政法人国際協力機構
(iv) 独立行政法人日本貿易保険
(v) 日本国政府が資本の全部を所有するその他の類似の機関で両締約国の政府が外交上の公文の交換により随時合意するもの

5 この条において、「利子」とは、すべての種類の信用に係る債権（担保の有無及び債務者の利得の分配を受ける権利の有無を問わない）から生じた所得、特に、公債、債券又は社債から生じた所得（公債、債券又は社債の割増金及び賞金を含む。）及び他の所得で当該所得が生じた締約国の租税に関する法令上貸付金から生じた所得と同様に取扱いされるものをいう。前条で取り扱われる所得は、この条約の適用上利子には該当しない。

6 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である利子の受益者が、当該利子の生じた他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該利子の支払の基因となつた債権が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

7 利子は、その支払者が一方の締約国の居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、利子の支払者が、一方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、当該利子の支払の基因となつた債務が当該恒久的施設について生じ、かつ、当該利子が当該恒久的施設によつて負担されるものであるときは、当該支払者がいづれかの締約国の居住者であるか否かを問わず、当該利子は、当該恒久的施設が存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。

8 利子の支払の基因となつた債権について考慮した場合において、利子の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、当該利子の額が、その関係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうちその超過する部分に対しては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払つた上で、各締約国の法令に従つて租税を課することができる。

第十二条

1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

る。

2 1に規定する使用料に対しては、当該使用料が生じた一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該使用料の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該使用料の額の十パーセントを超えないものとする。

3 この条において、「使用料」とは、文学上、芸術上若しくは学術上の著作物（映画フィルム及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム又はテープを含む。）の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用の権利の対価として、産業上、商業上若しくは学術上の設備の使用若しくは使用の権利の対価として、又は産業上、商業上若しくは学術上の経験に関する情報の対価として受領されるすべての種類の支払金をいう。

4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である使用料の受益者が、当該使用料の生じた他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該使用料の支払の基因となつた権利又は財産が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

5 使用料は、その支払者が一方の締約国の居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、使用料の支払者が、一方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、当該使用料を支払う債務が当該恒久的施設について生じ、かつ、当該使用料が当該恒久的施設によつて負担されるものであると

きは、当該支払者がいずれかの締約国の居住者であるかを問わず、当該使用料は、当該恒久的施設が存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。

6 使用料の支払の基因となった使用、権利又は情報について考慮した場合において、使用料の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、当該使用料の額が、その関係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうちその超過する部分に対しては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払った上で、各締約国の法令に従って租税を課することができる。

第十三条

1 一方の締約国の居住者が第六条に規定する不動産であつて他方の締約国内に存在するものの譲渡によつて取得する収益に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 一方の締約国の居住者が法人の株式又は組合若しくは信託財産の持分の譲渡によつて取得する収益に対しては、その法人、組合又は信託財産の資産の価値の五十パーセント以上が第六条に規定する不動産であつて他方の締約国内に存在するものにより直接又は間接に構成される場合に限り、当該他方の締約国において租税を課することができる。

3 2の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の発行した株式の譲渡によつて取得する収益に対しては、譲渡者が所有する株式（当該

譲渡者の特殊関係者が所有する株式であつて当該譲渡者が所有するものと合算されるものを含む）の数が、当該譲渡が行われた課税年度中のいずれかの時点において当該法人の発行済株式の総数の二十五パーセント以上である場合には、当該他方の締約国において租税を課することができる。

4 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産を構成する財産（不動産を除く。）の譲渡から生ずる収益（当該恒久的施設の譲渡又は企業全体の譲渡の一部としての当該恒久的施設の譲渡から生ずる収益を含む。）に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

5 一方の締約国の企業が国際運輸に運用する船舶若しくは航空機又はこれらの船舶若しくは航空機の運用に係る財産（不動産を除く。）の譲渡によつて当該企業が取得する収益に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

6 1から5までに規定する財産以外の財産の譲渡から生ずる収益に対しては、譲渡者が居住者とされる締約国においてのみ租税を課することができる。

第十四条

1 次条、第十七条及び第十八条の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者がその勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、勤務が他方の締約国内において行われないう限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。勤務が他方の締約国内において行われる場合には、当該勤務について取得する給料、賃金その

他これらに類する報酬に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内において行う勤務について取得する報酬に対しては、次の(a)から(c)までに規定する要件を満たす場合には、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(a) 当該課税年度において開始し、又は終了するいずれの十二箇月の期間においても、報酬の受領者が当該他方の締約国内に滞在する期間が合計百八十三日を超えないこと。
(b) 報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われるものであること。
(c) 報酬が雇用者の当該他方の締約国内に有する恒久的施設によつて負担されるものでないこと。

3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の企業が国際運輸に運用する船舶又は航空機内において行われる勤務に係る報酬に対しては、当該一方の締約国において租税を課することができる。

第十五条

一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の役員の資格で取得する役員報酬その他これに類する支払金に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第十六条

1 第七条及び第十四条の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が演劇、映画、ラジオ若しくはテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人又は運動家として他方の締約国内で行う個人的活動によつて取得する所得に対しては、当該

他方の締約国において租税を課することができる。

2 一方の締約国内で行う芸能人又は運動家としての個人的活動に関する所得が当該芸能人又は運動家以外の者に帰属する場合には、当該所得に対しては、第七条及び第十四条の規定にかかわらず、当該芸能人又は運動家の活動が行われる当該一方の締約国において租税を課することができる。

第十七条

次条2の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者が受益者である退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

第十八条

1 (a) 政府の職務の遂行として一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体に対し提供される役務につき、個人に対し、当該一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によつて支払われる給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。
(b) もっとも、当該役務が他方の締約国内において提供され、かつ、当該個人が次の(i)又は(ii)の規定に該当する当該他方の締約国の居住者である場合には、その給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(i) 当該他方の締約国の国民
(ii) 専ら当該役務を提供するため当該他方の締約国の居住者となつた者でないもの

2 (a) 1 の規定にかかわらず、一方の締約国又は一方の締約国の地方公団若しくは地方公共団体に對し提供される役務につき、個人に對し、当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方公団若しくは地方公共団体によつて支払われ、又は当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方公団若しくは地方公共団体が拠出し、若しくは設立した基金から支払われる退職年金その他これに類する報酬に對しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。 (b) もっとも、当該個人が他方の締約国の居住者であり、かつ、当該他方の締約国の国民である場合には、当該退職年金その他これに類する報酬に對しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。 3 一方の締約国又は一方の締約国の地方公団若しくは地方公共団体の行う事業に關連して提供される役務につき支払われる給料、賃金、退職年金その他これらに類する報酬については、第十四条から前条までの規定を適用する。 第十九条 専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者であつて、現に他方の締約国の居住者であるもの又はその滞在の直前に他方の締約国の居住者であつたものがその生計、教育又は訓練のために受け取る給付(当該一方の締約国外から支払われるものに限る。)については、当該一方の締約国においては、租税を課することができない。 第二十条 この条約の他の規定にかかわらず、匿名組合契約その他これに類する契約に關連して匿名組合員	が取得する所得及び収益に對しては、当該所得及び収益が生ずる締約国において当該締約国の法令に從つて租税を課することができる。 第二十一条 1 一方の締約国の居住者が受益者である所得(源泉地を問わない。)であつて前各条に規定がないもの(以下この条において「その他の所得」という。)に對しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。 2 1 の規定は、一方の締約国の居住者であるその他の所得(第六条2 に規定する不動産から生ずる所得を除く。)の受益者が、他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該その他の所得の支払の基因となつた権利又は財産が当該恒久的施設と實質的な關連を有するものであるときは、当該その他の所得については、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。 3 1 に規定する一方の締約国の居住者と支払者との間又はその双方と第三者との間の特別の關係により、その他の所得の額が、その關係がないとしたならば当該居住者及び当該支払者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうちその超過する部分に對しては、この条約の他の規定に妥當な考慮を払つた上で、各締約国の法令に從つて租税を課することができる。 第二十二条 1 カザフスタンについては、(a) カザフスタンの居住者がこの条約の規定に從つて日本国において租税を課される所得を	取得する場合には、カザフスタンは、日本国において納付される日本国の租税の額を当該居住者の所得に對するカザフスタンの租税から控除する。ただし、控除の額は、カザフスタンの租税の額のうち当該所得に對する部分を越えないものとする。 (b) カザフスタンの居住者が取得する所得についてこの条約の規定に從つてカザフスタンにおいて租税が免除される場合には、カザフスタンは、当該居住者の残余の所得に對する租税の額の算定に當たつては、その免除された所得を考慮に入れることができる。 2 日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに關する日本国の法令の規定に従ひ、(a) 日本国の居住者がこの条約の規定に從つてカザフスタンにおいて租税を課される所得をカザフスタン内において取得する場合には、当該所得について納付されるカザフスタンの租税の額は、当該居住者に對して課される日本国の租税の額から控除する。ただし、控除の額は、日本国の租税の額のうち当該所得に對する部分を越えないものとする。 (b) カザフスタン内において取得される所得が、カザフスタンの居住者である法人により、当該法人の議決権のある株式又は発行済株式の十パーセント以上を配当の支払義務が確定する日に先立つ六箇月の期間を通じて所有する日本国の居住者である法人に對して支払われる配当である場合には、日本国の租税からの控除を行うに當たり、当該配当を支払う法人によりその所得について納付されるカザフスタンの租税を考慮に入れるものとす	る。 3 1 及び2 の規定の適用上、一方の締約国の居住者が受益者である所得であつてこの条約の規定に從つて他方の締約国において租税を課されるものは、当該他方の締約国内の源泉から生じたものとみなす。 第二十三条 1 一方の締約国の国民は、他方の締約国において、租税若しくはこれに關連する要件であつて、特に居住者であるか否かに關し同様の状況にある当該他方の締約国の国民に課されておらず若しくは課されることがある租税若しくはこれに關連する要件以外のもの又はこれらよりも重いものを課されることはない。この1 の規定は、第一条の規定にかかわらず、いずれの締約国の居住者でもない者にも、適用する。 2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に對する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行う当該他方の締約国の企業に對して課される租税よりも不利に課されることはない。この2 の規定は、一方の締約国に對し、家族の状況又は家族を扶養するための負担を理由として当該一方の締約国の居住者に認める租税上の人的控除、救済及び軽減を他方の締約国の居住者に認めることを義務付けると解してはならない。 3 第九条1、第十一条8、第十二条6又は第二十一条3の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の企業が他方の締約国の居住者に支払つた利子、使用料その他の支払金については、当該一方の締約国の企業の課税対象利得の決定に當たつて、当該一方の締約国の居住者に支払われたとした場合における条件と同様の条
--	---	--	---

件で控除するものとする。 4 一方の締約国の企業であつてその資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者により直接又は間接に所有され、又は支配されているものは、当該一方の締約国において、租税若しくはこれに関連する要件であつて、当該一方の締約国の類似の他の企業に課されてお	締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。 3 両締約国の権限のある当局は、この条約の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑義を合意によつて解決するよう努める。両締約国の権限のある当局は、また、この条約に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができる。 4 両締約国の権限のある当局は、2及び3に規定する合意に達するため、直接相互に通信することができる。	3 1及び2の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。 (a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。 (b) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない情報を提供すること。 (c) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反することになる情報を提供すること。	は税率の軽減が、このような特典を受ける権利を有しない者によつて享受されることのないようにするために必要とされる範囲において、租税の徴収につき相互に支援を行うよう努める。その徴収を行う締約国は、このようにして徴収された金額につき他方の締約国に対して責任を負う。 2 1の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。 (a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。 (b) 公の秩序に反することになる措置をとること。
5 第二条の規定にかかわらず、この条の規定は、締約国又は締約国の地方政府若しくは地方公共団体によつて課されるすべての種類の租税に適用する。 第二十四条 1 一方の又は双方の締約国の措置によりこの条約の規定に適合しない課税を受けたと認める者又は受けることになると認める者は、当該事案について、当該一方の又は双方の締約国の法令に定める救済手段とは別に、自己が居住者である締約国の権限のある当局に対して又は当該事案が前条1の規定の適用に関するものである場合には自己が国民である締約国の権限のある当局に対して、申立てをすることができる。当該申立ては、この条約の規定に適合しない課税に係る措置の最初の通知の日から三年以内に、しなければならない。 2 権限のある当局は、1に規定する申立てを正当と認めるが、自ら満足すべき解決を与えることができない場合には、この条約の規定に適合しない課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局との合意によつて当該事案を解決するよう努める。成立したすべての合意は、両	1 両締約国の権限のある当局は、この条約の規定の実施又は両締約国若しくはそれらの地方政府若しくは地方公共団体が課するすべての種類の租税に関する両締約国の法令(当該法令に基づく課税がこの条約の規定に反しない場合に限り)の規定の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。情報の交換は、第一条及び第二条の規定による制限を受けない。 2 1の規定に基づき一方の締約国が受領した情報は、当該一方の締約国がその法令に基づいて入手した情報と同様に秘密として取り扱うものとし、1に規定する租税の賦課若しくは徴収、これらの租税に関する執行若しくは訴追、これらの租税に関する不服申立てについての決定又はこれらの監督に関与する者又は当局(裁判所及び行政機関を含む)に対してのみ、開示される。これらの者又は当局は、当該情報をそのような目的のためにのみ使用する。これらの者又は当局は、当該情報を公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができない。	4 一方の締約国は、他方の締約国がこの条の規定に従つて当該一方の締約国に対し情報の提供を要請する場合には、自己の課税目的のために必要でないときであっても、当該情報を入手するために必要な手段を講ずる。一方の締約国がそのような手段を講ずるに当たっては、3の規定に定める制限に従うが、その制限は、いかなる場合にも、当該情報が自己の課税目的のために必要でないことのみを理由としてその提供を拒否することを認めるものと解してはならない。 5 3の規定は、提供を要請された情報が銀行その他の金融機関、名義人、代理人若しくは受託者が有する情報又はある者の所有に関する情報であることのみを理由として、一方の締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならない。	第二十七条 この条約のいかなる規定も、国際法の一般原則又は特別の協定に基づく外交使節団又は領事機関の構成員の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。 第二十八条 1 各締約国は、他方の締約国に対し、外交上の経路を通じて、この条約の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行う。この条約は、遅い方の通告が受領された日の後三十日目の日に効力を生ずる。 2 この条約は、次のものについて適用する。 (a) 源泉徴収される租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に租税を課される額 (b) 源泉徴収されない所得に対する租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一
第二十六条 1 両締約国は、この条約に基づく租税の免除又	第二十五条 1 両締約国の権限のある当局は、この条約の規定の実施又は両締約国若しくはそれらの地方政府若しくは地方公共団体が課するすべての種類の租税に関する両締約国の法令(当該法令に基づく課税がこの条約の規定に反しない場合に限り)の規定の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。情報の交換は、第一条及び第二条の規定による制限を受けない。 2 1の規定に基づき一方の締約国が受領した情報は、当該一方の締約国がその法令に基づいて入手した情報と同様に秘密として取り扱うものとし、1に規定する租税の賦課若しくは徴収、これらの租税に関する執行若しくは訴追、これらの租税に関する不服申立てについての決定又はこれらの監督に関与する者又は当局(裁判所及び行政機関を含む)に対してのみ、開示される。これらの者又は当局は、当該情報をそのような目的のためにのみ使用する。これらの者又は当局は、当該情報を公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができない。	第二十六条 1 両締約国は、この条約に基づく租税の免除又	第二十七条 この条約のいかなる規定も、国際法の一般原則又は特別の協定に基づく外交使節団又は領事機関の構成員の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。 第二十八条 1 各締約国は、他方の締約国に対し、外交上の経路を通じて、この条約の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行う。この条約は、遅い方の通告が受領された日の後三十日目の日に効力を生ずる。 2 この条約は、次のものについて適用する。 (a) 源泉徴収される租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に租税を課される額 (b) 源泉徴収されない所得に対する租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一

月一日以後に開始する各課税年度の所得 (c) その他の租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税 第二十九条 この条約は、一方の締約国によって終了させられる時まで効力を有する。いずれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から五年の期間が満了した後に開始する各暦年の末日の六箇月前までに、外交上の経路を通じて、他方の締約国に対し終了の通告を行うことにより、この条約を終了させることができる。この場合には、この条約は、次のものにつき適用されなくなる。 (a) 源泉徴収される租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に租税を課される額 (b) 源泉徴収されない所得に対する租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得 (c) その他の租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税 以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの条約に署名した。 二千八年十二月十九日に東京で、英語により本書二通を作成した。 日本国のために 中曾根弘文	
カザフスタン共和国のために A・カマルディノフ 議定書 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカザフスタン共和国との間の条約(以下「条約」という)の署名に当たり、日本国及びカザフスタン共和国は、条約の不可分の一部を成す次の規定を協定した。 1 条約第九条2の規定に関し、カザフスタンが同規定に係る調整を行う場合において、同規定は、カザフスタンに対して、調整される利得について合意する義務を課するものと解してはならない。 2 条約第九条3の規定に関し、同規定は、契約に基づく地表下の利用から取得するカザフスタンの企業の利得について、当該契約の期間が満了した日から起算して五年の期間の末日までは、同条1の規定に基づきカザフスタンが更正することを妨げるものと解してはならない。 3 条約第十二条2の規定に関し、 (a) カザフスタン内において生じた使用料については、「使用料の額」とあるのは、「使用料の総額の五十パーセントの額」とする。 (b) 日本国内において生じた使用料については、「使用料の額の十パーセント」とあるのは、「使用料の総額の五パーセント」とする。 4 条約第二十五条5の規定に関し、一方の締約国は、弁護士その他の法律事務代理人がその職務に関してその依頼者との間で行う通信に関する情報であつて、当該一方の締約国の法令に基づいて保護されるものについては、その提供を拒否することができる。 5 条約のいかなる規定も、一方の締約国が、他方の締約国の居住者である法人の利得(船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得するものを除く)であつて、当該一方の締約国内にある当該法人の恒久的施設に帰せられるものに對し、当該法人が当該一方の締約国の居住者であるとしたならばその利得に対して課されることになる租税に加えて、附加的な租税を課することを妨げるものと解してはならない。ただし、この附加的な租税の額は、当該利得の額の五パーセントを超えないものとする。この場合において、当該附加的な租税が課される利得は、その課税年度において当該恒久的施設に帰せられる利得の額から、当該利得に対して当該一方の締約国において当該課税年度に課されるすべての租税(この5に規定する附加的な租税を除く)の額を控除した後に決定される。 以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの議定書に署名した。 二千八年十二月十九日に東京で、英語により本書二通を作成した。 日本国のために 中曾根弘文 カザフスタン共和国のために A・カマルディノフ	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカザフスタン共和国との間の条約の締結について承認を求めめるの件及び同報告書
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカザフスタン共和国との間の条約の締結について承認を求めめるの件に関する報告書 本件の目的及び要旨 政府は、カザフスタン共和国との間の所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための条約を締結するため、平成十九年十二月以来カザフスタン政府との間で交渉を行ってきた。その結果、条約案文について最終的合意に達し、平成二十年十二月十九日に東京において、本条約の署名が行われた。 本条約は、これまでに我が国が諸外国との間で締結してきた租税条約と同様に、経済的交流、人的交流等に伴って発生する国際的な二重課税を回避することを目的として、我が国とカザフスタンとの間で課税権を調整するもので、その主な内容は次のとおりである。 1 この条約が適用される租税は、日本国については所得税、法人税及び住民税、カザフスタンについては法人所得税及び個人所得税とすること。 2 一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合における当該恒久的施設に帰せられる所得についてのみ当該他方の締約国において課税することができること。 3 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において課税することができるが、同配当に対しては、当該配当を支払う法人が居住者とされる一方の締約国において	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカザフスタン共和国との間の条約の締結について承認を求めめるの件及び同報告書

も、配当の受益者が当該配当を支払う法人の議決権のある株式の十パーセント以上を直接又は間接に所有する法人である場合には当該配当額の五パーセントを、その他のすべての場合には当該配当額の十五パーセントを、それぞれ超えない額の課税をすることができると。

4 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国において課税することができるが、同利子に対しては、当該利子が生じた一方の締約国においても、十パーセントを超えない額の課税をすることができると(ただし、政府、中央銀行等が受け取る利子は免税)。

5 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者が受益者である著作権、特許権、商標権等の使用料に対しては、当該他方の締約国において課税することができるが、同使用料に対しては、当該使用料が生じた一方の締約国においても、十パーセントを超えない額の課税をすることができると。

6 両締約国の権限のある当局は、この条約の定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができること。

7 両締約国の権限のある当局は、この条約の規定の実施又は両締約国が課するすべての種類の租税に関する両締約国の法令の規定の運用若しくは執行に関連する情報を交換すること。

なお、条約の不可分の一部を成す議定書は、

使用料に係る源泉地国での税率の上限が実質的に五パーセントとなること、情報の提供を拒否できる場合の内容等を規定している。

本条約は、本条約の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する各締約国が他方の締約国へ行う通告の、遅い方の通告が受領された日の後三十日目の日に効力を生ずることになっている。

よって政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三條第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるとするのである。

二 本件の議決理由

本条約を締結することは、我が国とカザフスタンとの間の二重課税回避の制度が整備され、両国間の資本、人的資源等の交流が一層促進されることと期待されるので、有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。右報告する。

平成二十一年六月二十四日

外務委員長 河野 太郎
衆議院議長 河野 洋平殿

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五條第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

右国会に提出する。

平成二十一年四月二十一日

内閣総理大臣 麻生 太郎

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五條第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法(平成十六年法律第百二十五号。以下「法」という。)第三條第三項の規定により閣議決定された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について(平成二十一年四月十日閣議決定)に基づき別紙のとおり行う入港禁止の実施につき、法第五條第一項の規定に基づいて国会の承認を求める。

一 入港禁止の理由

平成十八年十月九日、北朝鮮により核実験を実施した旨の発表がなされた。北朝鮮が同年七月五日に弾道ミサイルを発射したことに加え、核実験を実施したとしていることは、我が国のみならず、東アジア及び国際社会の平和と安全に対する重大な脅威である。これは核兵器不拡散条約(NPT)体制に対する重大な挑戦であり、また、日朝平壤宣言及び六者会合の共同声明のみならず、国際連合安全保障理事会決議第一六九五号及び同年十月七日の国際連合安全保障理事会議長声明にも違反するものである。その後の我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、我が国の平和及び安全を維持するため特に必要があると認め、法第三條第一項に基づき、三に掲げる特定船舶の本邦の港への入港を禁止することとする。

二 特定の外国

北朝鮮

三 特定船舶

北朝鮮船舶のすべての船舶

四 入港禁止の期間
平成十八年十月十四日から平成二十二年四月十三日までの間。ただし、万景峰九二号(北朝鮮籍船舶、貨客船)については、平成十八年十月十三日から平成二十二年四月十三日までの間。

五 法第二條第二項第二号の船舶を特定船舶とする場合にあっては、同号に規定する日なし

六 法第六條第一項の規定により特定船舶を出港させなければならない期日
平成十八年十月十四日

七 その他入港禁止の実施に関し必要な事項

なお、必要な人道上の配慮を行うとともに、法令の執行に支障を及ぼさないようにする。

理 由

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第三條第三項の規定により閣議決定された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」に基づく入港禁止の実施につき、同法第五條第一項の規定に基づいて国会の承認を必要とする必要があるからである。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五條第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(内閣提出)に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

本件は、平成十八年十月十四日より北朝鮮船舶のすべての船舶の入港を禁止することとする同年十月十三日の閣議決定等により変更された

同年七月五日の閣議決定について、その後の我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、平成二十一年四月十日に入港禁止の期間を平成二十二年四月十三日まで一年延長する変更をしたため、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

二 本件の議決理由

本件は、我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、我が国の平和及び安全を維持するため、特定船舶の入港禁止を実施する措置として妥当なものと認め、これを承認すべきものと議決した次第である。

平成二十一年六月二十四日

国土交通委員長 望月 義夫
衆議院議長 河野 洋平殿

平成十九年度一般会計歳入歳出決算、平成十九年度特別会計歳入歳出決算、平成十九年度国税収納金整理資金受払計算書及び平成十九年度政府関係機関決算書に関する報告書

一 決算の内容

1 平成十九年度一般会計歳入歳出決算
平成十九年度の一般会計歳入歳出決算は、歳入決算額八千四百五十五億三千四百七十八百五十九万四千円、歳出決算額八千一百八十四億二千五百七十七万四千円であり、差引き二兆七千九百九十九億八千三百七十七万四千円の剰余を生じたが、この剰余金は、財政法第四十一条の規定により、平成二十年度の一般会計の歳入

に繰入れ済みである。

なお、平成十九年度における財政法第六条の純剰余金は、六千三百九十九億八百四十七万四千円、この金額の二分の一を下らない額は、公債又は借入金等の償還財源に充てることとなっている。

以上の決算額を予算額と比較すると、

歳入においては、予算額八十三兆八千四百一十一億九千二百二十九万四千円（当初予算額八十二兆九千八百八十八億七千八百一十一万四千円、予算補正追加額二兆六千九百九十九億六千三百八十八万四千円、予算補正修正減少額一兆七千九百六十六億二千二百九十九万四千円）に比し、七千四百九十二億八千七百三十万四千円の増加となっている。

歳出においては、予算額八十三兆八千四百一十一億九千二百二十九万四千円（当初予算額八十二兆九千八百八十八億七千八百一十一万四千円、予算補正追加額二兆六千九百九十九億六千三百八十八万四千円、予算補正修正減少額一兆七千九百六十六億二千二百九十九万四千円）に比し、七千四百九十二億八千七百三十万四千円の増加となっている。

負担額を除く。）は、平成十九年度末現在五百六十六兆四千三百五十五億四千三百八十八万四千円であり、この債務のうち、公債は五百四十二兆三千四百三十五億四千九百七十九万四千円である。

保証債務及び損失補償債務負担額は、平成十九年度末現在四十八兆八千九百九十四億四千四百二十万四千円である。

2 平成十九年度特別会計歳入歳出決算

平成十九年度の特別会計の数は二十八であり、その歳入歳出の決算額の合計額は、歳入三百九十五兆九千二百三十三億六千二百一十一万四千円、歳出三百五十三兆二千八百三十一億七千七百七十二万四千円である。また、翌年度繰越額の合計額は十二兆九千二百五十九億二千二百八十七万四千円、不用額の合計額は十兆八千二百五十九億六千七百八十二万四千円である。

債務負担額は、平成十九年度末現在二百八十八兆八千三百三十三億三千九百三十九万四千円である。この債務のうち、公債は百四十二兆五百二十一億四千七百三十四万四千円、借入金は三十八兆六千四百六十四億五千五百円、政府短期証券は百四兆六千五百二十七億九千万円である。

3 平成十九年度国税収納金整理資金受払計算書

平成十九年度の国税収納金整理資金の受入れ及び支払いは、資金への収納額六十二兆七千三百七十七億六千六百六十六万四千円、資金からの一般会計等の歳入への組入額等六十一兆九千六百八十六億八千四百六十六万四千円であり、差引き七千三百五十億二千六百六十六万四千円が平成十

九年度末の残余資金となる。これは主として特定地方税に係る還付金の支払決定未済のものである。

4 平成十九年度政府関係機関決算書

平成十九年度の政府関係機関の数は七であり、その収入支出の決算額の合計は、収入二兆六千三百八十八億二千七百三十五万四千円、支出二兆六百四十五億三千三百二十六万四千円である。

二 議決の内容

平成十九年度の一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、国税収納金整理資金受払計算書及び政府関係機関決算書につき、次のとおり議決すべきものと決定した。

本院は、平成十九年度決算について、予算執行の実績とその効果、会計検査院の検査報告などに重点を置いて審議を行ってきたが、さらに改善を要するものが認められるのは遺憾である。

1 予算の執行状況などからみて、所期の目的が十分達成されるよう、なお一層の努力を要する事項などが見受けられる。

次の事項がその主なものであるが、政府は、これらについて特に留意して適切な措置を執り、その結果を次の常会に本院に報告すべきである。

(1) 世界的な金融・経済危機から脱却するため、景気回復を最優先としつつ、年金・医療・介護・子育てをはじめ、社会保障制度の抜本改革を早急に実行する一方、不急の経費の見直しや無駄の削減による歳出改革を継続し、中長期的には財政の健全

化に努めるものとする。

- (2) 地域経済を立て直すためにその実情に応じた地域の再生を推進すべきである。

また、国直轄事業の費用負担の在り方については、積算等の透明性を確保すべきであり、改善に向けた見直しを早急に行うべきである。補助金等の使用状況について、地方自治体において不適正経理が行われていた事案が多数報告されたことを踏まえ、地方自治体に改善を求めるべきである。補助金等に係る国の画一的な基準設定が地域の実情に応じた柔軟な対応を妨げている側面もあることを踏まえ、補助金等の基準の弾力化等の見直しを早急に行うべきである。

同時に、直轄事業や補助事業の在り方そのものについて、国と地方の役割分担を明確化し、国から地方に事務事業、権限及び財源を移譲する等、抜本的な地方分権改革を行う中で、見直すべきである。

さらに、道路特定財源の一般財源化の趣旨を踏まえ、道路に係る歳出の改革を図り、適正に使用すべきである。

- (3) 年金記録問題への対応に当たっては、発生原因の徹底究明と再発防止に全力で取り組むとともに、標準報酬等の遡及訂正事案への対応等を可及的速やかに進め、正しい年金記録に基づく年金の支払いに万全を期すべきである。

- (4) 医師不足等の地域医療の課題に対応するため、医師、看護師、医療事務者等地域医療の人的基盤を構築するとともに、地域の医療体制が損なわれることのないよう公的

病院等に対する手厚い支援に努めるべきである。

現在の介護現場においては労働条件の悪化により人材不足が深刻化するなど危機的な状況にある。高齢者等が安心して暮らすことのできる社会を実現するため、介護労働者の賃金向上を含めた処遇改善策を積極的に推進すること等により、介護を担う優れた人材を確保するとともに大規模な雇用創出を図るべきである。

また、保育の充実、幼児教育の推進、乳幼児医療の充実など子育て支援・少子化対策を強力に実施すべきである。

- (5) 高齢化が進む原子爆弾被害者の早期救済を図るため、原爆症認定集団訴訟の解決に向けて適切に対応するとともに、原爆症認定を迅速化し、認定対象疾病の拡大の検討を可及的速やかに進めるべきである。

- (6) 世界に先駆けた低炭素・循環型社会を構築するため、太陽光発電及び次世代自動車の普及を促進するとともに、マルチモーダルシフトを強力に推進し、これらの環境対策を通じた景気回復・雇用創出を積極的に後押しすべきである。

また、情報通信技術を活用したテレワークは、ワーク・ライフ・バランスの実現、人口減少・少子高齢化時代における労働力確保、低炭素社会の実現の観点から有効なものであり、より一層の推進を図るべきである。

- (7) 宇宙政策の推進に当たっては、政治主導を貫き、政府全体が一丸となって、総合的

な施策を強力かつ計画的に推進できるよう、予算配分及び組織・人的体制を充実させるべきである。その際、省益を排し、国家戦略としての宇宙政策を推進するにふさわしい人材を積極的に登用すべきであり、その趣旨を体した能力・実績主義に基づく人事政策により徹底すべきである。また、科学技術の大型プロジェクトについては、経費の効率性及び成果の活用を検証し、国民に対する説明責任を果たしていくべきである。

- (8) 在日米軍関係施設の設置・移転等に関する日米間の協議及びその実行並びに各種の経費負担関係については、米国に対して国民・地域住民の視点を踏まえた主張を行うなどとともに、国民に対する説明や情報公開を十分に行い、地域住民の理解を得られるよう努めるべきである。

- (9) 消費者行政については、消費者被害の予防や被害の救済の観点から、関係行政機関は民間事業者に対する指導・監督を適切に行うとともに、これらの関係行政機関に対する監視が適切に行われるべきである。

- 2 会計検査院が検査報告で指摘した不当事項については、本院もこれを不当と認める。

政府は、これらの指摘事項について、それぞれは正の措置を講じるとともに、綱紀を肅正して、今後再びこのような不当事項が発生することのないよう万全を期すべきである。

- 3 決算のうち、前記以外の事項については異議がない。

政府は、今後予算の作成及び執行に当たって

は、本院の決算審議の経過と結果を十分考慮して、行財政改革を強力に推進し、財政運営の健全化、行政の活性化・効率化を図るとともに、政策評価等の実施を通じて効果的かつ効率的な行政を推進し、もって国民の信託にこたえるべきである。

右報告する。

平成二十一年六月二十四日

決算行政監視委員長 川端 達夫
衆議院議長 河野 洋平殿

平成十九年度国有財産増減及び現在額総計算書に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、国有財産法第三十四条第一項の規定に基づき国会に報告されたものである。

平成十九年度中の国有財産の増減額は、総増加額六十五兆六千五百五十八億六千四百三十九万九千九百九十九円余、差引き純減少額は一兆五千八百九十一億四千九百九十九円余である。

これを平成十八年度末現在額百六兆七千五百六十八億六千六百二十二万九千九百九十九円余と、平成十九年度末現在額は百五兆六千六百七十六億七千五百五十二万九千九百九十九円余である。

平成十九年度末現在額の内訳を分類別、区分別にみると、分類別では行政財産三十四兆九千九百九十九億五千五百五十七万九千九百九十九円余、一般財産七十一兆四千八百八十三億九千九百九十九万九千九百九十九円余、区分別では政府出資等六十四兆四千八百三十九億五千七百九十一万九千九百九十九円余、土地十九兆二千八百四十八億四千七百七十三万九千九百九十九円余、立木竹六兆七千

四百二十七億五千七百八万円余、工作物六兆三千三百六億五千六百二十二万円余、建物四兆五千四百六十一億八千八百九十六万円余等である。

なお、区分別の増減の主なもの、増加が政府出資等四十二兆六千五百四億八千八百二十三万円余、土地七兆八千六百四十四億二千二百四十六万円余、立木竹六兆七千四百一億二千七百四十万円余であり、減少が政府出資等四十四兆九千四百七十九億三千五百七十二万円余、土地七兆九千二百二十五億四百八十六万円余、立木竹六兆六千八百九十八億三千四百九十七万円余である。

二 本件の議決理由

本件は、これを是認すべきものと認め、その旨議決した次第である。
右報告する。

平成二十一年六月二十四日

決算行政監視委員長 川端 達夫

衆議院議長 河野 洋平殿

平成十九年度国有財産無償貸付状況総計算書に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、国有財産法第三十七条第一項の規定に基づき国会に報告されたものである。

平成十九年度中の無償貸付財産の増減額は、総増加額千七百四十七億四千七十九万円余、総減少額千七百二十九億千四百二十五万円余であり、差引き純増加額は十八億二千六百五十四万円余である。

これを平成十八年度末現在額一兆八百四十一

億九百九十五万円余に加算すると、平成十九年度末現在額は一兆八百五十九億三千六百五十万円余である。

平成十九年度末現在額の用途別の内訳は、公園の用に供するもの一兆四百九十一億七千九百七十三万円余、緑地の用に供するもの百三十四億八千七百七十二万円余等である。

なお、増減の主なもの、公園の用に供するもので、増加が千六百六億八千二百二十四万円余、減少が千五百九十一億三千六百十九万円余である。

二 本件の議決理由

本件は、これを是認すべきものと認め、その旨議決した次第である。
右報告する。

平成二十一年六月二十四日

決算行政監視委員長 川端 達夫

衆議院議長 河野 洋平殿

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
本体 三三〇円	本号一部 三四五円